

前期基本計画

第1章	計画の概要
第2章	基本方針別（分野別）の個別施策
第3章	重点戦略の具体施策
第4章	地域別の振興方策

第1章 計画の概要

1 計画の目的と役割

(1) 計画の目的

前期基本計画は、基本構想を実現するための具体的な方策を示すとともに、計画的な行財政運営の執行を図ることを目的として策定するものです。

(2) 計画の役割

前期基本計画は、次の役割を担います。

- ア) 当市の行財政運営を合理的・計画的に執行するための指針となります。
- イ) 今後、個別に策定される各種行政計画の最上位計画として、調整機能を果たします。
- ウ) 予算編成の指針となります。
- エ) 市民および民間事業者などの活動の指針となります。

2 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

前期基本計画は、基本構想で掲げた「4つの基本方針」の個別施策及び「5つの重点戦略」の具体施策、地域別の振興方策で構成します。

(2) 計画の期間

前期基本計画の計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

3 基本方針の個別施策とまちづくり指標

基本構想に掲げる目指すまちの姿『雪と生きる。大地に遊ぶ。未来を創造するまち とおかまち』を目指し、雪国の暮らしや文化をさらに磨き上げ、未来に希望を持てるまちづくりを進める必要があります。

第2章の「基本方針の個別施策」に記載している46の施策は、「基本構想」を具現化するための施策であり、これからのまちづくりを推進していくうえで、特に重要と捉える事業を中心に記載しました。

また、市民参加や協働によるまちづくりが欠かせない中で、市民やまちづくり団体等と、より良いパートナーシップを築くために、相互に共有することができる「共通の目標」が必要であることから、『まちづくり指標』を設定し、今後5年間の取組における目標を数値化しました。ここで掲げる『まちづくり指標』の達成度調査のほか、定期的実施する市民アンケート調査などに基づき、各施策の達成度を点検・検証し、進捗管理を行います。

4 重点戦略の具体施策とKPI（重要業績評価指標）

第3章には、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に基づく地方版総合戦略として位置づける、「重点戦略の具体施策」を掲げました。「基本構想」で定めた重点戦略の「基本的方向」を実現するための取組を第2章の各施策から抽出し、具体的な施策としてまとめています。

また、第2章の各施策の「まちづくり指標」を、重点戦略のKPI（重要業績評価指標）として位置づけ、各戦略の進捗管理や評価検証を行います。

5 地域別の振興方策

十日町市には、地域の身近な課題は、地域住民自らの判断と責任で、自主的・自立的に解決を図るという地域自治の考え方に基づき、地域振興につながる事業を実施する13の地域自治組織があります。

基本構想で掲げた、市内13地域ごとの振興方針をふまえ、この基本計画で示す「地域別の振興方策」は、各地域において特に関わりの大きい具体的な施策を掲載しています。各地域の具体的な施策の実施に際しては、地域住民はもとより、地域自治組織との緊密な連携や調整のもとで進めていくべきものとして位置づけます。

6 行政改革の取組

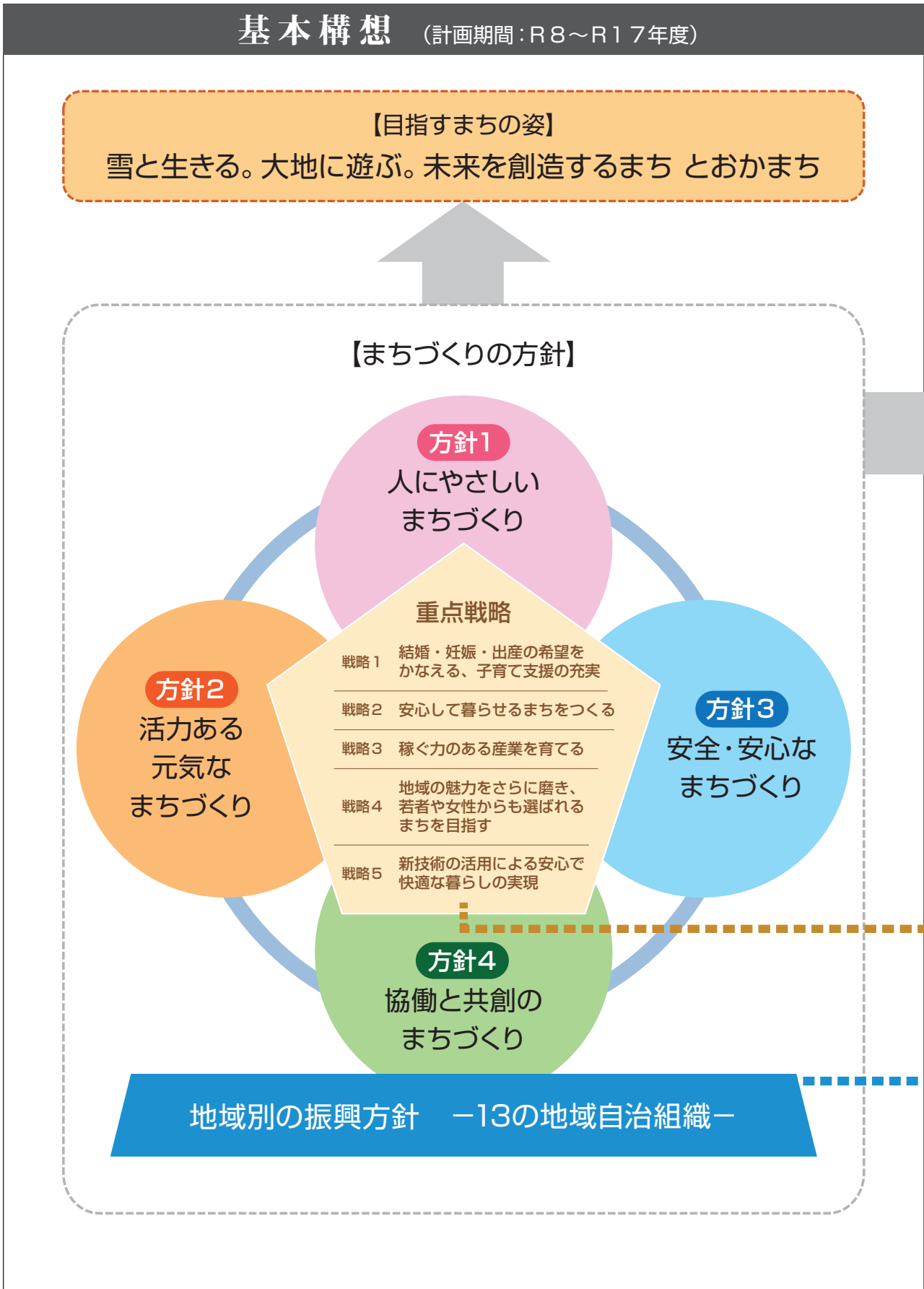
十日町市では、第二次十日町市総合計画において平成28年度から行政改革を基本計画に組み込み、継続的な取組を進めてきました。

引き続き、本基本計画の「まちづくり指標」と一体的に管理・推進することにより、効果的・効率的な自治体運営に取り組みます。

また、行政の経営資源を最大限活用するとともに、AI^{*1}技術の活用など行政運営におけるイノベーションや他の自治体等との連携を推進し、柔軟で効率的な行政運営を進めます。

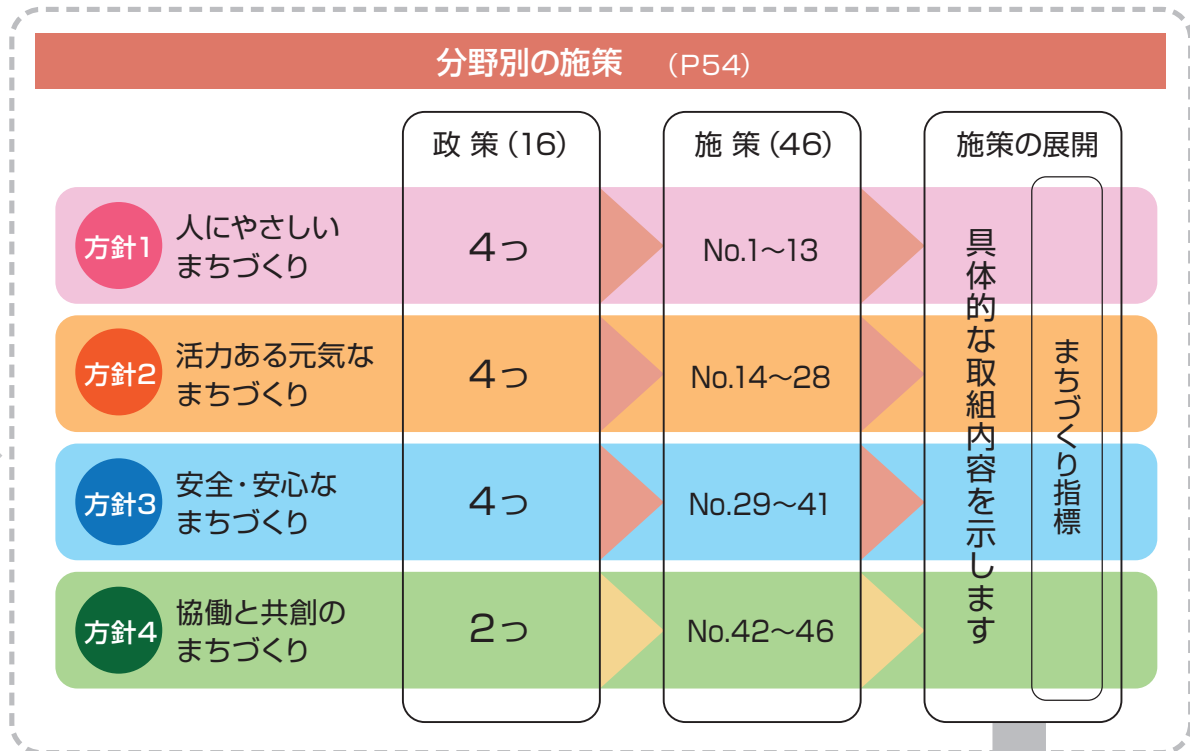
*1 Artificial Intelligence（人工知能）の略で、コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。

■ 基本構想の構成

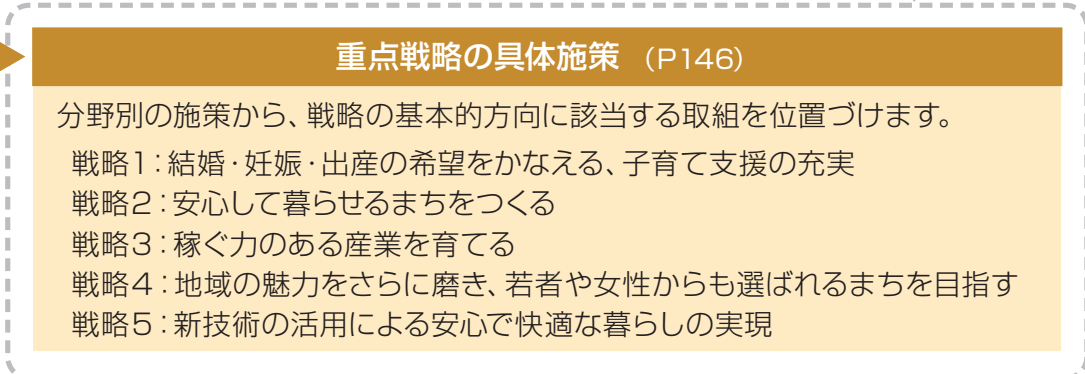


基本計画 (計画期間：R8～R12年度)

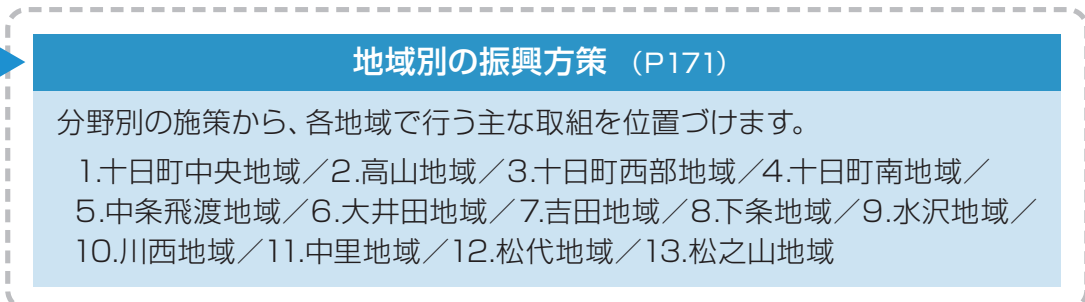
【全体の施策】



【重点戦略の施策】



【地域別の施策】



■ 施策体系図

目指すまちの姿

「雪と生きる。大地に遊ぶ。」

基本方針1 人にやさしいまちづくり

こどもから高齢者まですべての市民が、生涯を通じて元気で健やかに、自分らしく心豊かに暮らせる十日町市を目指します。

安心してこどもを産み育て、地域社会全体でこどもと子育て家庭を支える環境づくりを推進するとともに、次代を担うこどもたちが健やかに育ち、創造性ある未来を切り開けるよう、質の高い教育・保育サービスを提供し、夢の実現を応援します。また、日常生活に不安や困難を抱える人を、地域全体で支え合う環境づくりや、医療提供体制の整備を推進します。

政策1 安心してこどもを産み育てられるまち

施策	①「こどもまんなか社会」の実現を目指して	施策1
	②切れ目のない子育て支援	施策2
	③一人ひとりのこどもとその家庭に寄り添った支援の充実	施策3
	④結婚の希望をかなえる支援の充実	施策4

政策2 ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち

施策	①学校教育の充実	施策5
	②魅力ある教育活動の推進	施策6
	③学校教育環境の整備	施策7

政策3 地域で支え合いみんなが安心して心豊かに暮らせるまち

施策	①福祉のまちづくりの推進	施策8
	②高齢者福祉と介護サービスの充実	施策9
	③障がいのある人への支援の推進	施策10

政策4 生涯元気で健やかに暮らせるまち

施策	①健康づくりの推進	施策11
	②地域包括ケアシステムの推進・強化	施策12
	③地域医療の充実	施策13

基本方針2 活力ある元気なまちづくり

十日町市の自然や歴史、文化などの特色ある多様な地域資源を磨き上げ、山も里もまちなかも元気で、魅力と活力あふれる十日町市を目指します。

磨き上げた魅力を発信し、新たな交流の促進やこれまでの繋がりの深化により、地方への人の流れを創出するとともに、チャレンジする企業や人材等を後押しすることにより、将来の担い手の確保・育成を図り、活力ある農林業と力強い産業による地域の活性化を図ります。また、全ての世代が学び、活動できる環境づくりを推進します。

政策1 人びとが行き交い繋がり深まる魅力あふれるまち

施策	①地域資源を活用した文化観光の推進	施策14
	②文化観光の推進による地域ビジネスの活性化	施策15
	③移住・定住の促進	施策16
	④中心市街地活性化の推進	施策17

政策2 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち

施策	①担い手の育成・確保	施策18
	②経営基盤の強化・生産基盤の整備	施策19
	③付加価値の高い持続可能な農業の実現	施策20
	④森林の整備・森林資源の循環利用	施策21

政策3 力強い産業と雇用を育むまち

施策	①地域産業を担う人材の確保・育成	施策22
	②地域企業・地域産業の活性化	施策23
	③地域産業の新しい展開	施策24

政策4 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち

施策	①市民による学びの場づくりへの支援	施策25
	②文化芸術活動の充実	施策26
	③歴史文化遺産の保存・活用の推進	施策27
	④スポーツの振興	施策28

未来を創造するまち とおかまち」

基本方針3 安全・安心なまちづくり

市民が一年を通じて、安全・安心で快適な生活を送ることができる十日町市を目指します。

防災や大雪対策、救急体制の充実を図るとともに、道路や上下水道などの整備、公共交通サービス充実により暮らしやすい社会基盤づくりを推進します。また、豊かな自然環境を将来にわたって保全しつつ、地域資源の効果的な活用により、持続可能な脱炭素・循環型社会の構築を推進します。

政策1 災害に強く安心して暮らせるまち

施策 ①防災対策の充実	施策29
②消防・救急体制の充実	施策30
③交通安全・防犯対策の推進	施策31

政策2 環境にやさしく自然と調和するまち

施策 ①ゼロカーボンシティ・資源循環型社会の推進	施策32
②自然環境の保全と気候変動への対応	施策33
③水資源の確保・活用	施策34

政策3 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

施策 ①地域の発展と安全・安心につながる道づくりの推進	施策35
②持続可能な上下水道事業の推進	施策36
③持続可能な公共交通ネットワークの構築	施策37
④安心して暮らせる住宅・公園等の整備推進	施策38
⑤計画的な土地利用の推進	施策39

政策4 雪とともに生きるまち

施策 ①持続可能な除雪体制の確保	施策40
②市民の暮らしを支える雪処理支援の充実と利雪親雪の促進	施策41

基本方針4 協働と共創のまちづくり

お互い尊重し合い、また、多様な主体との協働・共創による持続可能な地域づくりにより、未来を切り拓く十日町市を目指します。

一人ひとりの人権が尊重され、全ての市民が活躍できるまちづくりを進めるとともに、協働と共創のまちづくりを推進します。また、効果的・効率的な行財政運営に取り組めます。

政策1 尊重し合い協働するまち

施策 ①人権尊重の推進	施策42
②地域自治の充実・集落対策の推進	施策43
③市民活動の推進	施策44

政策2 持続可能な自治体経営で未来を創るまち

施策 ①柔軟で効率的な行政運営	施策45
②健全な財政運営	施策46

■ 第三次十日町市総合計画 前期基本計画の施策構成

基本方針	政 策	施策 No.	施 策（前期基本計画）
1 人にやさしいまちづくり	(1) 安心して子どもを産み育てられるまち	1	①「こどもまんなか社会」の実現を目指して
		2	② 切れ目のない子育て支援
		3	③ 一人ひとりのこどもとその家庭に寄り添った支援の充実
		4	④ 結婚の希望をかなえる支援の充実
	(2) ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち	5	① 学校教育の充実
		6	② 魅力ある教育活動の推進
		7	③ 学校教育環境の整備
	(3) 地域で支え合いみんなが安心して心豊かに暮らせるまち	8	① 福祉のまちづくりの推進
		9	② 高齢者福祉と介護サービスの充実
		10	③ 障がいのある人への支援の推進
	(4) 生涯元気で健やかに暮らせるまち	11	① 健康づくりの推進
		12	② 地域包括ケアシステムの推進・強化
		13	③ 地域医療の充実
2 活力ある元気なまちづくり	(1) 人びとが行き交い繋がり深まる魅力あふれるまち	14	① 地域資源を活用した文化観光の推進
		15	② 文化観光の推進による地域ビジネスの活性化
		16	③ 移住・定住の促進
		17	④ 中心市街地活性化の推進
	(2) 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち	18	① 担い手の育成・確保
		19	② 経営基盤の強化・生産基盤の整備
		20	③ 付加価値の高い持続可能な農業の実現
		21	④ 森林の整備・森林資源の循環利用
		22	① 地域産業を担う人材の確保・育成
	(3) 力強い産業と雇用を育むまち	23	② 地域企業・地域産業の活性化
		24	③ 地域産業の新しい展開
		25	① 市民による学びの場づくりへの支援
		26	② 文化芸術活動の充実
	(4) 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち	27	③ 歴史文化遺産の保存・活用の推進
		28	④ スポーツの振興
		29	① 防災対策の推進
30		② 消防・救急体制の充実	
3 安全・安心なまちづくり	(1) 災害に強く安心して暮らせるまち	31	③ 交通安全・防犯対策の推進
		32	① ゼロカーボンシティ・資源循環型社会の推進
		33	② 自然環境の保全と気候変動への対応
	(2) 環境にやさしく自然と調和するまち	34	③ 水資源の確保・活用
		35	① 地域の発展と安全・安心につなげる道づくりの推進
	(3) 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち	36	② 持続可能な上下水道事業の推進
		37	③ 持続可能な公共交通ネットワークの構築
		38	④ 安心して暮らせる住宅・公園等の整備推進
		39	⑤ 計画的な土地利用の推進
		40	① 持続可能な除雪体制の確保
(4) 雪とともに生きるまち	41	② 市民の暮らしを支える雪処理支援の充実と利雪親雪の促進	
	42	① 人権尊重の推進	
4 協働と共創のまちづくり	(1) 尊重し合い協働するまち	43	② 地域自治の充実・集落対策の推進
		44	③ 市民活動の推進
		45	① 柔軟で効率的な行政運営
	(2) 持続可能な自治体経営で未来を創るまち	46	② 健全な財政運営

担当課	関係課			重点戦略の具体施策				
				戦略1 結婚・妊娠・ 出産の希望を かなえる、子 育て支援の充 実	戦略2 安心して暮ら せるまちをつ くる	戦略3 稼ぐ力のある 産業を育てる	戦略4 地域の魅力を さらに磨き、 若者や女性か らも選ばれる まちを目指す	戦略5 新技術の活用 による安心で 快適な暮らし の実現
子育て支援課				②				
子育て支援課	健康づくり推進課			②				
子育て支援課	健康づくり推進課	発達支援センター	学校教育課					
企画政策課				①				①
学校教育課	子育て支援課	発達支援センター						
学校教育課	産業政策課	文化観光課	生涯学習課				①	
教育総務課	学校教育課						①	①
福祉課	地域ケア推進課			①				
地域ケア推進課	福祉課			①	③			①
福祉課								
健康づくり推進課				①				
地域ケア推進課				①				①
地域ケア推進課				①	③			
文化観光課	各支所地域振興課						②、③	
文化観光課						①、③		
企画政策課	教育総務課						①、②	
都市計画課				④				
農林課						③		①
農林課						②		
農林課						②		
農林課						②		
産業政策課						③	①	
産業政策課	企画政策課					①		
産業政策課						①		①
生涯学習課								
生涯学習課								
文化財課							③	
スポーツ振興課							③	
防災安全課	建設課	農林課	健康づくり推進課	②				①
防災安全課								
防災安全課	市民生活課			②				
環境衛生課				②				
環境衛生課								
建設課	環境衛生課	農林課						
建設課				③	③			①
上下水道課				③				①
企画政策課				③	③			①
都市計画課	子育て支援課			③				
都市計画課				③				
建設課				③				①
建設課	企画政策課	福祉課	都市計画課	③				
市民生活課	企画政策課	子育て支援課						
企画政策課				④			②	
企画政策課	都市計画課			④				
企画政策課	総務課	財政課						①
財政課	税務課	企画政策課						

基本方針別（分野別）の施策の見方

関連するSDGs

施策に関連するSDGsのゴールを記載しています。

※SDGsは「Sustainable Development Goals」略称で、持続可能な開発目標を意味する。国連の定める持続可能な開発のための国際目標。17のグローバル目標と169のターゲットで構成される。

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 2 飢餓をゼロに | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 12 つくる責任、つかう責任 |
| 4 質の高い教育をみんなに | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 14 海の豊かさを守ろう |
| 6 安全な水とトイレを世界中に | 15 陸の豊かさを守ろう |
| 7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに | 16 平和と公正をすべての人に |
| 8 働きがいも経済成長も | 17 パートナリシップで目標を達成しよう |
| 9 産業と技術革新の基盤を作ろう | |

個別施策の番号

施策名

施策の方針

施策を実現するための基本的な方針を記載しています。

現状と課題

施策に関する当市のこれまでの取組や現在の状況を記載しています。

また、現状を踏まえ、今後、取組を進めるにあたっての課題を記載しています。

前期基本計画

第2章 基本方針別（分野別）の施策

施策1



基本方針1 人にやさしいまちづくり

政策1 安心して子どもを産み育てられるまち

施策① 「こどもまんなか社会*1」の実現を目指して

■ 施策の方針

すべてのこどもの権利が尊重され、幸せで自分らしく育ち、まちづくりへ参画できるよう取り組みます。また、地域全体で子育てを支え合う関係を築き、安心して子どもを産み育てられる環境を整備します。

■ 現状と課題

- ・国では、令和5年4月に子ども基本法が施行され、「こども大綱*2」や「こども未来戦略*3」が策定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現が進められています。その実現には、こどもの意見をくみ取ることが重要ですが、意見を言える場や機会が乏しいことが課題です。すべてのこどもが豊かなこども期を過ごせるよう、こどもを権利の主体として尊重する社会づくりを進める必要があります。
- ・地域のつながりの希薄化や就労形態・就労意識の変化により、子育て家庭の孤独感が高まるなか、ファミリー・サポート・センター*4事業や地域子育て応援カード事業などを通じて、地域全体で子育てを支援してきました。今後も市民や企業と連携し支援の機運を高めるとともに、AI*5などを活用した気軽に相談できる体制を整備する必要があります。
- ・子育てに喜びを感じながら仕事を続けられる社会の実現には、子育て支援施策だけでなく、ワーク・ライフ・バランス*6の推進や男性の家事・育児への参画といった意識改革に加え、社会全体でこどもや子育てにやさしい環境を築く必要があります。



子育て支援センターぐるる

*1 こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する社会ビジョンのこと。
 *2 これまで別々に作成、推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一体的に定めたもの。
 *3 こども・子育て政策を抜本的に強化し、次元の異なる少子化対策を実現するための戦略。
 *4 子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）と、子育ての手助けをしたい人（提供会員）で構成する、地域で子育てを支えあうための会員組織。利用者は会員登録する必要がある。十日岡市は「子育て支援センターぐるる」の中にある。
 *5 Artificial Intelligence（人工知能）の略で、コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つづけること）などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。
 *6 一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

施策の展開

現状と課題に記載した課題の解決を図るために実施する具体的な内容を記載しています。

施策の柱

主要事業

施策の柱ごとに、実施する主な事務事業名等を記載しています。

まちづくり指標

取組に対する成果を客観的に示す指標を設定し、現状値と目標値を記載しています。

第2章 基本方針別（分野別）の施策

■ 施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 意見表明できる仕組みづくり

- ① こどもに対する意向調査やワークショップを実施し、こどもの意見を積極的に取り組みます。
- ② こどもの状況やニーズをより的確に踏まえることができるよう、こどもから聴いた意見を関係施策に反映させる仕組みを整備します。
- ③ こども基本法^{*7}やこどもの権利条約^{*8}の趣旨及び内容を広く周知し、「こどもまんなか社会」の実現を図ります。

【主要事業】 こどもへの意向調査、ワークショップの開催

2. 地域の子育て応援体制の推進

- ① ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て応援カード事業を推進し、市民や子育て支援団体、企業等と一体になって社会全体で子育てする気運の醸成と体制づくりに努めます。
【戦1-②】
- ② 子育て世帯などがスムーズに必要な情報を得られるよう、AIなどの技術を活用して様々なニーズに沿った最適な情報を提供するとともに、地域とのつながりに加えて、気軽に子育ての相談ができる体制づくりに努めます。【戦1-②】
- ③ ワーク・ライフ・バランスや多様で柔軟な働き方等に取組む企業の認定制度などを啓発し、共働き家庭が余裕をもって子育てできる環境の促進に努めます。【戦1-②】
- ④ 子育て支援センターや地域の人々が主体となって運営するこども食堂^{*9}について、こどもを含めた多世代が交流できる場となるよう周知や情報提供を行います。【戦1-②】

【主要事業】 ファミリー・サポート・センター事業、地域子育て応援カード事業、啓発活動（ワーク・ライフ・バランス、新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度の促進、子育て支援センターやこども食堂の周知）

■ まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
こどもの意見表明の機会	0回/年	1回以上/年
地域子育て応援カード協賛店数	201店	210店

*7 こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行。

*8 世界中のこどもが健やかに成長できるよう平成元年11月に国連総会で採択され、日本は平成6年に批准。18歳未満を「児童（こども）」とし、「こどもが生存、成長、発達するためには大人の助けが必要」とするこどもの目線で作られており、こどもの「基本的人権」を尊重することを国と国とが約束したもの。

*9 地域の人々が主体となり、こどもに無料または低額で食事を提供するとともに、安心して過ごせる居場所を提供する取組のこと。食事の提供に加え、地域交流や見守りの場としての役割も果たし、こどもの健やかな成長や地域のつながりの形成するもの。

第2章 基本方針別（分野別）の施策

施策1



基本方針1 人にやさしいまちづくり

政策1 安心して子どもを産み育てられるまち

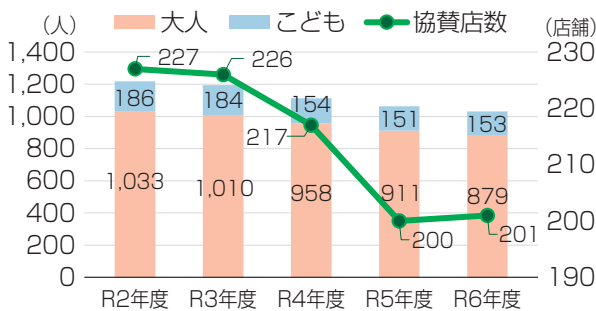
施策① 「こどもまんなか社会^{*1}」の実現を目指して

■ 施策の方針

すべてのこどもの権利が尊重され、幸せで自分らしく育ち、まちづくりへ参画できるよう取り組みます。また、地域全体で子育てを支え合う関係を築き、安心して子どもを産み育てられる環境を整備します。

■ 現状と課題

- ・国では、令和5年4月に子ども基本法が施行され、「こども大綱^{*2}」や「こども未来戦略^{*3}」が策定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現が進められています。その実現には、こどもの意見をくみ取ることが重要ですが、意見を言える場や機会が乏しいことが課題です。すべてのこどもが豊かなこども期を過ごせるよう、こどもを権利の主体として尊重する社会づくりを進める必要があります。
- ・地域のつながりの希薄化や就労形態・就労意識の変化により、子育て家庭の孤独感が高まるなか、ファミリー・サポート・センター^{*4}事業や地域子育て応援カード事業などを通じて、地域全体で子育てを支援してきました。今後も市民や企業と連携し支援の機運を高めるとともに、AI^{*5}などを活用した気軽に相談できる体制を整備する必要があります。
- ・子育てに喜びを感じながら仕事を続けられる社会の実現には、子育て支援施策だけでなく、ワーク・ライフ・バランス^{*6}の推進や男性の家事・育児への参画といった意識改革に加え、社会全体でこどもや子育てにやさしい環境を築く必要があります。



地域子育て応援カード交付数・協賛店数



子育て支援センターくるる

*1 こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する社会ビジョンのこと。
 *2 これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたもの。
 *3 こども・子育て政策を抜本的に強化し、次元の異なる少子化対策を実現するための戦略。
 *4 子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）と、子育ての手助けをしたい人（提供会員）で構成する、地域で子育てを支えあうための会員組織。利用者は会員登録する必要がある。十日町市は「子育て支援センターくるる」の中にある。
 *5 Artificial Intelligence（人工知能）の略で、コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。
 *6 一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 意見表明できる仕組みづくり

- ①こどもに対する意向調査やワークショップを実施し、こどもの意見を積極的にくみ取ります。
- ②こどもの状況やニーズをよりの確に踏まえることができるよう、こどもから聴いた意見を関係施策に反映させる仕組みを整備します。
- ③こども基本法^{*7}やこどもの権利条約^{*8}の趣旨及び内容を広く周知し、「こどもまんなか社会」の実現を図ります。

【主要事業】 こどもへの意向調査、ワークショップの開催

2. 地域の子育て応援体制の推進

- ①ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て応援カード事業を推進し、市民や子育て支援団体、企業等と一体になって社会全体で子育てする気運の醸成と体制づくりに努めます。【戦1-②】
- ②子育て世帯などがスムーズに必要な情報を得られるよう、AIなどの技術を活用して様々なニーズに沿った最適な情報を提供するとともに、地域とのつながりに加えて、気軽に子育ての相談ができる体制づくりに努めます。【戦1-②】
- ③ワーク・ライフ・バランスや多様で柔軟な働き方等に取り組む企業の認定制度などを啓発し、共働き家庭が余裕をもって子育てできる環境の促進に努めます。【戦1-②】
- ④子育て支援センターや地域の人々が主体となって運営することも食堂^{*9}について、こどもを含めた多世代が交流できる場となるよう周知や情報提供を行います。【戦1-②】

【主要事業】 ファミリー・サポート・センター事業、地域子育て応援カード事業、啓発活動（ワーク・ライフ・バランス、新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度の促進、子育て支援センターやこども食堂の周知）

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
こどもの意見表明の機会	0回/年	1回以上/年
地域子育て応援カード協賛店数	201店	210店

*7 こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行。

*8 世界中のこどもが健やかに成長できるよう平成元年11月に国連総会で採択され、日本は平成6年に批准。18歳未満を「児童（こども）」とし、「こどもが生存、成長、発達するためには大人の助けが必要」とするこどもの目線でつくられており、こどもの「基本的人権」を尊重することを国と国とが約束したもの。

*9 地域の人々が主体となり、こどもに無料または低額で食事を提供するとともに、安心して過ごせる居場所を提供する取組のこと。食事の提供に加え、地域交流や見守りの場としての役割も果たし、こどもの健やかな成長や地域のつながりを形成するもの。

施策2



基本方針1 人にやさしいまちづくり

政策1 安心して子どもを産み育てられるまち

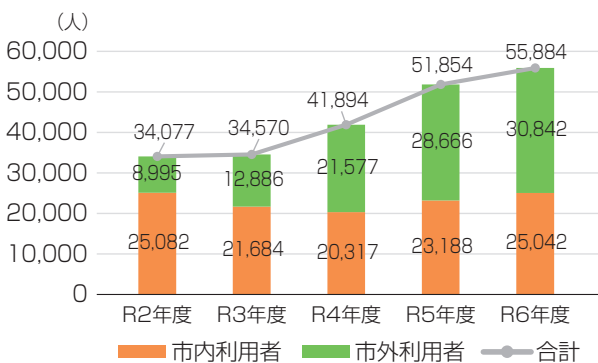
施策② 切れ目のない子育て支援

■ 施策の方針

妊娠期から各ライフステージにおける子育てに関する多様なニーズに対応し、必要な支援を推進します。

■ 現状と課題

- ・核家族化等により育児をする親が孤立しやすく、子育てに対する不安や負担感が増している中、妊産婦・乳幼児健診、訪問指導を通じて妊婦や母子と直接関わることで、相談しやすい体制づくりや発達が気になる子などの早期発見に努めてきました。また、妊産婦への医療費支援や不妊・不育治療への経済的支援などにも取り組んできました。今後も母子保健施策の充実と子育て家庭への切れ目のない支援が必要です。
- ・共働き世帯の増加や就業形態の変化、核家族化の進行や物価高騰などを背景に多様化する保育ニーズに対応するため、保育園こども園からの要望に細やかに対応してきました。また、国基準保育料からの軽減や第3子保育料の減免など、市独自の経済的負担軽減に取り組んできました。今後も保護者が安心して育児と仕事が両立できる環境づくりが必要です。
- ・民間事業所との連携を図りつつ、幼児教育・保育の受入体制の充実に取り組んできましたが、近年の急激な出生数の減少を受け、安定的・継続的な保育園こども園の維持が困難な状況です。今後は、保育園こども園の統廃合を含め、市内の幼児数に応じて適正な規模の保育提供体制に見直す必要があります。
- ・児童センター「めぐらんど」は、市内外の大勢の親子連れから利用され、人気のある子育て支援施設として認知されています。一方で、少子化や共働き家庭などの社会的要因により、地域コミュニティの中で、子どもを育てることが困難になっています。引き続き、施設サービスの充実と地域で過ごす居場所を確保する必要があります。



児童センターめぐらんど屋内施設利用者数



産後ケアの様子

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 母子保健などの充実

- ①妊娠・出産・子育て期における様々な機会を通じて、子育て家庭との関係性を深め、育児の不安や負担感の軽減を図り、こどもたちの健やかな成長を支えます。【戦1-②】
- ②こどもを望む夫婦への不妊不育治療費助成やこどもの医療費助成などにより、経済的負担の軽減を図ります。【戦1-②】
- ③妊産婦・乳幼児健診や訪問指導などの更なる充実を図り、疾病や特性の早期発見に努めます。
【戦1-②】

【主要事業】産後ケア事業、不妊不育治療費助成事業、妊産婦医療費助成事業、子ども医療費助成事業、妊産婦健診、乳幼児健診・母子保健相談指導事業

2. 幼児教育・保育の充実

- ①保育サービスの充実のために保育園こども園への支援を継続するとともに、国基準を上回る市独自の保育料の軽減など、引き続き保護者負担の軽減に取り組みます。【戦1-②】
- ②保護者の多様なニーズに応えるため、保育園こども園での延長保育や一時預かりの受け入れ体制を充実させるとともに、病児・病後児保育事業を継続し、育児と仕事の両立を支援します。
【戦1-②】

【主要事業】保育料の軽減、延長保育事業、休日保育事業、一時預かり事業、乳児等通園支援事業、病児・病後児保育事業、障がい児保育事業

3. 保育園こども園の在り方検討

- ①望ましい保育の質を追求するとともに、保育園こども園の統廃合など将来を見据えた幼児教育・保育の在り方について、関係者と共に検討します。

【主要事業】関係団体との連携

4. こどもの居場所の充実

- ①こどもが楽しく遊び、子育て家庭が交流できる児童センターの運営の充実を図ります。また、親子で児童遊園地や公園等を快適に利用できるよう、施設の適正な管理を行います。【戦1-②】
- ②放課後児童クラブや放課後等デイサービスを設置・運営し、こどもたちに放課後の居場所を提供することにより、保護者の就労と育児の両立を支援します。【戦1-②】

【主要事業】児童センター運営事業、児童遊園地整備事業、放課後児童健全育成事業、放課後等デイサービス事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
病児・病後児保育の利用定員	11人	14人
児童センター利用者数	71,360人／年	80,000人／年



施策3

基本方針1 人にやさしいまちづくり

政策1 安心して子どもを産み育てられるまち

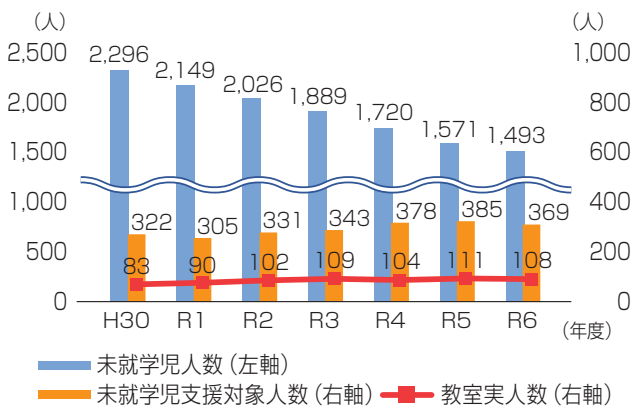
施策③ 一人ひとりの子どもとその家庭に寄り添った支援の充実

施策の方針

すべての子どもが、生まれた環境や成長の過程にかかわらず健やかに成長できるよう、家庭を含む生活環境や個々の状況に応じた支援と、そのための環境づくりを推進します。

現状と課題

- ・ひとり親家庭など配慮が必要な家庭に対して、医療費の助成や養育費の確保に向けた支援などを行ってきました。引き続き、生まれた環境によって、子どもの将来が左右されないよう、様々な状況にある家庭の子どもたちも健やかに成長できる環境づくりや、経済的な支援の充実を図る必要があります。
- ・保育園こども園では、一人ひとりの園児に寄り添った保育を実践しており、障がいのある子どもや発達に気になる子どもに対しては、発達支援センターを設置し、個別の課題などに対応した切れ目のない支援を行ってきました。また、小学校下学年において学びの姿勢の低下が目立つことから、保育期における遊びの活動と小学校における学びの姿勢に繋がりを持たせる取組の重要性が高まっています。今後も、発達支援センターによる支援を継続するとともに、幼保小の連携体制を確立する必要があります。
- ・近年、児童虐待・ヤングケアラー^{*1}が社会的な問題になっているだけでなく、DVの相談件数も増加しています。令和6年度に「こども家庭センター^{*2}」を設置し、児童虐待などの早期発見・早期対応に加え、母子保健分野が一体的に相談支援を行う体制を整えました。引き続き、支援や保護を要する子どものいる家庭への早期介入と、虐待被害の拡大防止に向けた体制の充実を図る必要があります。



発達支援センター
未就学児支援対象者数及び教室利用者数



保育の様子

*1 本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
*2 妊産婦や乳幼児の保護者の相談に対応する「子育て世代包括支援センター」と、様々な心配事を抱えた家庭の相談に対応する「子ども家庭総合支援拠点」の機能を統合した相談支援窓口。

施策の展開

1. ひとり親家庭等への支援

- ①ひとり親家庭等が自立し、安心して子育てができるよう、就労に必要な能力開発や資格取得に対する支援、養育費の取決めに係る費用の補助などを支援します。
- ②ひとり親家庭等の生活基盤の安定とこどもの健全な育成を図るため、就学援助、保育料の負担軽減などの支援を行います。

【主要事業】 ひとり親家庭等医療費助成事業、ひとり親自立支援事業、養育費確保支援事業、就学援助事業、保育料の軽減

2. 配慮が必要な子ども等への支援

- ①障がいのある子と発達が気になる子に、心身の発達と生活習慣や社会性を育むための保育を行うとともに、発達支援センターを中心に関係機関と連携し、こどもの成長等に応じた支援を行います。
- ②年長から小学校への架け橋期において、関係機関で情報交換や研修の実施、相互の施設見学や参観等を通して、生活習慣や社会生活のルールを共有し合えるよう幼保小の連携を推進します。

【主要事業】 障がい児保育事業、発達支援センター運営事業、幼保小連携事業

3. 児童虐待などの早期発見と防止体制の強化

- ①「こども家庭センター」における児童福祉部門の機能充実を図り、支援や保護を要するこどもを早期に発見し、その家庭の状況に応じて適切に支援します。
- ②要保護児童対策地域協議会を通じて児童相談所など関係機関との連携を図り、虐待を早期に発見し、速やかな対応を行うことで重篤化予防に努めます。
- ③広報活動や研修会等により、児童虐待やDV防止に関する意識啓発に努めます。
- ④女性福祉相談所など関係機関と連携し、個々の事案に迅速に対応し、DV被害者の保護に努めます。

【主要事業】 こども家庭センター運営事業、児童虐待防止対策等総合支援事業、要保護児童対策地域協議会運営事業

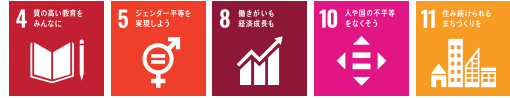
まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
ひとり親家庭の自立支援件数（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）	2件／年	7件／年
発達支援センターによる保育園こども園支援訪問回数	相談訪問 年1.7回／園 支援訪問 延72回／年	相談訪問 年2回／園 支援訪問 延80回／年

相談訪問：発達が気になる子の早期発見のための園相談訪問

支援訪問：発達が気になる子に対する継続的な園支援訪問

施策4



基本方針1 人にやさしいまちづくり

政策1 安心して子どもを産み育てられるまち

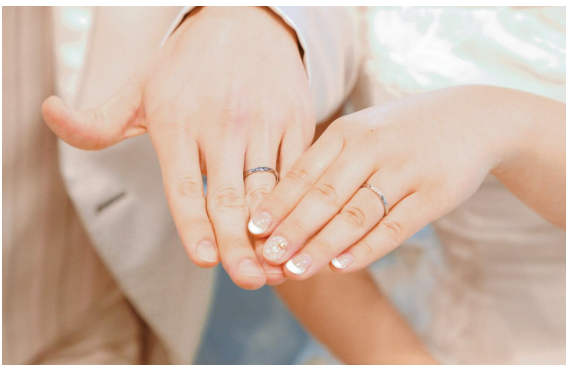
施策④ 結婚の希望をかなえる支援の充実

■ 施策の方針

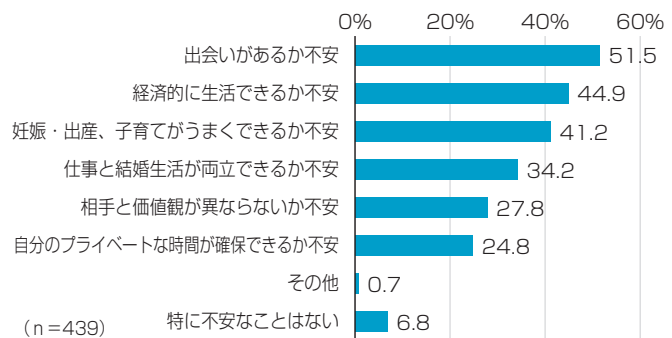
結婚を希望している人へ結婚に対する不安や悩みを相談できる場の提供や、結婚や子育てを意識するきっかけづくりの機会を創出します。また、広域連携により、AI^{*1}を活用したより確度の高いマッチングシステムの活用を進めます。

■ 現状と課題

- 令和2年の国勢調査によると、十日町市では出産・子育て世代である20～40歳代の男女の40%が独身となっています。また、令和6年に市が実施した結婚観に関する市民アンケートでは、結婚願望があると回答した割合は約7割と多い一方で、出会いや経済的に生活できるか不安を抱えている人が多い結果となっています。引き続き、出会いの機会の提供と結婚に対する相談支援、結婚後の生活支援の充実を図る必要があります。
- 越後妻有ハピ婚サポートセンター^{*2}による婚活サポート事業では、若年女性の減少により、出会いの機会の提供が困難となっていることから、小千谷市・津南町と連携を開始し、新たな出会いの機会を創出することが可能となりました。今後は、県の制度や自治体間連携を生かした様々な取組を進める必要があります。
- 市民アンケート結果から、若者は結婚や子育てを含め、将来への漠然とした不安を抱えている傾向にあります。このことから、進学・就職など自分の将来について考える時期にある若者を対象に、将来のライフデザインを考える機会を提供する必要があります。



結婚の希望をかなえる支援をします



結婚観に関する市民アンケート（R6年度実施）結果
設問：「結婚に対する不安」

* 1 Artificial Intelligence (人工知能) の略です。コンピュータがデータを分析し、推論(知識を基に、新しい結論を得ること)や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習(情報から将来使えそうな知識を見つけること)などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味します。

* 2 十日町市が実施する婚活サポート事業で、結婚を希望する独身男女に対し、出会いを提供し、婚姻数の増加につなげ、定住促進や少子化対策を図るもの。

施策の展開 ※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 出会いの機会の提供と結婚に対する不安や悩みの相談支援体制の充実

- ①越後妻有ハピ婚サポートセンターが実施する、小千谷市・津南町と連携したマッチングや婚活イベント、相談対応を通して結婚を希望する男女を支援します。【戦1-①】
- ②ハピ婚サポーターや民間企業・団体などとの連携により、魅力ある婚活イベントなどのマッチング支援を実施します。【戦1-①】
- ③多様な出会いの場を創出するため、新潟県が提供する広域的なマッチングシステムの利用を支援します。【戦1-①】
- ④AIの分析により、性格や価値観が近い人と優先的にマッチングするシステムについて、県や県内市町村と連携を図りながら、活用に向け取組を進めます。【戦5-①】

【主要事業】 越後妻有ハピ婚サポートセンターの運営、婚活支援事業、ハートマッチにいがたの加入促進、AIマッチングシステムの活用

2. 結婚後の新生活を始めやすい環境づくり

- ①結婚後、新たな生活をスタートしやすい環境づくりを推進するため、新生活を始める新婚世帯の引っ越し費用等を支援します。

【主要事業】 結婚新生活支援事業

3. 結婚・出産・子育てを含めたライフデザインを考える機会の創出

- ①進学・就職など自分の将来について考える時期にある市内の若者を対象に、妊娠や出産の適齢期を見据えた中で、結婚や子育てのイメージを持つためのライフデザインセミナーを開催します。【戦1-①】

【主要事業】 キャリア教育（ライフデザインセミナーの開催）

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
結婚促進事業により成婚したカップル数	81組 (R3～6年度合計)	90組 (R8～12年度合計)



施策5

基本方針1 人にやさしいまちづくり

政策2 ふるさとを愛し自立して社会で生きるこどもを育てるまち

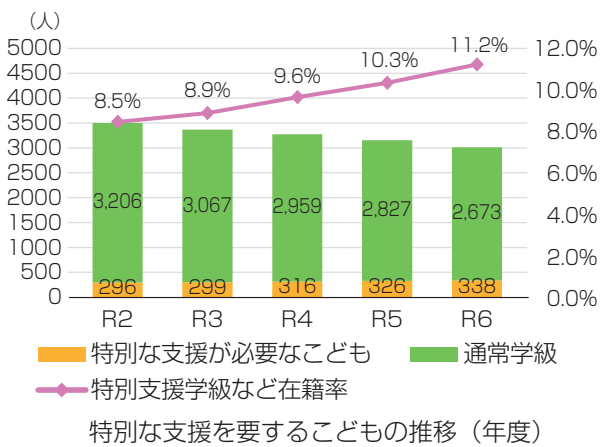
施策① 学校教育の充実

■ 施策の方針

学力の向上、不登校・いじめの減少を目指し、「居心地のよい学級づくり^{*1}」を核として、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。
併せて、共生の理念に基づき、多様な個性を認め合うインクルーシブ教育^{*2}を推進し、学校教育の充実を図ります。

■ 現状と課題

- ・家庭学習時間の減少や小学校下学年における学習に向かう姿勢の低下などから、十日町市の児童生徒の学力は全国平均を下回る状況が続いています。これに対し、市では全校において「居心地のよい学級づくり」に取り組み、こどもが安心して過ごせる親和的な学級づくりを進めることで学力の向上に一定の効果が表れています。今後は、幼保小の連携や小中一貫教育など、つながりを意識した取組を進めるとともに、児童生徒の個別最適な学びと主体的・対話的で深い学びの一体的な充実を図り、学習意欲の向上につなげていくことが重要です。
- ・増加傾向にあった不登校者数は、親和的な学級づくりや教職員のきめ細かな対応、教育支援センターとの連携等により令和5年度以降減少に転じています。新規不登校の発生を防ぐため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携による対応を強化する必要があります。
- ・いじめの認知件数は、教職員の積極的な認知により大きく増加しています。引き続き、重大事態に発展させないよう、こどもに日常的かつ継続的な指導を行う必要があります。
- ・こどもの人数が減少する一方で、特別な支援を要するこどもの人数は増加傾向にあります。一人ひとりの特性に応じて、特別支援学校や特別支援学級など多様な学びの場を整えていく必要があります。また、こどもたちが相互理解を深めながら多様性を認め合う共生社会の担い手となるよう、インクルーシブ教育の推進が求められています。



ICTを活用した授業の様子

*1 心理アンケートWEBQUを活用して、こどもが心理的な安心感（認められ、大切にされている感覚）を持ち、支え合い、学び合い、高め合う学級を目指す取組のこと。
*2 すべてのこどもたちが、障害の有無に関わらず、同じ教室で学び、共に育つ機会を提供する教育アプローチです。特別な支援を必要とするこどもたちが排除されることなく、平等に学ぶ権利が保障される教育モデルであり、その背後には多様性の尊重や共生社会の実現という理念がある。

施策の展開

1. 目指す学校教育の姿

- ①十日町市の目指すまちの姿を受けて、目指す学校教育の姿として「ふるさとに遊ぶ。共に生きる。自ら創る。」の3つの姿を掲げ、学校教育の充実を図ります。

2. 幼保小・小中連携の推進

- ①保育関係者を含む全ての教職員間の連携を強化し、情報共有や交流などを通して、学ぶ楽しさを実感し自ら学び続けるこどもの育成を目指します。

【主要事業】小中一貫教育推進事業、小学校下学年担当指導主事の配置による幼保小連携の推進

3. 学力の向上と教職員の資質・能力の向上

- ①「居心地のよい学級づくり」により、安心して過ごせる親和的な学級づくりを推進します。
 ②外国語や外国文化を体験する取組や外国語指導助手による授業支援を通して、外国語教育への学習意欲と外国語力の向上を図ります。
 ③個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、教育センターの機能を強化し、教職員が主体的に研修を積み重ね、資質・能力が向上するよう支援します。
 ④学ぶ楽しさの実感を通して自ら積極的に学んでいく授業を実践できるよう、ICT^{*3}スキルなどの向上を図ります。

【主要事業】居心地のよい学級づくり支援事業、英語教育推進事業、外国語指導助手設置事業、不登校対策推進事業、指導力向上事業、デジタルドリル活用事業

4. 不登校・いじめへの対応と支援の充実

- ①こどものニーズに応じた教育的支援が行えるよう人的配置に努めます。
 ②関係機関と連携した相談支援とともに、学校以外でも学びを保障できるよう教育支援の充実を図ります。
 ③不登校・いじめの未然防止につながる研修を通して、学校の組織力と教職員の対応力を強化します。

【主要事業】教育支援員設置事業、小学校下学年学力向上支援事業、不登校対策推進事業、いじめ防止対策推進事業

5. インクルーシブ教育の推進

- ①すべてのこどもが夢と希望をもって学び続けられるよう、インクルーシブ教育を推進します。
 ②「幼保小」「小中高」の接続がスムーズとなるよう、ふれあいの丘支援学校のセンター的機能を強化します。

【主要事業】特別支援教育推進事業、教育支援員設置事業、特別支援学校教育支援員設置事業、医療・教育連携推進事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
「学校で楽しく過ごしている」と感じるこどもの割合（小1～中3までの肯定的評価）	95.0% (令和2～6年度までの5年平均)	96.5%
全国学力・学習状況調査の平均正答率の 本市と全国の差	小学生：国-3.7、算-5.4 中学生：国-4.1、数-7.5	小学生：国算±0.0 中学生：国数±0.0
授業にICTを活用して指導できる教職員の割合	82.7%	100%

*3 「Information and Communication Technology」（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、「情報通信技術」のこと。



施策6

基本方針1 人にやさしいまちづくり

政策2 ふるさとを愛し自立して社会で生きるこどもを育てるまち

施策② 魅力ある教育活動の推進

■ 施策の方針

学校・家庭・地域が一体となったコミュニティ・スクール^{*1}を推進し、魅力あふれる学校づくりに取り組みます。また、縄文や雪国ならではの歴史文化、「大地の芸術祭」や「日本遺産^{*2}」などのふるさとの魅力を生かした探究的な学習及び部活動の地域展開など多様で魅力ある教育活動を推進します。

■ 現状と課題

- ・コミュニティ・スクールの推進により、学校と地域が一体となった教育活動が展開されています。学区の再編後も、地域との連携を充実させ、こどもがふるさとで夢中になって遊び、学ぶことのできる地域学校協働活動の充実を図る必要があります。
- ・「大地の芸術祭」での協働活動などを通して、こどもが自ら対象に関わり、対話や交流を通して共に考える探究的な学習の実践が行われています。今後も、こうした魅力ある探究的な学習を一層推進し、キャリア教育^{*3}と関連付けながら、こどもが未来を主体的に創造していく力を育成する必要があります。
- ・学校給食を通じた食育に積極的に取り組んでいます。ふるさとの魅力への理解を深めるため、地元農産物を用いた「とおかまちメニュー」の学校給食や農業者との交流給食などを通して、引き続き食育を推進する必要があります。
- ・学校給食食材費の高騰分を公費で負担し、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めています。今後は国による、いわゆる「学校給食費の無償化」を見据え、給食食材費を低減する取組が必要となっています。
- ・地域特性を生かしたスキーや陸上競技など、各種上位大会で多くのこどもが活躍しています。引き続き多様な部活動を継続できるよう、地域展開に向けて体制を整備する必要があります。



教育活動を通して継承される伝統芸能



地元農産物を使用した「とおかまちメニュー」

* 1 「学校運営協議会」を設置している学校のことを指す。

* 2 地域の歴史的な魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもの。

* 3 主に小・中・高等学校の児童・生徒を対象に、職場体験やインターンシップなどを実施することにより、自分らしい生き方を実現するための力の育成を目指す教育のこと。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. ふるさとの魅力を生かした教育活動の推進

- ①学区再編を見据え、広範囲な学区においても地域に学び、地域と協働する活動を充実させるため、コミュニティ・スクールなどの取組を通じて、学校・家庭・地域が一体となった地域学校協働活動を推進し、郷土愛の醸成につなげます。【戦4-①】
- ②総合的な学習の時間などにおいて、「森の学校」キョロロ・博物館での体験学習や「大地の芸術祭」に代表される地域資源を活用し、自ら価値を創造する楽しさを実感できる魅力ある探究的な学習を推進します。【戦4-①】
- ③企業・学校・行政など関係団体と連携した「まちの産業発見塾」や職場体験活動などを通して、キャリア教育の充実を図ります。【戦4-①】

【主要事業】 コミュニティ・スクール推進事業、大地の芸術祭活用教育事業

2. 教育活動を通じた食育の推進

- ①学校給食にかかる子育て世帯の経済的負担を軽減しながら、家庭・地域・学校・行政の連携により食育を推進し、各教科での野菜やコメの栽培や調理活動を通して食に関心を持つこどもを育てます。【戦4-①】
- ②自然や人に感謝する心を育むとともに、ふるさとの魅力への理解を一層深めるため、地元農産物を使用した学校給食の提供を推進します。【戦4-①】
- ③「学校給食費の無償化」の推進に向けて、食材の納品体制を見直すなど、給食材料費の低減に努めるとともに、学校給食の質を維持することで、こどもの健全な心身の発達につなげます。

【主要事業】 学校給食地産地消推進事業、小学校給食無償化推進事業

3. 健康教育の推進と多様な部活動の地域展開

- ①健康保持及び体力向上のため、引き続き各校の伝統や個性を生かした運動習慣づくりを推進します。
- ②こどもの数が減少しても、多様な種目から部活動を選択しスポーツ及び文化活動を継続できるよう、関係団体と連携し部活動の地域展開に向けた体制を整備します。

【主要事業】 部活動地域展開事業、地域ジュニア競技スポーツクラブ育成事業、生涯学習・芸術・文化活動助成事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
「住む地域や十日町市が好きと思う」こどもの割合（小・中学校ごとの肯定的評価）	小学生：97.1% 中学生：91.4% (令和2～6年度までの5年平均)	小学生：98.0% 中学生：92.5%
地元農産物を使用した「とおかまちメニュー」の年間提供回数	11回	14回

施策7



基本方針1 人にやさしいまちづくり

政策2 ふるさとを愛し自立して社会で生きるこどもを育てるまち

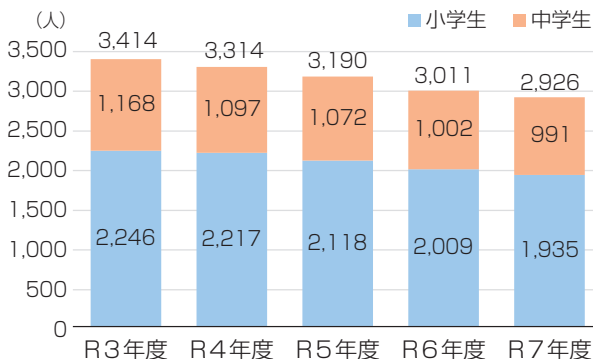
施策③ 学校教育環境の整備

■ 施策の方針

安全面や快適性に配慮した教育施設の整備を進めるとともに、学習指導要領に対応する教育環境を整えるため、ICT^{*1}機器やネットワーク環境などの充実を図ります。また、学区の再編を推進し、こどもたちにとってより望ましい教育環境の整備を図ります。

■ 現状と課題

- ・十日町市学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の維持管理を適切に実施しています。今後も、活用を見込む施設は長期の利用を可能とする改修を行う必要がある一方、活用が見込めない遊休施設は計画的に除却する必要があります。
- ・国庫補助金や合併特例債など様々な財源を活用し、全ての普通教室に空調設備を設置するなど、教育環境の整備に努めてきました。今後も計画的に、特別教室、屋内体育館への空調設備の設置や、照明設備の改修（LED化）などを行う必要があります。併せて、安全・安心な学校給食を提供するため、給食施設の老朽化を解消する必要があります。
- ・遠距離通学の負担軽減を図るため、スクールバスの運行を行っています。コストや運行管理、運転手不足など、様々な課題がある中、こどもたちの安全確保と通学支援を継続する必要があります。
- ・GIGAスクール構想^{*2}による児童生徒1人1台のタブレット端末や、高速通信環境などの整備のほか、教職員の業務の効率化を図るため、新潟県が整備する統合型校務支援システムへの参加など、学校のICT化を推進しています。今後も、ICT環境を活用するため、情報通信機器を整備する必要があります。
- ・「十日町市立中学校のあり方についての提言」に基づき、中学校の適正な学校規模の検討を行っています。提言内容の実現を目指し、学区の再編や魅力ある学校をつくるため、地域との話し合いを進める必要があります。
- ・令和元年5月に策定した第2次学区適正化方針に基づき、小学校では2つの学区が再編されました。残りの学区再編については、各地域内で保護者や地域住民が協議を行い、地域の合意を得る必要があります。



児童・生徒数の推移



タブレットを活用した授業

*1 「Information and Communication Technology」（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、「情報通信技術」のこと。
 *2 文部科学省が推進する施策で、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現すること。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 学校教育施設・設備の整備

- ① 教育環境の維持向上を図るため、「十日町市学校施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した学校施設・設備を改修します。【戦4-①】
- ② 教育環境の快適性を高めるため、照明設備の改修（LED化）、特別教室及び屋内体育館への空調設備の設置を順次行います。【戦4-①】
- ③ 給食施設の老朽化の解消とともに、自校給食調理場の給食センターへの統合を進め、高い衛生管理に基づく安全・安心な学校給食の提供に努めます。【戦4-①】
- ④ 効率の良いスクールバスの運行に向け、路線の見直しを行うとともに、安全な運行を確保するため、計画的に車両を更新します。

【主要事業】 小学校施設整備事業、中学校施設整備事業、スクールバス更新事業、学校給食施設改修事業、給食用食器更新事業

2. 情報通信機器の整備・更新

- ① 1人1台GIGAタブレット及び校務用コンピュータや教育系ネットワークを計画的に整備・更新します。【戦5-①】

【主要事業】 1人1台タブレットおよびICT関連機器の整備

3. 学区再編の推進

- ① こどもたちにとってよりよい教育環境を構築するため、「十日町市立中学校のあり方についての提言」に基づき、中学校の適正な配置を進めます。
- ② 第2次学区適正化方針に定める「小学校は1学年1学級以上であること（複式学級解消）」に基づき、小学校の再編を進めます。
- ③ 閉校施設の活用について、市全体の課題として検討し、活用の見込みのない施設は、計画的に除却を進めます。

【主要事業】 第2次十日町市立小・中学校の学区適正化に関する方針
あり方検討委員会の提言に基づく魅力ある中学校づくりの方針

まちづくり指標

※アンダーライン項目は、行革対象項目

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
<u>遊休教育財産の削減率</u>	75.7%	81.0%
校舎のLED化率	26.9%	69.0%
屋内体育館の空調整備率	0.0%	40.0%

施策8



基本方針1 人にやさしいまちづくり

政策3 地域で支え合いみんなが安心して心豊かに暮らせるまち

施策① 福祉のまちづくりの推進

■ 施策の方針

すべての市民が地域で安心して生活できるよう、地域で支え合い、個人の尊厳が守られる体制づくりを推進します。また、市民の生活課題に対応する相談支援体制の充実を図ります。

■ 現状と課題

- ・ 少子高齢化や、地域、家族との関係の希薄化などにより孤立や孤独を感じる人が増えているものの、市内には元気に活躍する高齢者が大勢います。高齢者が地域福祉の支え手として、住民組織による高齢者・障がい者への生活支援や、社会参加の場づくりを進めてきた結果、徐々に地域を地域で支える体制が整ってきました。今後は、これらの支え合いに取り組む住民や団体が更に増えるよう、地域福祉活動に対して支援する必要があります。
- ・ ひとり暮らしの高齢者、障がい者、生活困窮者、また、8050^{*1}やひきこもり状況にある方など、個々の課題が複雑化・複合化しているケースが増えてきています。これまで、地域包括支援センターによる高齢者相談支援、障がい者相談支援事業所による相談支援、社会福祉協議会による生活困窮相談支援など、各分野での相談支援体制を整えてきた結果、支援が必要な人の把握に繋がっています。今後は、各支援機関の連携を一層強化し、複合的な困難の解消に向け支援する必要があります。
- ・ 疾病、失業、社会的事情等により生活困窮の不安を持つ世帯に対し、自立した生活に繋げられるよう、社会福祉協議会と連携して相談体制を整えてきました。この体制を維持するとともに、急激な物価高騰や、豪雪などの自然災害の際に、生活困窮者が安心して暮らせるよう、効果的な経済支援や雪処理支援を行う必要があります。



いきいきサロン



要援護世帯除排雪援助事業による屋根の雪下ろし

* 1 80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 地域の中で支え合う仕組みづくりの推進

- ①地域福祉の担い手となる民生委員や地域自治組織、福祉活動団体と連携して、地域の中で支え合う仕組みづくりや、福祉活動への支援を推進します。【戦2-①】

【主要事業】 民生委員活動事業、高齢者生きがい活動支援通所事業、高齢者・障がい者安心サービス事業、介護予防いきいき健康増進事業、生活支援体制整備事業、介護予防・生活支援サービス事業、地域介護予防活動支援事業、社会福祉協議会運営補助

2. 支援を必要とする人への包括的な支援体制の強化

- ①地域福祉の担い手や専門相談機関（介護分野、障がい分野、こども・子育て分野、生活困窮分野）等による、潜在的に支援を要する人の早期把握と支援に努めます。
- ②複合的な課題を抱える相談者の問題解決と適切な支援を行うため、関係機関との連携により包括的な支援体制を強化します。

【主要事業】 関係機関との連携による包括的な支援体制（重層的支援体制）の強化、生活困窮者自立支援事業、ひきこもりサポート事業、地域ケア会議推進事業

3. 生活の安定と自立に向けた支援の充実

- ①生活困窮の背景や程度に応じ、適切な保護や自立に向けた支援に取り組みます。
- ②自らの資力と労力では雪処理が困難な世帯に対し、引き続き屋根雪等除排雪に係る経費の一部を支援します。

【主要事業】 生活困窮者自立支援事業、生活保護、要援護世帯除排雪援助事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
高齢者生きがい活動支援通所事業における延利用人数	6,141人	6,500人
高齢者・障がい者安心サービス事業における生活支援サービス実利用人数	812人	1,500人



施策9

基本方針1 人にやさしいまちづくり

政策3 地域で支え合いみんなが安心して心豊かに暮らせるまち

施策② 高齢者福祉と介護サービスの充実

施策の方針

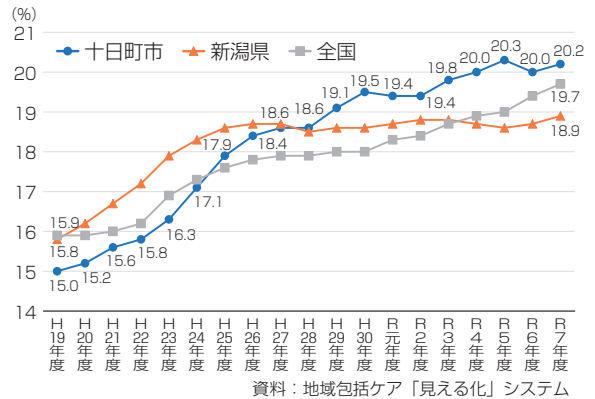
高齢者が住み慣れた地域で人生の最期を迎えるまで、自分らしい暮らしを続けることができるよう、生きがいづくりや生活支援をはじめとした各種サービスの充実を図るとともに、介護現場におけるデジタル技術を活用した高齢福祉サービスを進めます。

現状と課題

- ・ 本市では、今後、介護を要する割合が高まる75歳以上人口の増加を見込んでいます。また、要支援・要介護者の認定率は国県を上回って推移しています。これらを踏まえ、介護予防、フレイル^{*1}予防の普及啓発に取り組んできました。これからも介護予防や重度化防止等の取組を継続していくためには、高齢者自身の参加意欲を高めることが重要です。そのため、健康維持・増進に限らず、知識・経験を活かせる社会参加につながる事業も推進していく必要があります。
- ・ 少子高齢化に加え、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しています。高齢者が在宅で安心して暮らし続けるために、高齢者の緊急通報体制整備や補聴器購入補助などの支援を行ってきました。引き続き、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、在宅での生活を支援していく必要があります。
- ・ 国では、65歳以上の4人に1人が認知症又はその予備軍と推計しています。認知症は誰でも起こりうる身近な病気であることから、認知症に関する正しい知識の普及啓発や予防教室、本人やその家族を見守る支援者の養成に努めてきました。今後もこうした取組を継続し、本人やその家族も参画し、安心して過ごせる共生の地域づくりを推進していく必要があります。
- ・ 生産年齢人口が急減する傾向にあるため、顕在化している介護の担い手不足はさらに深刻化すると考えられます。このため、介護人材の確保・育成に資する支援や、介護需要を踏まえたサービス提供基盤の整備、適正な要介護認定や介護給付に取り組んできました。今後も持続可能な介護保険制度の維持確保に努める必要があります。



地域の通いの場



要支援・要介護認定率の推移

* 1 健康と要介護の中間の状態、食事や運動、病気の治療によって健康に戻る事が可能な状態。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 介護予防・生きがいづくりの推進

- ①高齢者が人と関わり合いながら、健康づくりや生きがいづくりに取り組めるよう、地域の通いの場の開設・継続運営を支援します。【戦2-①】
- ②要支援認定者等に対して住民主体で提供する生活支援（訪問型サービス・活動B事業）のほか、本人の症状に合わせた短期集中的なりハビリ支援（訪問型サービス・活動C事業）等を通じて、自立支援や重度化防止に取り組めます。【戦2-①】
- ③地域を基盤として活動する老人クラブやシルバー人材センターなどを支援し、高齢者の社会参加を推進するとともに、社会貢献の機会を確保します。

【主要事業】 一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業、老人クラブ助成事業、シルバー人材センター助成事業

2. 安心して暮らせる地域づくり

- ①高齢者や障がい者が安心した生活を送れるよう、日常生活に必要な家事等の生活支援サービスを行う地域や団体を支援します。また、生活環境や経済的理由などの事情を抱える高齢者に対し、住まいを確保します。【戦2-①】

【主要事業】 高齢者・障がい者安心サービス事業、補聴器購入費助成事業、寝たきり老人等介護手当支給事業、養護老人ホーム施設整備支援事業、高齢者緊急通報体制等整備事業

3. 認知症施策の推進

- ①認知症に関する正しい知識の啓発を通して、本人やその家族を見守る支援者の養成や支援につなぐ仕組み（チームオレンジ）を構築します。
- ②認知症になっても本人の意思が尊重され、外出や交流など、社会参加の機会が持てるよう、変わらず安心して過ごせる共生の地域づくりを推進します。

【主要事業】 認知症初期集中支援事業、認知症ガイド、認知症サポーター等養成事業、認知症地域支援推進員の配置、家族介護支援事業

4. 介護保険事業の適正な運営

- ①適正な要介護認定と介護給付に向けて、認定調査員研修や調査点検を実施するとともに、ケアプラン点検による介護支援専門員等の資質向上を図ります。
- ②介護人材の確保や介護テクノロジー^{*2}の導入など、業務効率化に向けた支援の強化を進めるとともに、資格取得や研修などによる介護職員の育成のための支援を行います。【戦3-③、5-①】
- ③地域に必要な施設を整備する介護サービス事業者等に対し、国県と連携して効果的な支援を行います。

【主要事業】 要介護認定の適正化、ケアプラン点検、介護人材確保・介護テクノロジー導入支援

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
地域の「通いの場」の登録数	89団体	120団体
認知症サポーター養成者数累計	7,071人	8,500人

*2 ICTやロボット、センサーなどの技術を活用し、介護業務の効率化や負担軽減、介護サービスの質の向上を図る取組の総称。



施策 10

基本方針 1 人にやさしいまちづくり

政策 3 地域で支え合いみんなが安心して心豊かに暮らせるまち

施策 ③ 障がいのある人への支援の推進

施策の方針

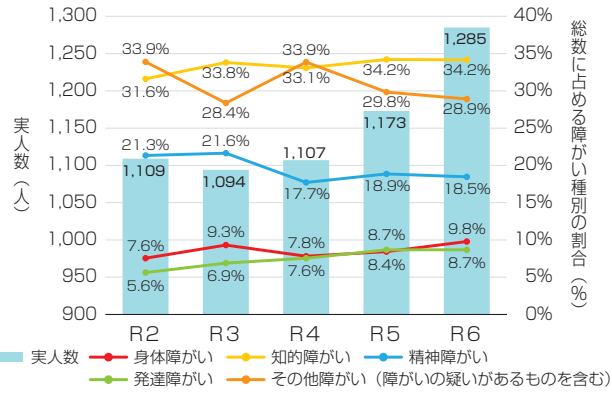
障がいのある人が住み慣れた地域で、必要な支援を受けながら自立した生活を送ることができるよう、生活支援をはじめとした各種サービスの充実や相談支援体制の強化、社会参加しやすい環境づくりを推進します。

現状と課題

- ・ 当市の総人口に対する障害者手帳所持者の割合は6.37%と微増で推移しています。障がい福祉では、個々の障がい特性に応じたサービスを提供して自立に繋げる必要があるため、「発達支援センターおひさま」や「障がい者基幹相談支援センター*1」を設置することにより、相談者に適した障がい福祉サービスを提供しています。今後は、学齢期から成人期への円滑な支援の繋ぎや、高齢期の介護移行、また、親亡き後を見据えた支援など、ライフステージに応じた支援体制を整備する必要があります。
- ・ これまで、グループホームの整備を進めるなど、障がい福祉施設の充実を図ることにより、利用者のニーズに対応してきました。今後は、重度障がいのある人の生活を支える場として、入所支援施設を整備することにより、生活環境の充実に取り組む必要があります。
- ・ 共生社会の実現に向け、手話奉仕員養成講座による障がい者との意思疎通の促進を図るとともに、障がいのある人の権利や財産を守るため、成年後見制度*3の支援機関を設置しました。障害者差別解消法の改正により障がいのある人への合理的配慮の提供の強化が図られることを踏まえ、市民や事業者に対し、障がいへの理解を深める必要があります。
- ・ 経済的な自立を促すため、就労支援を行ったことにより、着実に就労と収入に繋がってきています。一方で、様々な分野への参加機会が増えていないことから、個性に応じた就労支援を継続するとともに、地域社会への外出支援を強化して生きがいづくりに繋げる必要があります。



誰もが一緒に楽しめるユニバーサルスポーツ「ボッチャ」



相談支援を利用している障がい者等の実人数及び障害種別の割合 (年度)

* 1 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2）として、障がい者相談支援事業および成年後見制度利用支援事業並びに相談等の業務を総合的に行うことを目的とした施設。
 * 2 障がい者が、おもに夜間の共同生活を行う住居で、世話人などが相談や日常生活上の援助を行う。
 * 3 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力の不十分な方に対し「財産管理」や「身上保護（介護・医療契約など）」を法的に支援し、権利を守る制度のこと。

施策の展開

1. 自立した生活を支えるサービスの充実

- ①ライフステージに応じた継続的なサービスに繋げるため、支援機関やサービス事業所との連携を強化し、障がいのある人やその家族が安心して相談できる体制を構築します。
- ②発達支援センターおひさまと支援機関の連携により、発達に課題のあるこどもを早期に発見して、相談支援と発達支援につなげ、障がい児サービスから障がい者サービスまで切れ目なく支援します。
- ③障がいのある人の親亡き後を見据え、緊急時の支援や受入れを行う地域生活支援拠点事業とその利用登録者を増やし、緊急時の際に生活を支える体制を構築します。
- ④重度の障がいのある人が安心して暮らし続けることができる環境を整えるため、入所支援施設を整備する法人に対して必要な支援を行います。

【主要事業】 地域生活支援事業（相談支援・障がい者基幹相談支援センター運営・地域生活支援拠点確保など）、介護給付事業、障がい児通所支援事業（放課後等デイサービス、児童発達支援）、発達支援センター運営事業（発達支援・相談支援）、なかまの家施設整備支援事業、自立支援協議会運営事業

2. 障がいへの理解の促進と権利擁護の推進

- ①手話奉仕員養成講座などの実施を通して、市民に広く障がいや障がいのある人への理解の促進を図ります。
- ②障がい等により自ら意思決定することが困難な人の権利擁護のため、支援団体と連携し成年後見制度の利用支援を図ります。
- ③障がいのある人の差別解消、虐待防止、合理的配慮の周知や啓発を強化します。

【主要事業】 地域生活支援事業（手話奉仕員養成研修、成年後見制度利用助成）

3. 経済的な自立や社会参加がしやすい環境づくりの推進

- ①障がいのある人が、個性を尊重しながら安定した働き方ができるよう、就労支援事業所やハローワーク等と連携して就労支援体制の充実に取り組みます。
- ②障がいのある人が、地域での様々な催事やユニバーサルスポーツ*4等に参加できるよう、自立支援協議会や関係機関と余暇支援のあり方を協議し、社会参加しやすい環境づくりを進めます。

【主要事業】 就労支援事業、訓練等給付事業、重度障がい者交通費助成事業、心身障がい者通所補助事業、地域生活支援事業（移動支援、意思疎通支援者の派遣、レクリエーション活動等支援）、自立支援協議会運営事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
地域生活支援拠点等事業への利用登録者数	0人	60人
福祉的就労から一般就労への移行者数	2人	8人

*4 年齢、性別、国籍、障害の有無、運動能力に関わらず、誰もが一緒に楽しむことができる「誰もが対等に楽しめる」スポーツのこと。



施策 11

基本方針 1 人にやさしいまちづくり

政策 4 生涯元気で健やかに暮らせるまち

施策 ① 健康づくりの推進

■ 施策の方針

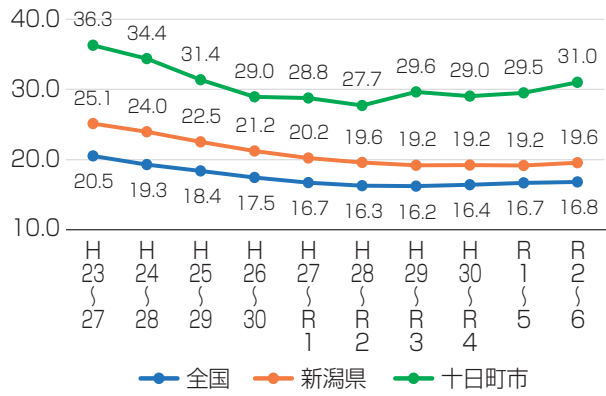
市民の健康寿命を延伸するため、「健全な食生活」、「運動習慣」、「健康管理」の定着を促進します。また、生活習慣病の発症予防や重症化予防、こころの健康対策に重点を置いた健康づくりを推進します。

■ 現状と課題

- 健康寿命を延ばすには、食事、運動、睡眠などの生活習慣の改善や、疾病・介護予防などが有効とされています。当市では、平均寿命は延びているものの、生活習慣病に起因するがんや脳血管疾患、心疾患による死亡率が依然として高く、要支援・要介護認定率も上昇傾向にあります。このため、市民一人ひとりが健康への意識を高め、食生活の改善や運動の習慣化に取り組める環境づくりを更に進める必要があります。
- 生活習慣病予防と疾病の早期発見・早期治療のため、継続的に健康診査の受診勧奨に取り組んできた結果、特定健診及び各種がん検診の受診率は新潟県平均を大きく上回っており、健診・保健指導による予防の取組は一定の成果を挙げています。加えて、今後は医療的な処置に限らず、社会的な活動やつながりを活用して健康を向上させる「社会的処方^{*1}」の取組なども研究・実践していく必要があります。
- 複雑でめまぐるしく変化する現代社会には、仕事や育児、介護の負担や人間関係などによるストレスを受けやすい状況があり、うつ病などの精神疾患から自殺につながるケースも多くなっています。当市の自殺死亡率は横ばいの状況で推移していますが、今後も当市特有のリスク要因の分析と対応、こころの調子を崩している人に寄り添った相談支援体制を強化する必要があります。



健康教室の様子



国・県・市の5年平均自殺死亡率 (人口10万対) 推移

* 1 薬の処方など医学的な治療だけでなく、地域や人とのつながりを利用して、人を元気にする仕組み。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 「はじめる・続ける」健康づくりへの支援

- ①市民一人ひとりが健康に対する正しい知識を持ち、「健康寿命の延伸」に向けた健康づくりを実践できるよう、健康教室の開催や生活習慣病等に関する知識の普及啓発、情報提供を行います。
【戦2-①】
- ②食への関心を高め、家庭で健康的な食習慣を取り入れられるよう、ICT*²を活用して栄養バランスの取れた手軽なレシピを発信するなど、食育と健康づくりを一体的に推進します。【戦2-①】
- ③市民が主体的に、楽しみながら運動や健康管理を継続できるよう、健康アプリ*³などを活用した取組を推進します。【戦2-①】

【主要事業】健康づくり推進事業、健康教育事業、健康相談事業、食育推進事業、健康ポイント事業

2. 予防を基軸とした保健事業の強化

- ①「健康寿命の延伸」のため、疾病の早期発見・早期治療を目的とした特定健診やがん検診の必要性を広く周知するとともに、未受診者への受診勧奨を行います。また、受診後の保健指導等による適切なフォローアップを推進します。【戦2-①】
- ②生涯にわたって歯と口腔の健康を保つため、ライフステージに応じたフッ化物洗口や歯周病検診などの歯科保健対策を推進します。
- ③保健指導対象者や生活習慣病のハイリスク者等に対し、地域内の民間サービスや市民活動につないでいく「社会的処方」の考え方を取り入れて、健康や生活課題に応じた支援を推進します。

【主要事業】健康診査事業、各種がん検診事業、訪問指導事業、歯科保健事業、生涯健康サポート事業、保健事業での社会的処方の実践

3. こころの健康対策

- ①こころの健康に対する正しい知識の普及や相談窓口の強化、地域全体での見守りと支援のネットワーク化を推進します。
- ②自殺の多い世代や自殺のリスクが高い人に対し、関係機関と連携しながら、生きることへの包括的支援を行います。

【主要事業】地域精神保健促進事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
特定健診受診率	51.6%	60%
自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺数)	29.5 (R1～R5年平均)	21.8 (R8～R12年平均)

* 2 「Information and Communication Technology」(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、「情報通信技術」のこと。

* 3 健康アプリとは、スマートフォンなどを通じて、歩数や運動量、体重、睡眠などの健康に関する情報を記録・管理し、健康づくりや生活習慣の改善を支援するアプリケーション。



施策 12

基本方針 1 人にやさしいまちづくり

政策 4 生涯元気で健やかに暮らせるまち

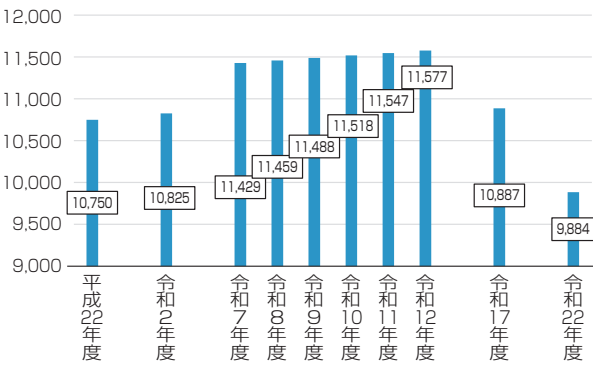
施策② 地域包括ケアシステム^{*1}の推進・強化

施策の方針

高齢者をはじめ市民の誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを営めるよう十日町市医療福祉総合センターを拠点として、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの推進・強化に取り組みます。また、医療DX^{*2}の導入により、医療資源の有効活用を図ります。

現状と課題

- ・十日町市では、令和12年（2030年）に後期高齢者人口がピークを迎えると推計しており、今後、判断能力の低下などに不安を抱える高齢者の増加が見込まれます。市では、本人の権利擁護等の観点から、成年後見制度中核機関^{*3}を設置しています。さらに地域包括支援センターや関係機関との連携を強化し、包括的な相談支援体制の充実を図る必要があります。
- ・在宅医療・介護の体制整備に向けた「出向くケアと医療」の仕組みづくりとして、新潟大学との連携の下、「十日町いきいきエイジング講座^{*4}」（令和元年10月）を開設しました。この講座での知見は、市立訪問看護ステーション「おむすび」（令和3年7月）の開業につながり、在宅生活における安全・安心を提供しています。引き続き、ニーズを見据えながら、訪問看護体制の拡充を図る必要があります。
- ・現在、新潟大学と取り組む医療DXの一環として、オンライン診療^{*5}の導入を進めています。これにより、都市部に偏る医療資源を地域でも活用できる仕組みを整え、誰もが安心して医療を受けられる環境づくりを目指しています。こうした中、医療・福祉を取り巻く状況は激しく変化し続けています。これに柔軟に対応できるよう、医療福祉総合センターを拠点として、地域包括ケアシステムに不可欠な多職種連携や人材育成の更なる推進が求められます。



後期高齢者人口の現状値と推計値



医療DX説明会

*1 高齢者が住み慣れた地域で引き続き生活を送れるよう、個々の状況やそれぞれの変化に応じて、介護サービスを中核に、「住まい」「医療」「介護」「福祉」「健康」「生活支援」などの様々な支援を継続して幅広く提供する仕組み。
 *2 保健・医療・介護の各領域にける情報やデータを活用し、病気の予防促進や良質な医療及び介護の提供を実現するためデジタル技術によって社会や生活をより良い形へ変革することを目指すもの。
 *3 成年後見制度を必要とする人が安心して制度を利用できるよう、地域で支える体制を構築する「地域連携ネットワーク」の核となる機関のこと。
 *4 新潟大学に対して寄附を行い、医療・介護・福祉のサービスを切れ目なく提供できる体制を検討するために十日町市が新潟大学に開設した講座の名称。
 *5 スマートフォンやタブレット、パソコンなどを使って、医療機関に行かずとも、自宅等にいながら、医師の診察を受けることができる仕組みのこと。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 地域包括ケアシステムの推進体制の充実

- ①高齢者の多岐にわたる相談事項や困り事に対応できるよう、地域包括支援センターをはじめとする多職種連携により、包括的な相談支援体制づくりを進めます。【戦2-①】
- ②成年後見制度の中核機関を中心として関係機関とのネットワークを強化し、権利擁護を必要とする人が適切な支援につながるよう連携を図ります。
- ③住民同士による助け合いの活動を推進し、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。【戦2-①】

【主要事業】 包括的支援事業、成年後見制度中核機関、生活支援体制整備事業

2. 出向くケアと医療の拡充

- ①市内の民間訪問看護事業者を支援し、在宅医療・介護の体制の拡充を図るとともに、持続可能なサービス提供を目指します。【戦2-①】

【主要事業】 在宅医療・介護支援事業、訪問看護ステーション事業

3. DX^{*6}による医療・福祉・介護連携の強化

- ①新潟大学との「地域医療DX共創イノベーションプロジェクト^{*7}」を契機として、オンライン診療の導入を進め、専門医への受診・相談の機会を確保します。併せて、薬剤師による服薬指導などにもオンラインによる対応領域を拡大し、医療環境の充実に取り組みます。【戦5-①】
- ②地域医療連携ネットワーク（うおぬま・米ねっと等）^{*8}などを通して、医療と介護の連携強化を図り、多職種連携を支える環境を整備します。【戦5-①】
- ③医療福祉総合センターを拠点として、関係機関の専門職間との情報共有や事例検討、各種研修会等を重ね、医療・福祉・介護分野の人材育成を図ります。

【主要事業】 医療福祉総合センター管理運営事業、地域医療対策事業、新潟医療DX、在宅医療・介護連携推進事業、地域ケア会議推進事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
訪問看護ステーションおむすびの訪問回数	5,452回	6,450回
オンライン診療の実施医療機関数	1か所	5か所

*6 「デジタル・トランスフォーメーション」の略で、直訳すると「デジタル変革」。「デジタル技術で人々の生活をより良いものに変革する」こと。

*7 当市と新潟大学が、次世代の健康未来社会を見据え、デジタル技術を駆使して持続的な医療・介護・福祉サービスの仕組みづくりを目指す取組みのこと。

*8 地域の、医療・介護サービスの提供者間で患者やサービス利用者の情報を参照できる情報通信技術を活用したネットワークのこと。
そのうち、「うおぬま・米ねっと」は、魚沼圏域（十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町）で稼働しているネットワークの名称。



施策 13

基本方針 1 人にやさしいまちづくり

政策 4 生涯元気で健やかに暮らせるまち

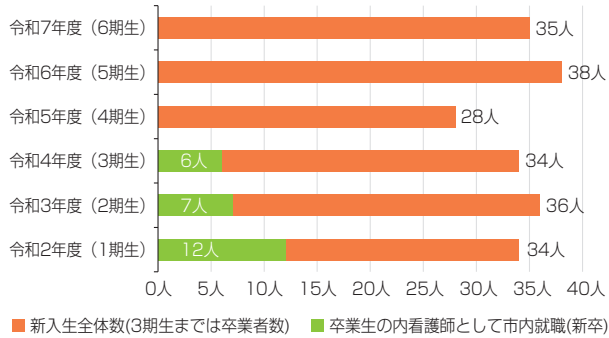
施策 ③ 地域医療の充実

■ 施策の方針

新潟県立病院や医師会等との連携により、市民が安心して必要な医療サービスを受けられるよう、医療提供体制の整備を推進します。

■ 現状と課題

- 令和2年度に開校した県立十日町看護専門学校から、多くの卒業生が市内に就業し、医療従事者の確保に大きく貢献しています。併せて現在、当市が実施している若手医師や看護学生などへの支援も一定の成果を挙げていることから、この取組を継続し、医療現場の人材確保に努める必要があります。
- 市の支援事業により、前計画期間内（令和3～7年度）では、2件のクリニックが開業しました。高齢化が進む既存開業医師の負担軽減にも寄与できるよう、引き続き施設整備等に係る支援を実施し、限られた医療資源の効率的活用を図る必要があります。
- 市では周産期医療を守るため、県立十日町病院における分娩機能の再開を強く求めています。また、県病院局が進める全県立病院の経営改革は、この地域の医療提供体制に大きく関わることから、地域住民の安全・安心の確保に向け、新潟県等に積極的に提言していく必要があります。
- 令和2年開設の医療福祉総合センターでは、コロナ禍において、地域外来・検査センターを運営してきたほか、現在は、休日一次救急診療の拠点として機能しています。二次救急を担う県立十日町病院との役割分担を図り、今後も地域の救急医療体制を維持する必要があります。



県立十日町看護専門学校の
入学者数と卒業生の市内就業者数



県立十日町看護専門学校 実習の様子

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 医療従事者の確保

- ①医師確保策として、市内病院で勤務する若手医師の研究資金貸与や医学生への研修支援などを継続的に実施します。また、看護職員などの確保策として、修学生への資金貸与や市内就業者に対する支援などを実施します。【戦3-③】
- ②県立十日町看護専門学校の学生確保の一環として、在学生の支援を実施するとともに、卒業生の市内定着に向け学校との連携を推進します。【戦3-③】
- ③医療従事者の定着に向けた取組を実践するボランティア活動を応援します。

【主要事業】 医師研究資金貸与事業、地域医療等維持確保支援事業、看護師・理学療法士等修学資金貸与事業、看護・介護職員就業支度金支給支援事業、看護学生支援事業

2. 医療提供体制の充実

- ①市内で新たに開業する医師、市内診療所を後継する医師及び既に開業している医師への支援に努めます。【戦2-①】
- ②市の国保診療所は、高齢化率の高い地域において訪問診療等を実施するなど、市民にとって身近な医療機関であることを踏まえ、地域医療の維持・確保に努めます。【戦2-①】
- ③人工透析や精神医療、分娩を含む周産期医療は、地域にとって不可欠な医療です。今後の人口動態の変化や医療人材不足にも対応できるよう、広域的な医療連携などを視野に入れ、医療提供体制の充実を図ります。【戦2-①】

【主要事業】 医療施設整備等支援事業、分娩体制維持支援事業

3. 休日・災害時等の医療体制の確保

- ①休日における急病患者的の医療を確保するため、医療機関や医師会、薬剤師会などの協力を得ながら、県立十日町病院（二次救急）との連携を図り、休日一次救急診療センターを運営します。併せて、休日救急の適正受診の啓発を行います。【戦2-①】
- ②災害時や新たな感染症に対応するため、医療機関や医師会との連携強化により、医療福祉総合センターにおける緊急時の医療体制の確保に努めます。

【主要事業】 休日一次救急診療センター事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
医師研究資金貸与数	75人	105人
新規開業医療機関数（後継含む）	4か所	6か所



施策 14

基本方針 2 活力ある元気なまちづくり

政策 1 人びとが行き交い繋がり深まる魅力あふれるまち

施策① 地域資源を活用した文化観光の推進

■ 施策の方針

地域資源を生かした観光コンテンツを創出するとともに、宿や食の魅力を通じて地域経済の活性化を図ります。また、冬を楽しむ体験を通じて「特別な雪国」としての個性を広く発信し、交流人口・関係人口^{*1}の拡大と持続可能な文化観光の推進につなげます。

■ 現状と課題

- ・日本遺産^{*2}に認定された雪をルーツとする文化ストーリー（着もの、食べもの、建もの、まつり、美）をもとに、着物文化や縄文文化を生かした新たな商品開発の支援を進めてきました。今後も、こうした取組をさらに推進し、観光資源として一層の活用を図る必要があります。
- ・大地の芸術祭は、アートを通じた地域づくりの先進事例として、世界各国の著名な組織やメディアに取り上げられ、国内外で高く評価されています。引き続き、訪れる人と地域との関係を生かし、交流人口の拡大と持続性のある地域づくりを進めていく必要があります。
- ・コロナ禍において、アウトドア需要に着目し、スキー場やキャンプ場の整備を進めたことで、雪上キャンプなど雪を直接体験できる観光コンテンツの充実が図られました。今後も、自然景観や地域の風土を生かした滞在型・体験型観光を更に進めていく必要があります。
- ・宿泊分野では、ゲストハウスの新設や温泉宿のリノベーションが進み、施設の多様化と質の向上が図られています。また、食の分野においても、地域の食材や特色を生かした飲食店の評価が高まり、観光資源としての価値が一層高まっています。今後も、こうした事業者の創意工夫と取組を支援し、観光コンテンツの魅力向上につなげていく必要があります。
- ・大地の芸術祭のオフィシャルサポーターやまつだい棚田バンクオーナー、連携協定を結んだ大学や企業など、市外からの応援者が増加しています。持続可能な文化観光の推進に向け、企業をはじめとする地域外の応援団を、一層拡大していく必要があります。



雪上キャンプ Photo by Yamada Tsutomu



清津峡渓谷トンネル Photo by Yamada Tsutomu

* 1 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。特定の地域に継続的に多様な形でかかわる人のことを指し、観光以上移住未満と例えられる。
 * 2 地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもの。

施策の展開 ※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 文化観光の推進

- ①日本遺産ストーリーを構成する着物や縄文を観光資源として更に活用するため、専門ガイドの育成や多言語対応の強化を図るとともに、体験型商品の開発支援を推進し、地域全体での魅力発信と誘客力の向上を目指します。【戦4-③】
- ②新たな文化観光の拠点施設として、笹山縄文広場と節黒城跡周辺の再整備を進め、地域資源の魅力向上と観光振興につなげます。【戦4-③】

【主要事業】「日本遺産」ブランドの活用

2. 大地の芸術祭の推進

- ① 持続可能な地域づくりを目指し、大地の芸術祭のブランド力を生かして地域内外の交流を促進し、コミュニティの活性化と交流人口の拡大を図ります。【戦4-③】
- ②大地の芸術祭作品の質を更に高めるため、作品の選択と保存体制の整備を進め、魅力ある作品の展開を進めます。

【主要事業】大地の芸術祭運営事業

3. 観光コンテンツの魅力向上

- ①特徴的な自然景観や地形、気候風土を生かした雪上キャンプなどの滞在型・体験型観光の推進と新たなコンテンツの開発支援を行い、誘客と消費拡大を目指すとともに、観光公害対策にも配慮し、観光コンテンツの魅力向上を図ります。【戦4-③】
- ②温泉地や多様な宿泊施設での滞在、地元食材を生かした食事を通して、来訪者の満足度向上につながるよう、事業者支援の充実を図ります。【戦4-③】
- ③十日町雪まつりなど雪を生かしたイベントの開催を持続可能な体制で推進し、交流人口の拡大と地域振興につなげます。【戦4-③】

【主要事業】滞在型体験プログラム観光商品の開発、越後妻有田舎体験推進事業、冬季イベント

4. 持続可能な観光の推進

- ①プロモーション大使など十日町市に関心を持つ人たちのネットワーク化を図り、十日町を応援する仕組みを構築するとともに、新たな十日町ファンの獲得と関係人口の拡大を図ります。
【戦4-②】
- ②観光資源の保全及び開発を継続的に推進するため、ふるさと納税をはじめとする寄附の拡大に取り組むとともに、観光目的税^{*3}の導入についても検討し、安定的な財源の確保に努めます。

【主要事業】プロモーション事業、観光大使活用事業、SNSを活用した情報発信

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
市内延べ入込客数	2,626,000人 (R1,R4~R6年度平均)	2,780,000人 (R8~R12年度平均)

*3 地方自治体が観光振興や環境保全、オーバーツーリズム対策を目的に、観光客から徴収する税金。代表的なものとして宿泊税があり、観光地の受入環境整備や持続可能な地域づくりに活用されている。

施策 15



基本方針2 活力ある元気なまちづくり

政策1 人びとが行き交い繋がり深まる魅力あふれるまち

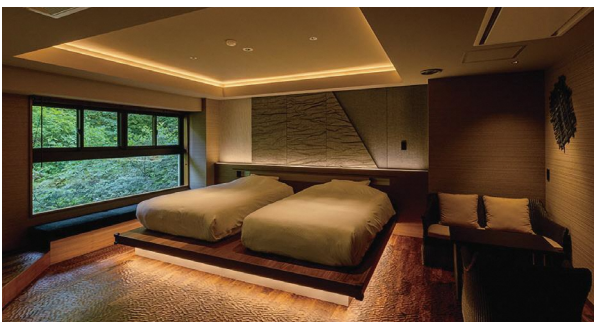
施策② 文化観光の推進による地域ビジネスの活性化

■ 施策の方針

雪国の四季、自然、日本遺産*¹、そして大地の芸術祭といった豊富な地域資源を生かした商品開発や高付加価値化（顧客満足度向上）を支援し、地域ビジネスの活性化を図ります。また、市内での観光客の回遊を促進し、各施設における消費単価の向上や、消費機会の拡大に取り組むことで、文化観光による地域経済の活性化を図ります。

■ 現状と課題

- ・文化観光施策の推進と並行して、宿泊・飲食業では消費単価向上の流れが生まれています。宿泊業では、リゾート宿泊施設において地元と連携した食事や体験の充実が図られ、松之山温泉では温泉熱の利活用や地産地消などの地域ぐるみの取組と合わせて、富裕層をターゲットとした客室の改修などが進められています。飲食業では、地元食材や食文化の活用など、雪国の風土を体感できる食を提供する動きが出始めています。今後は、消費単価向上の流れを更に加速させるとともに、インバウンド市場において訴求力を高めていく必要があります。
- ・清津峡溪谷トンネルや新博物館、まつだい城山、アウトドア施設などを拠点とした新たな人の流れの創出に取り組む中で、観光をビジネスチャンスと捉える事業者も増えています。古民家や廃校を活用した体験型の宿泊施設や女性目線での新商品開発のほか、農業者の観光ビジネスへの参入なども始まっています。今後も、文化観光コンテンツを活用した観光ビジネスへの参入を促進し、消費機会を拡大することで、経済波及効果を高めていく必要があります。
- ・来訪者が年間30万人を超える清津峡溪谷トンネルにおいて、観光案内所の開設や周遊バスの実証実験など、観光客の周遊促進に取り組んできました。引き続き、多様な二次交通*²の整備や観光情報の発信によって観光客の回遊を促進し、文化観光施策を観光ビジネスに繋げていく必要があります。



富裕層向けに改修された旅館の客室



観光客の受け入れを開始した撚糸工場

* 1 地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもの。

* 2 複数の交通機関等を使用する場合の、2種類目のことを差し、主には、鉄道駅から路線バスや自転車などを使って観光地に赴く交通手段のこと。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 消費単価の向上

- ①旅行者のニーズが多様化する中で、より満足度の高い観光を提供するため、宿泊施設や飲食店等において、ターゲットに合わせた上質な滞在環境の整備を支援します。【戦3-①】
- ②雪国の特色ある四季や豊富な食材のほか、日本遺産ストーリーなどを活用した商品・サービスの高付加価値化などを支援し、消費単価の向上を図ります。【戦3-①】
- ③多様な観光客の受入環境を整えるため、施設の多言語化やキャッシュレス化、バリアフリー化を支援します。【戦3-①】
- ④インバウンド市場において訴求力を高めるため、地域活性化起業人などの専門人材の活用や観光DMO^{*3}との連携により、滞在環境や商品・サービスの魅力向上及び発信力の強化を図ります。

【主要事業】 インバウンド受入体制構築支援、「日本遺産」ブランドの活用
地域活性化起業人制度の活用、大地の芸術祭運営事業

2. 観光ビジネス及び消費機会の拡大

- ①地域資源を活用した商品・サービスや受入施設を更に充実させるため、商品開発や施設整備を支援します。【戦3-①】
- ②日本遺産等の歴史文化の活用や観光ビジネスへの新規参入を促進するため、セミナーや講習会の開催等、人材育成に取り組みます。【戦3-③】
- ③飲食店や宿泊施設での地産地消など、1次産業や2次産業との連携を推進し、文化観光による経済波及効果の拡大を図ります。

【主要事業】 日本遺産活用推進事業、商品開発・受入環境整備支援
地産地消の取組支援、大地の芸術祭と地域産業との連携事業

3. 観光客の回遊性向上

- ①サイン看板や観光マップ、WEB媒体を活用した経路案内など、自家用車やレンタカーでの移動の利便性向上に取り組みます。【戦3-①】
- ②民間事業者と連携し、ツアーバスや観光タクシー、レンタサイクルなど多様な二次交通の充実を図ります。また、ライドシェア^{*4}の導入を検討します。【戦3-①】
- ③観光案内所の充実や大地の芸術祭作品の活用により、観光客の回遊意欲の向上を図ります。

【主要事業】 プロモーション事業、観光案内所運営支援、周遊促進事業
大地の芸術祭国際発信・他分野連携事業、大地の芸術祭受入対策事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
市内旅行消費単価が50,000円以上の人の割合	5.9% (R6年度)	18.0% (R12年度)

- *3 観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人のこと。Destination Management Organization（デスティネーション・マネージメント・オーガニゼーション）の頭文字の略。
- *4 ウェブサイトやモバイルアプリを介し、専用の貸切車両を運転する運転手と乗客をマッチングさせるサービスのこと。2024年4月に日本で解禁された「日本版ライドシェア（自家用車活用事業）」は、タクシー会社が管理する地域で、一般ドライバーが自家用車を使い有料で乗客を送迎するサービス。

施策 16



基本方針2 活力ある元気なまちづくり

政策1 人びとが行き交い繋がり深まる魅力あふれるまち

施策③ 移住・定住の促進

■ 施策の方針

里山でのゆとりある暮らしや充実した子育て環境など、十日町市の魅力を広く発信するとともに、住まいや仕事に関する相談窓口の充実など幅広い移住支援により、十日町市を選んだ人が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

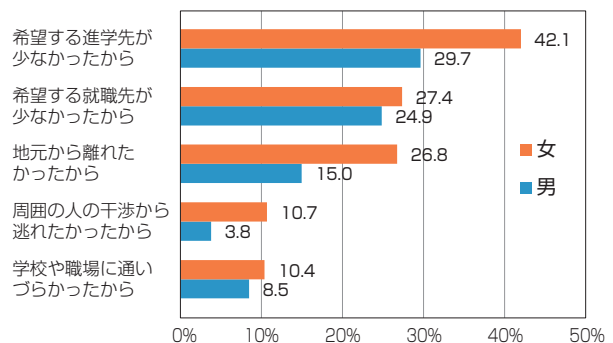
また、市内のこどもたちへ地域の魅力を伝え、地元でのライフデザインを考える機会を創出するなど、キャリア教育^{*1}の更なる充実を図り、若者の地元定着と地方回帰を促進します。

■ 現状と課題

- ・ 高校卒業を機に市外への転出超過が続いており、特に女性は「希望する進学先や就職先が少ないこと」を理由とした転出が多い状況です。市ではこれまでに、地元就業意識の醸成を図る「まちの産業発見塾」や、地域の魅力を深掘りするキャリア教育を実施してきました。今後は、地元定着の更なる増加を図るため、地域の自然や文化などの理解を深めるキャリア教育の推進や、若者や女性が暮らしやすい環境の充実を図る必要があります。
- ・ 大地の芸術祭や地域おこし協力隊の活動を通して、この地域の棚田や豊かな自然に魅力を感じ移住する人々が増加しています。また移住者の中には、移住相談窓口や協力隊の受入れ、複業支援など移住定住のサポート役として活躍している人材が数多くいます。今後は、こうした好事例が市内全域に広がるよう、市民自らが人口減少対策を「自分ごと」として捉えるための取組を進める必要があります。
- ・ 地方暮らしに魅力を感じ、生活拠点とは別の地域を往来する「二地域居住^{*2}」などの「関係人口^{*3}」が増えています。市内への移住を後押しするため、市独自の移住支援制度の更なる拡充に加え、住まいや暮らしに関する相談対応など、移住や二地域居住の促進に繋がる支援を進める必要があります。また、当市の充実した移住支援制度が十分に周知されていないため、市内外に向けた情報発信を強化する必要があります。



移居前から移住後まで充実した相談支援体制



若者（18～39歳）が出身地域を離れた理由（男女別）
出典：令和7年度版 男女共同参画白書

* 1 主に小・中・高等学校の児童・生徒を対象に、職場体験やインターンシップなどを実施することにより、自分らしい生き方を実現するための力の育成を目指す教育のこと。
 * 2 主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む）を設ける暮らし方のこと。豊かな自然や食、レジャーなど地方の魅力と、都会の便利さの両方を楽しむことができ、新たな暮らし方や働き方を実現することができる。
 * 3 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。特定の地域に継続的に多様な形でかかわる人のことを指し、観光以上移住未満と例えられる。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 若者の地元定着とUターン促進の取組強化

- ①高校生向けの地元体験ツアーやまちの産業発見塾を開催し、若者が地元の魅力を再発見できる機会を創出します。また、当市での安心・充実した暮らしや、結婚・子育てなどライフデザインについて考えるセミナーを開催します。【戦4-①】
- ②高校卒業後もこの地域を離れずに、市外の高等教育機関へ通学する人や、市内に就職した学生など、地元を選び活躍する若者を支援します。【戦4-①】
- ③地域の未来を担う人材を確保するため、大学等を卒業後、地元就職する若者などに対し、奨学金の返還を軽減する支援を行います。【戦4-①】
- ④地域自治組織や地域おこし協力隊等と連携し、地域が主体となったUターンの促進や関係人口の増加に向けた取組を支援します。【戦4-②】

【主要事業】 キャリア教育（ライフデザインセミナー）、まちの産業発見塾、Uターン促進奨学金等返還支援事業、大学生等通学定期代補助事業、新規卒業者地元就職祝金支給事業、地域自治推進事業交付金（パワーアップ事業）

2. 地域留学の導入による関係人口の創出

- ①生徒数の減少が続いている市内の高等学校の入学志願者を増やすため、地域外から留学生を募集する「地域留学制度」を導入し、関係人口の創出を図ります。【戦4-②】

3. 高等教育機関誘致の推進

- ①若者の地元定着やIターン学生の増加を図るため、連携協定を締結している大学等のサテライトキャンパス^{*4}や、当市の地域資源を生かした高等教育機関の誘致を推進します。【戦4-②】

4. 移住・定住・二地域居住に対する支援体制の拡充

- ①安心してこの地域で暮らせるよう、移住支援窓口において、「仕事・住まい・子育て」、「移住等に関する補助金」等の相談や、移住者同士のコミュニティの場の提供など、移住前から移住後まで総合的なサポートを実施します。【戦4-②】
- ②若者や女性、子育て世代にとって働きやすい企業の紹介や、住まいに関する情報を更に充実させ、ホームページやSNS^{*5}等で分かりやすく発信します。【戦4-②】
- ③テレワーク^{*6}の環境整備や家賃補助など移住者への支援に加え、二地域居住者向けの二拠点ハウスの整備や、関係人口を登録するふるさと住民票の発行など、「働く場」や「暮らす場」、「第二のふるさと」として、当市を選んでもらえる支援の拡充を進めます。【戦4-②】

【主要事業】 移住支援窓口設置事業、移住支援事業、移住・就業等支援事業、ふるさと回帰支援事業、空き家バンク、シェアハウス、特定地域づくり事業協同組合支援事業、二地域居住環境整備事業、ふるさと住民票登録事業、ふるさと納税制度

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
移住相談件数	146件	200件
市の支援策等を活用して移住してきた移住者数	123人	150人

*4 大学など教育機関の本部から地理的に離れた場所に設置されたキャンパスのこと。

*5 ウェブ上でメッセージのやり取りなど、他者とのコミュニケーションにより社会的ネットワークを構築できる、「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略称。

*6 勤労形態の一種で、情報通信技術を活用し、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。



施策 17

基本方針 2 活力ある元気なまちづくり

政策 1 人びとが行き交い繋がり深まる魅力あふれるまち

施策④ 中心市街地活性化の推進

■ 施策の方針

市民の交流・活動の場となっているまちなかの拠点施設を最大限活用し、にぎわいに満ちた魅力あるまちを創造する取組を推進します。また、空き地・空き家・空き店舗の利活用について、民間活力の導入など、中心市街地の活性化を推進します。

■ 現状と課題

- ・ 中心市街地は、商業や交流、文化活動の拠点であり、その活性化は市全体の魅力向上や持続的な発展にとって不可欠です。これまでも、そのにぎわいを保つため、施設整備に取り組んできており、さらに近年では、拠点施設として整備した、「分じろう」、「十じろう」、「段十ろう」を活用し、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象としたイベントやコンサートを開催するなど、新たなにぎわいの創出を推進してきました。中でも毎月10日開催の「とおか市」は恒例イベントとして定着し、毎回多くの人々で賑わっています。今後もNPO法人などと連携し、拠点施設を活用した取組を継続的に行い、さらなるにぎわいを創出する必要があります。
- ・ 中心市街地内にあった商業施設跡地は民間資本や国の補助事業の活用により、十日町産業文化発信館やサービス付き高齢者住宅として生まれ変わり、幅広い世代に利用され、にぎわいを見せています。近年では十日町病院の改築や看護専門学校の開校、児童センター「めぐらんど」のオープン及び通信事業者の進出、地元食材を使用した飲食店の出店など、新たなにぎわいを見せています。一方で、人口減少や消費スタイルの変化などを背景として、空き地・空き家・空き店舗が増加しており、これらへの対策を講ずる必要があります。
- ・ 十日町駅西口から緑道を利用して博物館などの文教エリアへ誘導する緑道の整備（案内看板改修・歩行空間整備・柱状サイン設置など）を行い、十日町駅周辺エリアの回遊性向上を推進しました。今後も市内外から訪れる人の十日町駅周辺エリアや文化・観光施設への回遊性を高める必要があります。



「とおか市」のにぎわい



「こどもまつり」のステージ発表

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 拠点施設を活用したにぎわい創出

- ①拠点施設として整備したそれぞれの施設において、多様な世代・団体の交流や活動の場として、ニーズに合った機能の充実を図り、活用を促進します。
- ②NPO法人などとの連携を強化し、拠点施設を活用した「とおか市」、「まちなか×GAKUENSAI」、「こどもパーク ASOBO」などのまちづくり活動を継続しつつ、新たなイベント等によるにぎわい創出に取り組みます。【戦2-④】

【主要事業】 まちなかステージの管理運営

2. さらなるにぎわい創出に向けた施策の展開

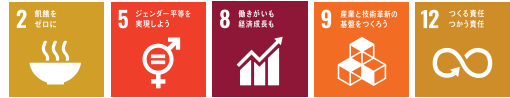
- ①近年のまちなか施設の整備に伴う中心市街地での新たな人の流れを生かしながら、さらなるにぎわい創出に取り組みます。
- ②中心市街地に増加している空き地・空き家・空き店舗への民間投資を誘発するため、国の補助事業等の活用や市独自の取組について検討し、民間事業者への支援を推進します。【戦2-④】
- ③空き地・空き家等を活用した大地の芸術祭と関連するイベントの開催やシンボルスポット（芸術作品）の設置などの検討を行い、市内外からの集客を図り、中心市街地の活性化を推進します。
- ④拠点施設における情報発信や案内機能の強化と合わせ、十日町駅東西間での円滑な人の流れを促し、駅周辺エリア及び博物館、情報館、越後妻有交流館などへの回遊性の向上を図るとともに、各施設の資源を生かしたにぎわい創出を推進します。【戦2-④】

【主要事業】 立地適正化計画関連事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
文化・活動施設の利用者数	144,269人／年	156,000人／年

施策 18



基本方針2 活力ある元気なまちづくり

政策2 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち

施策① 担い手の育成・確保

■ 施策の方針

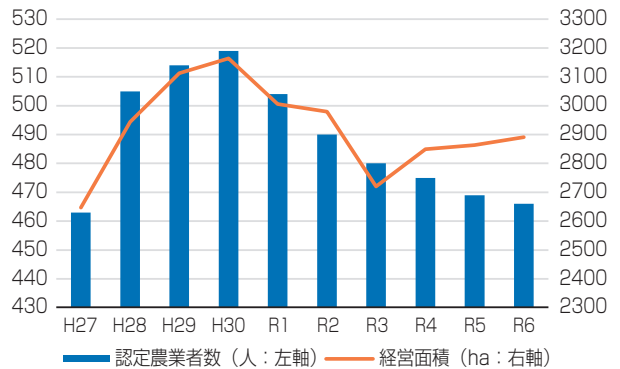
基幹産業の一つである農業の持続的な発展を目指し、認定農業者や新規就農者をはじめとした多様な担い手の育成・確保を図ります。また、将来の担い手への農地集積・集約などを目標に掲げた地域計画を実行するとともに、新しい就農方法や移住者などの就農支援を推進します。

■ 現状と課題

- ・十日町市の農家数は、高齢化や後継者不足などにより平成12年度から令和2年度までの間で42%減少しています。一方で、法人を含む認定農業者の耕作面積は増えており、担い手への農地集積が進んでいます。今後は、目標地図に基づく守るべき農地を地域で話し合い、地域計画に位置付けた多様な担い手への農地集積・集約をさらに促進する必要があります。
- ・平場では、担い手への農地の集積率が40%を超えており、経営面積が60haを超える法人が4社誕生しています。今後は、スマート農業^{*1}機械による省力化や生産性の向上、農地中間管理事業の活用など、効率的な営農体制づくりを進める必要があります。
- ・山間部では、耕作条件が不利な農地が多いために農地の集積率が20%を下回っていますが、国の「つなぐ棚田遺産^{*2}」に認定された棚田群を次世代に残そうとする動きが活発化しています。今後は、新たな価値観や就農方法を求める多様な担い手の確保と、農業機械の更新など、持続可能な農業に向け支援する必要があります。
- ・全国的に担い手は減少傾向にあります。当市では、地域おこし協力隊の卒業生をはじめ、市外出身者が新たな担い手として活躍しています。また、園芸栽培にチャレンジする移住女子や稲作に取り組むサッカー女子など、新しい就農スタイルが誕生しています。今後も女性や若い世代をはじめとした新規就農者を支援するとともに、就農に関心のある市外出身者に向け、移住部署と連携して情報を発信していく必要があります。



省力化と生産性向上のためのスマート農業



認定農業者数と経営面積の推移 (年度)

* 1 ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業。

* 2 令和4年、農林水産省が棚田地域の振興に関する取組が優れた全国271棚田を「つなぐ棚田遺産」として認定。十日町市は全国最多の14棚田が認定される。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 農業経営の体制強化

- ①農業の担い手を育成・確保するため、意欲ある農業者を認定農業者に認定し、農業機械などの導入や更新、複合営農などの農業経営の強化を支援します。【戦3-③】
- ②地域計画に位置付けた担い手（認定農業者・集落営農組織など）の育成・確保を図り、農業経営体の法人化を推進します。【戦3-③】
- ③農業委員会や関係機関と連携を図り、各地域で行う農地利用の在り方を示した目標地図の見直し作業を支援します。

【主要事業】担い手経営発展支援事業

2. 効率的な農業経営の推進

- ①地域計画に位置付けた担い手への農地集積を推進するため、農地中間管理事業などを活用し、効率的な営農体制づくりを支援します。
- ②農作業の省力化や生産性の向上を図るため、AI*3技術などを活用したスマート農業の導入を支援します。【戦5-①】

【主要事業】担い手経営発展支援事業、農林水産業総合振興事業、地域計画実践支援事業、農地中間管理事業

3. 新規就農者の確保・就農定着の支援

- ①就農に関する情報発信や就農相談会への参加を促すなど、移住相談窓口と連携することで新たな担い手の確保を推進します。【戦3-③】
- ②就農初期は農業経営が不安定なことから、新規就農者育成総合対策などの補助事業の活用を推進することで、安定した経営のスタートを支援します。
- ③新規就農者が定着できるよう、関係機関でサポート体制を構築し、フォローアップや相談活動を行うとともに、栽培技術や経営スキルの取得を支援します。【戦3-③】

【主要事業】ミッション型地域おこし協力隊活用事業、新規就農者育成総合対策事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
地域計画に定める農地の集積率	32.5%	36.0%
新規就農者数	12.8人 (R2～R6年度の平均)	14人 (R8～R12年度の平均)

*3 Artificial Intelligence（人工知能）の略で、コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。

施策 19



基本方針2 活力ある元気なまちづくり

政策2 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち

施策② 経営基盤の強化・生産基盤の整備

■ 施策の方針

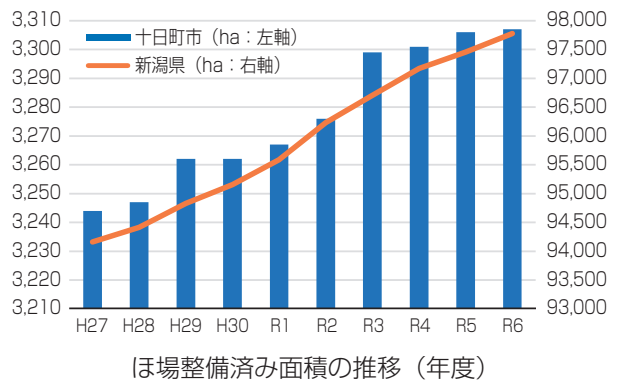
経営基盤の強化と生産基盤の整備を推進するため、AI^{*1}技術などを使ったスマート農業の導入やほ場の大区画化により、農作業や農業経営の効率化、生産性の向上を図ります。

■ 現状と課題

- ・日本型直接支払制度を活用する活動組織は減少傾向にありますが、過去10年間で72億円を支援してきたことで、農道や水路などの農業環境や営農体制が改善され、同制度の取組面積は横ばいで推移しています。今後も農業経営を維持するためには、活動組織の負担軽減や統合、法人化を進めていく必要があります。
- ・ほ場整備は、過去10年間で10地区212.9haの工事に着手しました。これにより農作業の効率化が進み、生産コストの低減などに繋がっています。一方で、整備率53.9%は県内平均よりも低いいため、今後着実にほ場整備を進める必要があります。
- ・平場では、生産基盤の一次整備が進む一方で、農業用施設の老朽化が進んでいます。今後は、暗渠排水などの二次整備による農作業の安全確保や保全管理の省力化を図るとともに、ほ場整備を契機とした園芸の拡大と担い手への農地集積・集約に取り組む必要があります。
- ・山間部では、耕作条件が不利な農地が多いため、農地集積や維持管理が困難で有害鳥獣による被害も顕著です。また、明治時代以前に整備された素掘り隧道や農業用ため池の老朽化も進んでいます。今後は、農業用施設の整備や有害鳥獣の被害対策を図るとともに、AI技術などを使ったスマート農業^{*2}による農地の管理・保全を行う必要があります。
- ・当市の里山に点在する棚田は、農地を守り続けてきた地域の人々や棚田に魅力を感じて移住してきた人々の活躍により、国の「つなぐ棚田遺産^{*3}」に全国で最多の14地区が認定されました。今後は、地域住民で立ち上げた連絡協議会を核として、地域資源の磨き上げやブランド化、応援団の確保に取り組む必要があります。



多面的機能支払交付金事業の活動状況



* 1 Artificial Intelligence (人工知能) の略で、コンピュータがデータを分析し、推論 (知識を基に、新しい結論を得ること) や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習 (情報から将来使えそうな知識を見つけること) などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。
 * 2 ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業。
 * 3 令和4年、農林水産省が棚田地域の振興に関する取組が優れた全国271棚田を「つなぐ棚田遺産」として認定。十日町市は全国最多の14棚田が認定される。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 経営基盤の強化

- ①日本型直接支払制度を活用して、活動組織の統合や地域住民による協働活動、多様な担い手の活躍を促し、農地の保全管理や集落機能を維持することで経営基盤の強化を図ります。【戦3-②】
- ②ほ場整備が完了した農地において、農作業の省力化・効率化を図るため、AI技術などの積極的な活用を促し、スマート農業を推進します。
- ③クマなどの有害鳥獣による被害を防止するため、電気柵などの設置支援や駆除を行う担い手の育成・確保を図ります。【戦3-②】

【主要事業】 中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業、県営民間技術連携型棚田地域振興整備事業、鳥獣被害防止対策事業

2. 生産基盤の整備・保全

- ①ほ場の大区画化など生産基盤の整備を計画的に推進することで、農地の集積・集約による経営規模の拡大、生産コストの低減や水田の汎用化を図ります。【戦3-②】
- ②安定した農業生産活動を継続するため、用排水路の暗渠化など農業水利施設の整備を推進し、保全作業の省力化を図ります。【戦3-②】

【主要事業】 県営経営体育成基盤整備事業、県営農地環境整備事業、県営中山間地域農業農村総合整備事業

3. 棚田の振興

- ①中山間地域等直接支払交付金の棚田地域振興活動加算を活用して、棚田地域の振興や棚田の保全を図ります。
- ②つなぐ棚田遺産連絡協議会を通じて、山間部での多様な担い手の確保や棚田の魅力の発信をサポートします。【戦3-②】
- ③市外からの「通い農^{*4}」などの新たな営農スタイルを推進することで、棚田の維持と継承を支援します。【戦3-②】

【主要事業】 中山間地域等直接支払交付金事業、棚田地域応援事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
ほ場整備の着工面積	349.5ha	468.7ha

*4 都市部に住みながら里山地域に通って田畑を耕作する、新しい農との関わり方。

施策 20



基本方針2 活力ある元気なまちづくり

政策2 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち

施策③ 付加価値の高い持続可能な農業の実現

■ 施策の方針

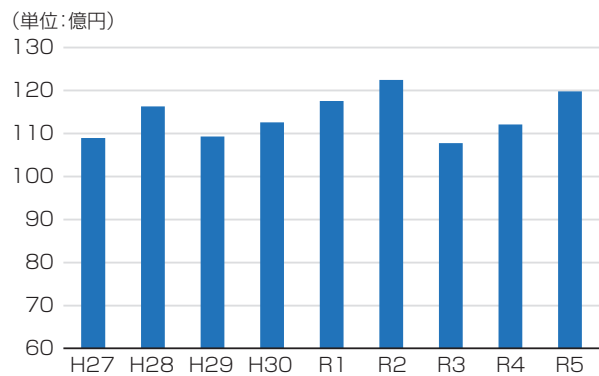
持続可能な農業を実現するため、農畜産物の高付加価値化や新たな産地化を目指すとともに、関心の高まる環境保全型農業の取組を推進します。

■ 現状と課題

- ・十日町市の農業算出額は、平成27年の109億円から令和5年には120億円に増加していますが、近年の異常気象による収穫量の減少や物価高騰による経費の増加など、厳しい農業経営が続いています。今後は、地域特性を生かした商品開発や販路開拓、新たな利益を生む取組にチャレンジする農業者を支援する必要があります。
- ・「令和の米騒動*1」による米需給の混乱や価格高騰を踏まえ、国は需要に応じた生産の方針を示しています。今後は、高温耐性品種の推進や農地集積・集約など、安定供給できる生産体制を確保する必要があります。
- ・新潟県の園芸戦略に基づき、えだまめの一億円産地化を達成しました。持続可能な農業を実現するためには、米だけに依存しない営農手段が求められています。今後は、新たな園芸戦略に基づき、経営体数や販売額の増加に取り組む必要があります。
- ・地球温暖化の防止や生態系の保全が求められる中、化学肥料や農薬使用を低減した「環境保全型農業」の取組に関心が高まっています。今後は、国の「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、環境負荷の軽減につながる有機農業に地域ぐるみで取り組む必要があります。
- ・十日町市のきのこ産業の生産額は56億円を超え、特になめこの生産量は全国一位になりました。今後は、生産性の向上やコストの低減、老朽化設備の更新などへ支援することにより、きのこ産業のさらなる成長と産地の強化を図っていく必要があります。



園芸参入塾（ねぎ）



農業産出額（きのこ産業含む）の推移（年）

* 1 令和6年、全国各地で米の買い占めによる品薄が発生し、米価格も全国的に高騰した事象。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 農畜産物の高付加価値化と農業所得の向上

- ①魚沼コシヒカリや妻有ポークをはじめ、地域特性を生かした雪室米や棚田米、有機栽培などによるブランディングを図り、自ら販路を開拓する農業者を支援することで、安定した農業所得の確保に取り組みます。【戦3-②】
- ②農業者の所得向上を図るため、ふるさと納税制度や農業系カーボンクレジット^{*2}などの活用に取り組みます。【戦3-②】

【主要事業】 農業振興事業、畜産振興対策事業

2. 複合営農と園芸栽培の拡大

- ①米だけに依存しない複合営農を推進するため、関係機関と連携して「ねぎ」や「えだまめ」などの園芸作物の拡大、推進品目の販売額3割増を目指した産地づくりを支援します。【戦3-②】

【主要事業】 担い手経営発展支援事業

3. みどりの食料システム戦略の推進

- ① 環境保全型農業の取組を拡大するため、「オーガニックビレッジ^{*3}」を目指して関係機関と連携した支援体制を構築します。【戦3-②】
- ② 環境保全型直接支払制度を活用した「環境にやさしい農業」の取組を支援します。

【主要事業】 環境保全型農業直接支払交付金事業

4. きのか生産の振興

- ① きのか産業の産地強化を図るため、生産の規模拡大やコスト低減、品質向上に向けた機械導入、老朽化した施設整備の更新を支援します。【戦3-②】

【主要事業】 きのか王国支援事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
農業産出額（きのか産業含む）	120億円 （R5年）	167億円 （R11年）
環境保全型農業取組面積	363ha	472ha

*2 水田の中干し延長やバイオ炭の施用など、農業現場での温室効果ガス（CO₂、メタンなど）削減・吸収の取り組みを数値化し、国や民間の認証機関が「クレジット（排出権）」として認証する仕組み。

*3 有機農業の拡大に向けて、ほ場の団地化などの生産から学校給食の利用など消費まで一貫した取組を、農業者、事業者、地域内外の住民などの関係者が参画の下、地域ぐるみで進める市町村のこと。



施策 21

基本方針 2 活力ある元気なまちづくり

政策 2 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち

施策 ④ 森林の整備・森林資源の循環利用

■ 施策の方針

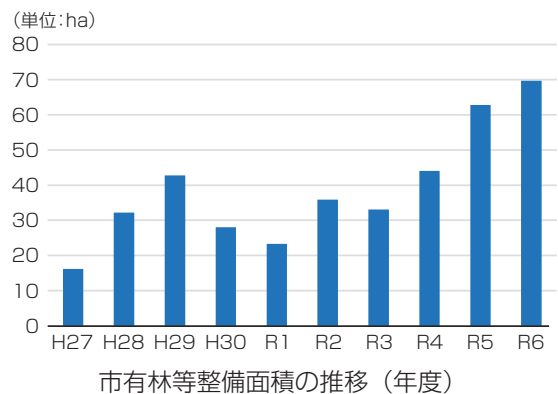
豊富な森林資源の多様な活用や循環利用を促進するため、将来的な主伐・再造林を見据えた森林整備を推進するとともに、森林クレジット^{*1}の創出と活用を推進します。

■ 現状と課題

- ・市内の森林面積39,511haのうち、市の管理面積は1,365haです。豊富な森林資源の循環利用を促進するため、過去10年間で合計330haの森林整備を行ってきました。また、林業を取り巻く環境は大きく変化し、温室効果ガスの排出削減目標達成に向けた財源として、森林環境譲与税^{*2}の活用が始まりました。今後は、この新たな財源を基に、計画的な森林整備を継続して進める必要があります。
- ・世界的に脱炭素が求められる中、森林クレジットの取組など、森林が持つ多面的機能の重要度が高まっています。市では、令和元年からの7年間で合計1,348トンの二酸化炭素吸収量を森林クレジットとして発行してきました。大企業による「排出量取引」が義務化されたことで、カーボン・オフセット制度^{*3}への取組が一層加速することから、森林クレジットのさらなる創出と活用を進める必要があります。
- ・豊富な森林資源を活用した環境ビジネスとして、民間事業者による木質バイオマス発電所が稼働し、木材の需要拡大に繋がっています。今後は、木材の安定供給を進めるとともに、多様な活用を図る必要があります。
- ・十日町市では、幼少期から木に親しむことで豊かな心を育む「木育」に取り組んできました。今後も子ども達が森林や木材に触れる機会を増やすとともに、森の学校キョロロや民間体験施設を活用した環境教育、美人林やブナ林の森林浴や森林散策の推進など、木育と林業の普及啓発を進めていく必要があります。



森林環境譲与税を活用した森林整備



* 1 J-クレジットのうち、間伐や植林などの適切な森林整備によって吸収されたCO2量を対象としたもの。森林の吸収力を高める活動に対して「クレジット(価値)」を認証・発行する仕組みであり、クレジットの売却益を林業振興や森林整備資金に還元することで、地球温暖化防止と地域の森林保全を両立させる役割が期待できる。

* 2 私有林人工林面積や林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して市町村や都道府県に譲与される国の税金。用途は間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に限定される。

* 3 日常生活や経済活動で排出されるCO2等の温室効果ガスを、森林整備などで吸収されたCO2量に見合ったクレジットを購入することにより埋め合わせる(オフセットする)制度。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 森林の整備・保全

- ①市有林・市行造林の将来的な主伐・再造林を見据え、計画的に森林整備を進めます。【戦3-②】
- ②森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度^{*4}により、積極的な私有林整備を推進します。
【戦3-②】
- ③生産森林組合林、集落林等の私有林の整備や住宅・道路などで支障となっている立木伐採を支援し、森林環境の保全や木材の利活用を推進します。【戦3-②】

【主要事業】市有林・市行造林整備事業（国県補助、単独）、森林経営管理事業、私有林整備支援事業

2. 森林資源の多面的な活用

- ①人工林及び天然林の主伐材や間伐材は、建築材やバイオマス燃料、菌床利用など用途に応じた活用を図ることで、市内での循環利用を推進します。【戦3-②】
- ②新たな木材産業の育成を図るため、間伐材の多様な加工利用を支援します。【戦3-②】
- ③カーボン・オフセット制度の取組を推進し、森林クレジットの創出と販売収益を活用した林業の活性化を図ります。【戦3-②】
- ④幼少期から木に親しむ心を育むため、森の学校キョロロや民間体験施設を活用した環境教育を推進するとともに、木育の一層の推進と林業の普及啓発を図ります。【戦3-②】

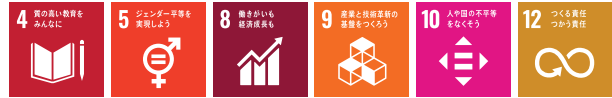
【主要事業】ふるさと十日町の木で家づくり事業、カーボン・オフセット事業、木育・林業普及事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
市有林・市行造林及び森林経営管理制度による私有林の整備面積	69.7ha／年	75.0ha／年
森林クレジット創出量	200t／年	1,100t／年

* 4 間伐などの整備がされていない森林（私有林・人工林）を対象に、市町村が森林所有者の意向を確認後、森林所有者から委託を受け、民間の林業経営者に再委託するなどにより、林業経営と森林の管理を実施する制度。

施策 22



基本方針2 活力ある元気なまちづくり

政策3 力強い産業と雇用を育むまち

施策① 地域産業を担う人材の確保・育成

■ 施策の方針

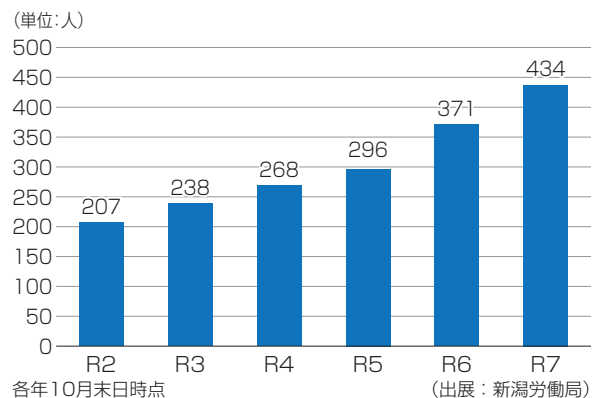
地域産業の将来を担う若者をはじめとする人材の確保・育成に向けた取組や、外国人材の活用など時代に即した企業支援策を講ずるとともに、関係機関と連携しながら支援体制の充実を図ります。

■ 現状と課題

- ・ 少子化や高校卒業後の進学率の上昇により、高卒の就職者数は減少しています。一方で、「まちの産業発見塾」などのキャリア教育^{*1}の効果から高卒の地元就職率は上昇傾向であり、引き続き、地元企業の魅力等を中高生に発信する必要があります。
- ・ 新卒者の就職活動はSNS^{*2}やオンライン面談など、IT^{*3}技術の活用により大きく変化しています。今後は、インターンシップの受入れや情報発信など関係機関と連携した中で、時代に即したアプローチや支援を行う必要があります。
- ・ 知識や技術の習得及び経営ノウハウの取得など、労使ともに人材の育成・成長は重要です。引き続き、業務の効率化や社員のキャリアアップに取り組む企業を支援する必要があります。
- ・ 製造業や医療福祉分野では、新たな担い手として外国人材の就労が増加しています。一方で、文化の違いや住居の課題に加え、高額な初期費用などにより活用を見合わせている企業もあることから、外国人材の受入れに対して支援する必要があります。



まちの産業発見塾



外国人労働者数（十日町市・津南町）の推移

* 1 主に小・中・高等学校の児童・生徒を対象に、職場体験やインターンシップなどを実施することにより、自分らしい生き方を実現するための力の育成を目指す教育のこと。
 * 2 ウェブ上でメッセージのやり取りなど、他者とのコミュニケーションにより社会的ネットワークを構築できる、「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略称。
 * 3 情報を取得、加工、保存、伝送するための科学技術。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用したコンピュータなどの機器や器具、およびその内部で動作するコンピュータプログラムを用いて情報を扱う技術のこと。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 若者人材の確保

- ①中学生、高校生に地域企業の魅力を伝えるため、まちの産業発見塾をはじめとしたキャリア教育の充実を図ります。【戦3-③】
- ②市外の高等教育機関などに通う学生の就職活動を支援するとともに、地域企業を知ってもらうためのインターンシップの受入れや企業が行う採用活動を支援します。【戦3-③】
- ③十日町地区雇用協議会との連携を強化するとともに、ミッション型地域おこし協力隊^{*4}などを活用し、時代に即した雇用活動の充実を図ります。【戦3-③】

【主要事業】 まちの産業発見塾、人材確保支援事業、採用活動支援事業、地域まるごと人材確保事業、無料帰省バス、地方就職学生支援事業、新規卒業者就職祝金支給事業、Uターン促進奨学金等返還支援事業

2. 人材の育成

- ①関係機関と連携し、新入社員実務基礎セミナーなどの各種セミナーや研修会を合同で開催するとともに、従業員の資格取得や業務改善に向けた各種研修への参加を支援します。【戦3-③】
- ②経営力強化のため、経営ノウハウを学ぶ研修などに参加する取組を支援します。

【主要事業】 中小企業人材育成支援事業、地域まるごと人材確保事業

3. 多様な担い手の確保

- ①十日町地区雇用協議会等と連携を取りながら、高齢者や障がい者など多様な人材が働くことができる環境を整備し、就業機会の創出を図ります。【戦3-③】
- ②労働力を確保するため、外国人材の採用に取り組む企業を支援します。また、外国人材を採用している企業の取組や制度の概要を未採用企業へ積極的に発信します。【戦3-③】
- ③外国人材を含めた雇用を促進するため、住環境を整備する企業を支援します。

【主要事業】 外国人材受入支援事業、人材受入施設整備支援事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
高校生地元就職率	56.1%	60.0%
外国人労働者数（十日町市・津南町）	371人	550人

*4 地方自治体が募集段階で具体的な活動内容（ミッション）を定めている地域おこし協力隊の総称。

施策 23

基本方針2 活力ある元気なまちづくり

政策3 力強い産業と雇用を育むまち

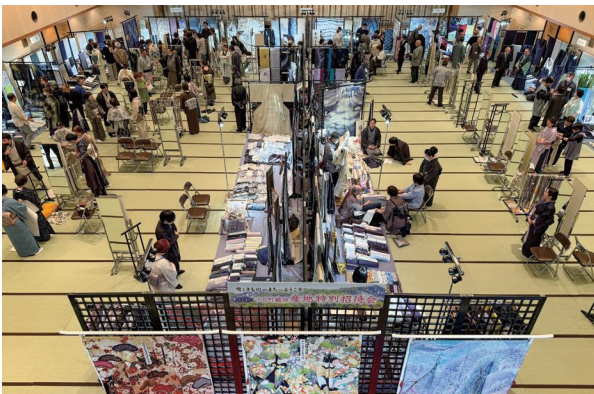
施策② 地域企業・地域産業の活性化

施策の方針

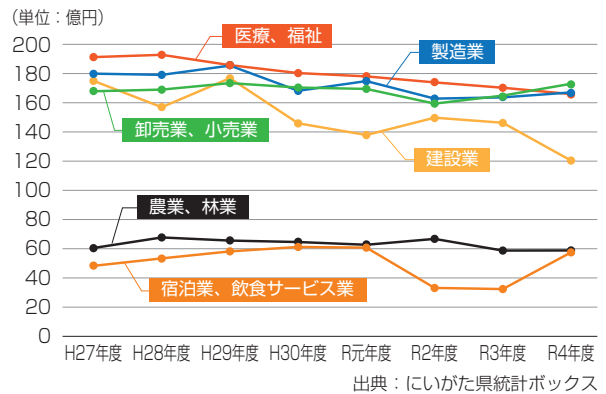
先端設備の導入や設備投資、新たな市場開拓、地域資源の活用などに取り組む事業者をバックアップするとともに、事業承継・M&A^{*1}など企業活動を継続する取組を支援することで地域企業・地域産業の活性化を図ります。

現状と課題

- ・ 製造業や宿泊業・飲食サービス業はコロナ禍に売上げが減少しましたが、積極的な投資もあり、現在は増加傾向にあります。特に、製造業では食料品製造業が成長を続けており、さらなる投資による規模拡大が期待されます。企業設置奨励事業などでは、平成21年度から53社の設備投資を支援し、新たに537人が雇用されるなど一定の効果がありました。引き続き企業設置奨励事業などによる支援を継続・拡充する必要があります。
- ・ 繊維工業では、生活様式や価値観の変化により規模縮小が続いているため、きもの伝統技術の継承とともに、産地として販路拡大につながる取組を支援する必要があります。
- ・ 消費者からは、地域ならではの商品に加え、販売方法やサービス提供方法の多様化が求められています。特に新たな販路として、ふるさと納税による売上げが増加しています。日本遺産^{*2}に指定された雪国文化や大地の芸術祭など、多くの地域資源を生かした商品開発や販売力を伸ばす取組を支援する必要があります。
- ・ 地域産業を支えている中小企業・小規模事業者は、事業主の高齢化などにより事業所数が減少傾向にあります。持続的な事業活動に向け、商工団体などと連携しながら、企業の事業承継・M&Aを支援する必要があります。



十日町織物産地特別招待会



* 1 マージャー・アンド・アクイジション (Mergers and Acquisitions) の略で、企業の合併や買収を通じて経営資源を引き継ぐ手法のことをいう。事業承継や経営基盤の強化、新たな事業展開などを目的として行われる。
* 2 地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもの。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 十日町市を牽引する企業の支援

- ①事業の維持や規模拡大、生産性向上のために先端設備の導入や設備投資を図る企業を支援します。
【戦3-①】
- ②基幹産業の一つである繊維関連企業の維持・発展のため、商工団体などと連携し、きものの魅力発信や販路拡大につながる取組を支援します。【戦3-①】

【主要事業】 企業設置奨励事業、企業投資促進事業、制度融資・信用保証料補給、ふるさと納税型クラウドファンディング、きものGOTTAKU、十日町織物販路開拓支援事業、企業消融除雪支援事業、店舗等バリアフリー改修支援事業

2. 地域資源を生かした製品・サービスの開発と販路の拡大

- ①日本遺産に認定された雪国文化や、大地の芸術祭、国宝・火焰型土器、魅力ある地元食材などの地域ブランドを生かし、新たな商品開発とサービスの提供を行う企業を支援します。【戦3-①】
- ②地域資源を生かした製品の販路拡大に向け、ふるさと納税サイトの活用や各種展示会への参加など、積極的に製品の魅力を発信する企業を支援します。【戦3-①】
- ③市内で生産される農畜産物や加工品等の販売体制を強化し、販売額や誘客の増加を図ります。
【戦3-①】

【主要事業】 地場産品開発販売支援事業、日本遺産、販路拡大支援事業、小規模事業者等販路開拓支援事業、地域商社基盤強化事業

3. 中小企業・小規模事業者の活動支援

- ①中小企業・小規模事業者が事業活動を持続できるよう、商工会議所、商工会とともに伴走支援に取り組みます。【戦3-①】
- ②経営者の高齢化や後継者不足に対応するため、新潟県や関係団体と連携し、企業の事業承継・M&Aを支援します。【戦3-①】

【主要事業】 外国人材受入支援事業、人材受入施設整備支援事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
企業設置奨励条例及び促進条例に基づく企業支援件数	6件 (R2～R6年度合計)	15件 (R8～R12年度合計)

施策 24

基本方針2 活力ある元気なまちづくり

政策3 力強い産業と雇用を育むまち

施策③ 地域産業の新しい展開

■ 施策の方針

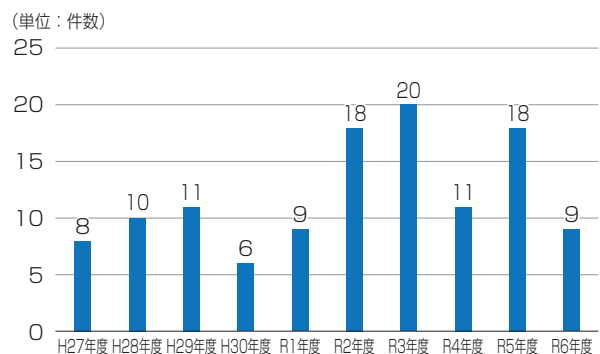
新規創業を目指す事業者などの支援に加え、企業の積極的な誘致、事業拡大に向けたM&A^{*1}、AI^{*2}やICT^{*3}の活用によるDX^{*4}の推進に向けた取組を支援することで、地域産業の新たな展開を目指します。

■ 現状と課題

- ・ ビジネスプラン審査会の開催や創業相談などに取り組み、平成27年度からの10年間で120件の創業につながっています。また、創業後の伴走支援により安定的な経営につながっています。引き続き、新規ビジネスへのチャレンジに対し、積極的に支援する必要があります。
- ・ 企業誘致は地域産業の新たな展開へと導く大切な取組です。新たなホテル建設などの事例を踏まえ、引き続き、企業設置奨励事業などの支援施策をPRし、企業誘致に努める必要があります。
- ・ 十日町IC（仮称）及び市道高山水沢線の整備が進められています。新たな流通経路の整備に合わせ、明石工業団地の充実を図るため、企業や関係機関と連携しながら、工業団地の再整備に向けた検討を進める必要があります。
- ・ 事業承継の手法である中小企業のM&Aは、成長戦略の手段であると捉えられてきており、関係機関と連携しながら推進する必要があります。
- ・ AIやICTを活用し、生産性や販売力の強化を図るとともに、新たなビジネスを創出することが求められています。当市では、多くのIT関連企業が活躍しており、それらの企業と異業種との連携深化を支援することにより、DXの推進を図り、地域産業の発展に繋げる必要があります。



十日町市ビジネスプラン審査会



出典：主要な施策の成果

創業支援件数の推移

* 1 マージャー・アンド・アクイジション（Mergers and Acquisitions）の略で、企業の合併や買収を通じて経営資源を引き継ぐ手法のことをいう。事業承継や経営基盤の強化、新たな事業展開などを目的として行われる。
 * 2 Artificial Intelligence（人工知能）の略で、コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。
 * 3 「Information and Communication Technology」（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、「情報通信技術」のこと。
 * 4 「デジタル・トランスフォーメーション」の略で、直訳すると「デジタル変革」。「デジタル技術で人々の生活をより良いものに革新する」こと。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 新規創業者などへの支援

- ①専門家による起業・創業相談を充実するとともに、セミナーなどの開催により起業者や第二創業を目指す事業者を支援します。また、創業後の伴走支援にも積極的に取り組みます。【戦3-①】
- ②十日町市ならではの創業プランなど、優秀なビジネスプランを提案する事業者には補助金の上乗せ支援を行います。【戦3-①】

【主要事業】 ビジネスプラン審査会、起業セミナー、起業相談会、新規創業支援資金融資、未来を拓く創業応援事業補助金、ふるさと起業家支援事業補助金

2. 企業の誘致

- ①企業誘致に向け、各種支援制度の情報発信に努めるとともに、クラウドファンディング*⁵による資金確保などの新たな取組を支援します。【戦3-①】
- ②工業団地内の企業や関係団体と連携し、工業団地の再整備に向けた計画策定に取り組みます。【戦3-①】
- ③成長戦略としてM&Aに取り組み、事業拡大を図る企業を支援します。【戦3-①】

【主要事業】 企業設置奨励事業、企業投資促進事業、企業消融除雪支援事業、クラウドファンディング（ふるさと納税）、上越魚沼地域振興快速道路、十日町インターチェンジ、市道高山水沢線

3. AI・ICTの活用拡大支援

- ①生産性向上のため、AI、ICTなどの先端技術を活用する事業者の設備投資を支援します。【戦5-①】
- ②市内の情報サービス関連事業者と、DXの推進などを図る市内企業のマッチングを促進し、先端技術の導入を支援するとともに、情報サービス業の発展につなげます。【戦5-①】

【主要事業】 設備投資における固定資産税減免、中小企業人材育成支援事業、デジタル技術導入支援事業、異業種交流

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
新規創業支援者のうちの創業件数	9件	15件 (R8～R12年度平均)
DX推進に向けた支援件数	10件	20件

*5 プロジェクトを立ち上げた人や法人に対し、不特定多数の人が、購入・寄付・金融といった形態で資金を供与する仕組みのこと。

施策 25

基本方針2 活力ある元気なまちづくり

政策4 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち

施策① 市民による学びの場づくりへの支援

■ 施策の方針

多様化が進む生涯学習を取り巻く情勢やニーズの変化を捉え、誰もが楽しく学ぶことができる機会と場を提供し、活力・魅力ある人づくりと地域づくりを推進します。

■ 現状と課題

- ・ 公民館設置から約80年が経ち、社会情勢や価値観、市民ニーズの変容に伴い、利用者の固定化と高齢化が進み、さらに若年層や一般の方からの利用は減少しています。令和2年10月の「十日町市社会教育・公民館活動のあり方について」の提言を踏まえ、設置地域ごとの歴史等を尊重しつつ、自発的なまちづくりの活動を促進するため、地区公民館の市民センター化を進める必要があります。
- ・ 働き方や家族形態の多様化、少子高齢化等により、地域における寺子屋塾等を含む青少年育成支援の継続が難しくなっています。十日町市博物館や「森の学校」キョロロ、十日町情報館、地域自治組織、市民活動ネットワーク「ひとサポ」など、多様な地域資源や団体との連携を進め、地域全体で青少年の育成を支える新たな仕組みの構築が求められます。
- ・ 公民館の空調設備等の老朽化が進んでいます。災害時の避難所、クーリングシェルター*¹、地域の活動拠点としての機能を維持するため、計画的な修繕を行う必要があります。



アドベンチャースクール（キョロロに泊まろう）



読み聞かせ（あたご幼稚園）

* 1 気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設。

■ 施策の展開

1. 地域住民の生涯学習と交流の場づくり

- ①地域自治組織や地域おこし協力隊をはじめ、地域の多様な組織や人材が主体となっていく地域づくり活動の拠点として、地区公民館の市民センター化を推進します。
- ②地域自治組織や市民センターが行う自主事業との合同実施により、地域と協働した社会教育事業を展開します。

【主要事業】 社会教育総合事業、生涯学習事業

2. 青少年・家庭教育・個人学習への支援

- ①「森の学校」キョロロや十日町市博物館と連携し、幼年児・児童生徒へ屋外活動体験や探究活動の機会を提供します。
- ②町内のこども会や、地域自治組織、市民活動ネットワーク「ひとサポ」等の市民活動支援組織と協働し、平和学習などの青少年育成事業を実施します。
- ③十日町情報館と連携し、幼年期からの家庭読書「家読（うちどく）」や、児童生徒の学習・情報収集活動を支援します。

【主要事業】 森の学校事業、はぐぐみのまちづくり運動推進事業、平和教育推進事業

3. 生涯学習拠点の機能維持

- ①公民館など生涯学習拠点の空調設備等の修繕を計画的に実施し、生涯学習及び地域づくりの活動拠点としての機能を維持します。

【主要事業】 学習拠点施設機能維持事業

■ まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
こどもたちの体験事業への参加者数	5,584人	5,750人
森の学校キョロロ 体験プログラム参加者数	2,333人	2,800人
市民一人当たりの 図書などの貸出冊数・点数	5.23冊・点／人	5.70冊・点／人

施策 26

基本方針 2 活力ある元気なまちづくり

政策 4 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち

施策 ② 文化芸術活動の充実

■ 施策の方針

越後妻有文化ホール・十日町市中央公民館「段十ろう」を核に、音楽・舞台芸術・美術鑑賞機会の充実を図ります。また、「分じろう」「十じろう」や千年の森ホール等と連動することで文化芸術活動を充実させ、“にぎわい”を創出します。

■ 現状と課題

- ・越後妻有文化ホール・十日町市中央公民館「段十ろう」では、平成29年11月のオープン以来、多彩な分野のホール公演を行ってきた結果、出演者や来場者から音響効果を高く評価され、認知度も向上してきました。今後は、これまでに構築したネットワークを活用し、ホールの特性を生かした公演の開催や貸館利用の新規開拓により、利用の増加を図る必要があります。
- ・「段十ろう」は、市民団体による定期演奏会や発表会に利用され、文化芸術活動の拠点として定着してきました。一方で、文化芸術活動の担い手の減少が課題となっています。さまざまな施設や活動団体と連動して、幅広い世代の市民が気軽に文化芸術に触れる機会を提供することにより、担い手を確保する必要があります。
- ・少子高齢化に伴い、文化芸術活動が継続できない状況が生じています。市民の文化的で豊かな生活のため、新たな活動を創出する必要があります。



「段十ろう」ホール（十日町第九合唱団2024）



だんだんテラスコンサート

■ 施策の展開

1. 鑑賞機会の拡充

- ①優れた音楽や舞台芸術を気軽に鑑賞できるよう、著名アーティストや文化人による多彩な分野のコンサートや講演会を定期的に開催します。
- ②「段十ろう」ホールの音響効果を生かした公演開催や、レコーディング利用等による貸館利用を開拓します。

【主要事業】文化ホール特別公演事業、文化ホール・中央公民館維持管理事業

2. 文化芸術活動の推進

- ①「段十ろう」を核に、「分じろう」「十じろう」や「千年の森ホール」が行う事業と連動したイベント等を開催し、文化芸術活動による“にぎわい”を創出します。
- ②文化芸術への意識醸成を図るため、市美術展の開催や、「大地の芸術祭」作品など現代アートを含む美術・芸術に触れる機会を提供します。

【主要事業】市美術展開催事業、生涯学習事業

3. 文化芸術活動の支援

- ①小中学校等での文化芸術体験を推進するため、中学校部活動の地域展開への支援や、各種人材バンク等の情報提供に取り組みます。
- ②十日町市文化協会連合会をはじめ、各地域の文化振興団体の自主活動を支援し、市民による文化芸術活動を活性化します。
- ③市民活動ネットワーク「ひとサポ」等と連携して活動発表や研修の機会を提供し、ネットワークづくりや、新たな活動の創出と担い手育成を支援します。

【主要事業】生涯学習・芸術・文化活動助成事業、生涯学習事業

■ まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
文化ホール・中央公民館利用件数	2,871件／年	3,000件／年
市美術展の出品点数	226点／回	250点／回

施策 27

基本方針 2 活力ある元気なまちづくり

政策 4 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち

施策 ③ 歴史文化遺産の保存・活用の推進

■ 施策の方針

先人たちが育んできた十日町市固有の歴史文化遺産を、国・県・市の指定等の有無に関わらず、その価値を幅広く捉え、確実に保存・継承し、積極的に活用します。また、十日町市博物館を拠点として、地域の歴史文化遺産の魅力を国内外に発信します。

■ 現状と課題

- ・本市における文化財の保存・活用に関するマスタープラン兼アクションプランとして策定した「十日町市文化財保存活用地域計画」は、令和6年7月に国の認定を受けました。この計画に基づき、歴史文化遺産の調査・研究を継続して行い、新たな国県市指定文化財等として指定（登録）につなげ、保存・継承していく必要があります。また、歴史文化遺産の積極的な活用による地域経済の活性化が保存・継承に再投資される好循環を創出する必要があります。
- ・『「なんだ、コレは！」信濃川流域の火焰型土器と雪国の文化』（平成28年認定・シリアル型）、『究極の雪国とおかまち－真説！豪雪地ものがたり－』（令和2年認定・地域型）の2件の日本遺産^{*1}ストーリーを生かして、縄文文化や雪国文化の魅力と価値を発信し、地域活性化につなげる必要があります。
- ・令和2年6月に新十日町市博物館がオープンし、多彩な展示やイベントを開催しています。また、文化観光推進法に基づく十日町市地域計画（令和2年11月国認定）に基づき、博物館や「森の学校」キョロロなど5つの文化観光拠点施設の機能強化や整備に取り組みました。また、令和7年7月には国宝出土地・笹山遺跡での縄文広場整備基本計画を策定し、整備に着手しました。引き続き拠点施設間の連携を図るとともに、笹山遺跡をはじめとした多様な歴史文化遺産における周遊を促す必要があります。



笹山遺跡の復元竪穴住居と火焰型土器レプリカ



子ども博物館 土器作りの様子

* 1 地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもの。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 歴史文化遺産の調査と研究

- ①「十日町市文化財保存活用地域計画」に基づき、歴史資料・民俗資料などの資料収集と整理分析、調査研究を行います。
- ②埋蔵文化財の発掘と整理、分析、研究を行うとともに、調査報告書を順次刊行し、その成果を広く一般に公開・活用します。

【主要事業】 遺跡調査発掘事業、埋蔵文化財等調査事業、博物館資料収集・調査・研究事業

2. 歴史文化遺産の保存と継承

- ①「十日町市文化財保存活用地域計画」に基づき、調査研究した歴史文化遺産を新たな指定文化財に指定又は登録文化財として登録します。
- ②歴史文化遺産の所有者や保持者、保存団体等への支援のほか、国や県、民間団体の制度を活用した各種支援も行います。【戦4-③】
- ③文化財のデジタルアーカイブ*2化を計画的に進めます。

【主要事業】 文化財保護調査事業、文化財保存修理事業

3. 歴史文化遺産の整備・活用の推進

- ①国宝出土地である笹山遺跡の広場整備を行い、世界に発信できる文化観光資源として活用します。
- ②博物館において、調査・研究の成果に基づく企画展や、他館の優品を借用した質の高い特別展を開催します。また、楽しみながら学ぶ体験メニューを提供するなど、教育普及活動の充実を図ります。【戦4-③】
- ③2件の日本遺産ストーリーを活用し、縄文文化や雪国文化の魅力を国内外に向けて発信します。
【戦4-③】
- ④里山の自然をテーマとする参加体験型の自然科学館「森の学校」キョロロと博物館との連携を強化するとともに、笹山遺跡や節黒城跡など多様な歴史文化遺産との周遊を促進します。【戦4-③】

【主要事業】 史跡整備事業、普及・展示事業、縄文文化活用推進事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
新規の指定文化財、登録文化財の指定件数	1件/年	1件/年
文化財関連施設（十日町市博物館、「森の学校」キョロロ、まつだい郷土資料館）の入館者数	65,691人/年	88,200人/年

*2 文化遺産、公文書、美術品などの重要な情報資源をデジタルデータ化して長期保存し、インターネット等で公開・活用する仕組み。

施策 28



基本方針2 活力ある元気なまちづくり

政策4 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち

施策④ スポーツの振興

■ 施策の方針

市民が主体となって、スポーツや健康に対する認識を深め、ライフステージやライフスタイルに応じた生涯スポーツに取り組める環境づくりを推進します。また、地域の資産を有効に活用したスポーツイベントの開催や、国内外のスポーツ関係団体との交流を推進します。

■ 現状と課題

- ・「スポーツ健康都市宣言」に基づき、「誰でも」・「いつでも」・「どこでも」広くスポーツに親しむ機会を創出し、ボッチャなどのニュースポーツが普及しました。今後も生涯スポーツの推進を図るため、スポーツ推進委員と連携し、スポーツを始めるきっかけを提供するとともに、日常生活の一部として定着させていく必要があります。
- ・スポーツ協会などの関係団体と連携し、競技スポーツや地域クラブの指導者確保と指導力向上を目指して、コーチング理論の講習会や研修会などを実施してきました。多くの選手が質の高い練習に励み、駅伝やスキーなどの全国大会で活躍し、地域に活力をもたらしました。今後もこの取組を継続し、スポーツの普及や競技力の向上に繋げていく必要があります。
- ・オリンピック選手団のキャンプ受け入れ、サッカーや柔道、空手道の大会開催などを通してクロアチア共和国とのスポーツ交流を深めてきたことにより、コンサート開催や市民団体による交流活動など、芸術文化の分野にも交流が広がっています。今後は更に国内外のスポーツ協会など関係団体との交流を推進し、地域活性化を図る必要があります。
- ・吉田クロスカントリー競技場や松之山温泉スキー場、クロアチアピッチなどの施設が活用され、全国規模の大会やプロスポーツ大会も開催されています。一方、施設の老朽化や利用者の高齢化などの影響で、利用頻度が低下した施設もあります。今後は、施設の利用実績や市民ニーズを捉え、適切な施設配置を行う必要があります。



部活動の地域展開により始まった
地域クラブ活動（バスケットボール）



吉田クロスカントリー競技場で開催された
全日本スキー選手権大会（令和7年）

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 生涯スポーツの推進 ～楽しもうスポーツ、つくろう健康～

- ①幼少期から、体を動かすことの楽しさや喜びを実感できる機会を創出し、運動習慣の定着を図ります。また、生涯にわたってスポーツに親しめるよう、ライフステージやライフスタイルに応じてスポーツを楽しめる機会を提供します。
- ②年齢・性別・障がいの有無に関わらず、誰もがスポーツを気軽に楽しめるよう、仮想現実（VR）技術や拡張現実（AR）技術なども活用します。

【主要事業】 スポーツ推進委員活動事業、スポーツ関係団体連携事業

2. 競技スポーツの向上

- ①競技人口の拡大と競技水準の向上を図るため、スポーツ協会及びその傘下団体の組織力の強化を支援します。
- ②スポーツ関係団体と連携して専門的な講習会や研修会を実施し、指導者の育成と指導力の向上を図ります。
- ③部活動の地域展開を担う団体が、自律的かつ持続的に運営できるよう支援します。

【主要事業】 地域ジュニア競技スポーツクラブ育成事業、全国大会等出場激励金事業

3. スポーツを通じた地域の活性化

- ①国内外のスポーツ協会などの関係団体と連携し、地域特有の自然環境やスポーツ施設を活用して、全国規模の大会やプロスポーツ大会、スポーツイベントを開催・誘致します。これにより既存施設の活用促進と交流人口増加による地域活性化を図ります。【戦4-③】

【主要事業】 全国規模・プロスポーツ大会・スポーツイベントの開催・誘致

4. スポーツ施設の整備

- ①利用者のニーズや地域のバランスを考慮し、質の高い施設整備と適切な施設配置を行います。また、指定管理を活用し、持続可能で効率的な管理運営を進めます。【戦4-③】

【主要事業】 体育施設整備事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
スポーツ施設の利用者数	338,711人/年	350,000人/年

施策 29



基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策1 災害に強く安心して暮らせるまち

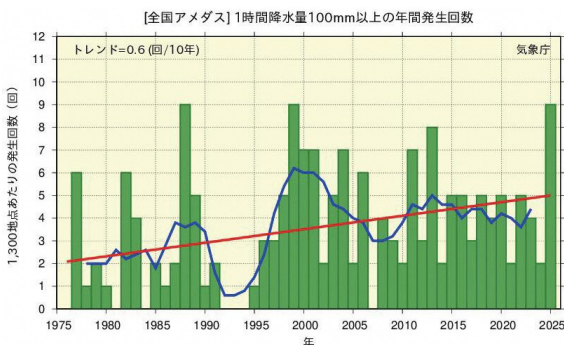
施策① 防災対策の推進

■ 施策の方針

激甚化・頻発化する自然災害やパンデミック^{*1}に加え、原子力災害、武力攻撃事態などに対しても的確に対応できる体制を強化するため、防災DX^{*2}の推進による防災対策や国土強靱化を踏まえたインフラ整備を進めます。また、地域防災力を強化するため専門的な知識をもつ防災士の育成に取り組みます。

■ 現状と課題

- ・全国各地で自然災害が激甚化・頻発化していることから、近年の災害から得た教訓を踏まえた防災対策に取り組む必要があります。特に、自力で避難することが困難な方の避難計画の作成や避難生活の環境改善に取り組む必要があります。また、全市に整備した防災行政無線の強みを生かした情報発信を行うとともに、防災DXの推進による災害対応の迅速化・効率化を進める必要があります。
- ・自主防災組織の組織率は98.9%（R7.3月末）と高水準にありますが、高齢化や人口減少により地域防災を担う人材が不足する傾向が見られます。防災・減災の専門知識と技能を有する防災士を育成し、地域の防災力向上に組織的に関わる体制を整える必要があります。
- ・令和2年度から新型コロナウイルス感染症対応に取り組んできました。新型コロナウイルス感染症対策に取り組んできた経験やノウハウを次世代に引き継ぎ、新たなパンデミックに備える必要があります。
- ・市内の一部地域が、UPZ区域（柏崎刈羽原子力発電所からおおむね30キロ圏内）に位置していることから、国や県と連携して、原子力災害に備えた避難計画の見直しや、避難体制の強化に取り組む必要があります。
- ・周辺国による核兵器や弾道ミサイルによる脅威が増しているため、それらの武力攻撃事態等に対し、国や県と連携した体制を整える必要があります。
- ・大規模な自然災害に備えて、国土強靱化を踏まえた山地災害を防ぐための治山事業や水災害を防止するための治水事業など、インフラ整備を促進する必要があります。



1 時間降水量 100mm以上の年間発生回数 (気象庁HP)



スマートフォンを活用した運営訓練

* 1 感染症の世界的大流行。特に新興感染症のパンデミックは、ほとんどの人が免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
 * 2 AIやICT、データなどのデジタル技術を活用し、災害の予測・情報収集・情報伝達・避難支援など防災に関する取組を高度化・効率化すること。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 防災対策の充実

- ①自力避難が困難な方の避難体制を強化するため、「避難行動要支援者名簿」、「個別避難計画」の活用を推進します。
- ②迅速に避難所を開設し、安全で安心な避難生活が送れるよう、国が推奨する分散備蓄やスフィア基準^{*3}に基づく避難所環境整備を進めます。また、防災DXの推進により、避難所運営や被災者生活再建支援の効率化を図ります。【戦2-②】
- ③防災行政無線など独自の情報伝達ツールを有効に活用するとともに、迅速に災害情報を収集・分析するため、AI^{*4}やドローンなどの防災DXを推進します。【戦5-①】

【主要事業】 避難行動要支援者の支援、防災情報システムの整備、避難所環境整備

2. 地域防災力の強化

- ①地域住民が自らの地域を災害から守るために組織する自主防災組織の活動を支援します。【戦2-②】
- ②地域防災力の強化を図るため、防災リーダーとなる防災士の育成に取り組みます。【戦2-②】

【主要事業】 自主防災組織育成事業、防災士育成事業

3. 感染症に対する備え

- ①感染症の拡大に備え予防対策を徹底するとともに、発生時に速やかな医療・検査体制を立ち上げるため、医師会などの関係機関とネットワークの強化を進めます。

【主要事業】 新型インフルエンザ等対策行動計画の点検と実行力強化

4. 原子力災害に対する備え

- ①国や県と連携し、原子力防災体制を強化するための体制を構築します。

【主要事業】 原子力防災計画に基づく防災訓練、避難体制の強化

5. 国民保護に対する備え

- ①武力攻撃事態等に備えるため、国や県と連携した訓練や計画づくりを進めます。

【主要事業】 国民保護計画に基づく防災訓練、全国瞬時警報システムの整備・訓練

6. 防災・減災、国土強靱化の取組の推進

- ①災害時の避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動が発災直後から迅速に行えるよう、緊急車両の通行を確保するための道路ネットワークの強化を促進します。
- ②谷止め工などの治山事業や、河川改修などの治水事業の推進を国・県に継続して働きかけます。

【主要事業】 道路整備事業、治山事業、治水事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
自主防災組織等の防災訓練実施率	35.1%	50%
「地区防災計画」策定団体数	22団体	100団体
防災士資格の取得者数	85人	200人

*3 紛争や災害時に避難者が尊厳ある生活を送るために定められた国際的な最低基準。

*4 Artificial Intelligence（人工知能）の略で、コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。



施策 30

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策1 災害に強く安心して暮らせるまち

施策② 消防・救急体制の充実

■ 施策の方針

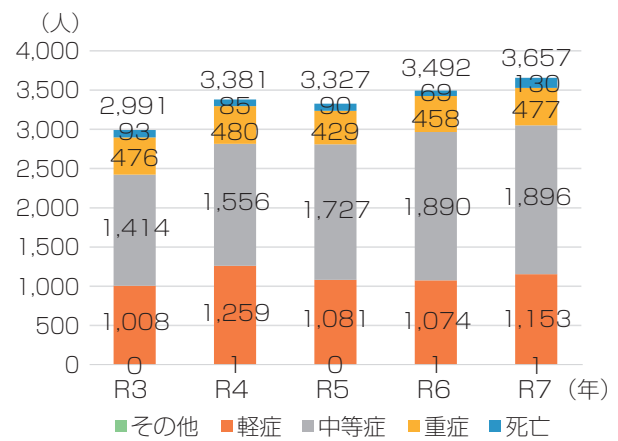
人口減少や高齢化、多様化する自然災害に対応するため、組織の再編を見据えた持続可能な消防防災体制を検討します。また、消防職員のスキルアップと消防・救急資機材の整備・更新を行うとともに、消防団や自主防災組織、医療機関との連携強化により、地域の安全・安心の確保に努めます。

■ 現状と課題

- 十日町地域消防ヘリポートや南分署改築等の施設整備とともに、資機材の整備・更新を計画的に進めてきました。近年の自然災害の激甚化・頻発化に対応するために、資機材の整備・更新を継続し、持続可能な消防防災体制を構築する必要があります。また、火災を未然に防ぐためには、多様化する建築物の構造等にあわせた火災予防の充実強化を図る必要があります。
- 医師の働き方改革や医師不足など医療供給体制の変化や、高齢化の進行に伴う救急搬送件数増加など、救急需要の変化に対応する必要があります。このため、消防・救急と医療の連携強化を図るとともに、救急救命士を計画的に養成する必要があります。また、近年、救急出動件数が増加している背景には、要請者の約4割が軽症者という実態があることから、真に緊急を要する方への対応の遅れや救命率への影響がないよう、救急車の適正利用を呼びかける必要があります。
- 人口減少や高齢化、若者の価値観の変化等の社会的要因により、消防団員数は減少傾向にあります。地域の防災体制を維持・強化するには、団員の確保とあわせ、限られた人的・物的資源の有効活用や、自主防災組織等との連携を強化する必要があります。



令和3年に完成した十日町地域消防ヘリポート



救急搬送人員と傷病区分

施策の展開

1. 常備消防体制の充実

- ①広域事務の見直しを含めた持続可能な消防防災体制を検討します。
- ②車両や資機材、消防用施設等の計画的な整備・更新を行います。
- ③十日町地域消防ヘリポートを積極的に活用し、広域での消防防災体制の強化を図ります。
- ④火災予防業務の強化を図るとともに、住宅火災警報器の設置を推進し、住宅火災死者数ゼロを目指します。

【主要事業】 消防ポンプ自動車・高規格救急自動車更新事業、消防救急デジタル無線・指令センター更新事業、指令業務の共同運用事業、住宅火災警報器の設置推進

2. 救急体制の充実

- ①円滑な救急搬送、メディカルコントロール体制^{*1}等の充実強化のため、地域中核病院^{*2}、三次救急医療機関^{*3}、ドクターヘリ、魚沼圏域の消防機関との連携強化を図ります。
- ②救急救命士の計画的養成と併せて、医療機関等と連携した継続的な教育・研修体制の構築により、救急業務の高度化への対応に努めます。
- ③マイナ保険証を活用したマイナ救急^{*4}の実施や映像119^{*5}の活用等、消防・防災DX^{*6}を推進し、救急活動の円滑化を図ります。
- ④救急に関する予防広報の充実を図り、救急車を必要とする人が必要な時に安心して利用できるような適時・適切な利用を啓発します。

【主要事業】 救急業務高度化推進事業、マイナ救急推進事業、予防救急の推進

3. 消防団活動の推進

- ①消防団員の減少に対応するため、負担軽減と環境改善に努め、女性を含めた団員の加入促進を図ります。併せて、消防団と自主防災組織などとの連携を強化し、地域防災力を高めます。
- ②限られた人的・物的資源を有効活用するため、消防団の組織再編や機動力のある小型動力ポンプ積載車等の的確な配置などにより、持続可能な防災体制を構築します。

【主要事業】 消防団再編整備計画、消防団協力事業所表示制度、消防団員サポート制度事業、消防団装備等整備事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
住宅用火災警報器の設置率、条例適合率	設置率 90.2% 条例適合率 53.9%	設置率 100% 条例適合率 100%

- *1 救急業務において救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保証する体制。
 *2 地域の医療機関と連携して中核的な役割を担う病院。
 *3 脳卒中、心筋梗塞、多発外傷など生命の危険がある重篤な患者に対し、24時間365日体制で受け入れる高度な医療機関。
 *4 マイナ保険証を活用し、救急搬送時に医療情報を医療機関へすぐに共有できる仕組みのこと。
 *5 119番通報者や消防隊等のスマートフォンを活用し、消防指令センターと映像の送受信を可能にするシステムのこと。
 *6 AIやICT、データなどのデジタル技術を活用し、災害の予測・情報収集・情報伝達・避難支援など防災に関する取組を高度化・効率化すること。



施策 31

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策1 災害に強く安心して暮らせるまち

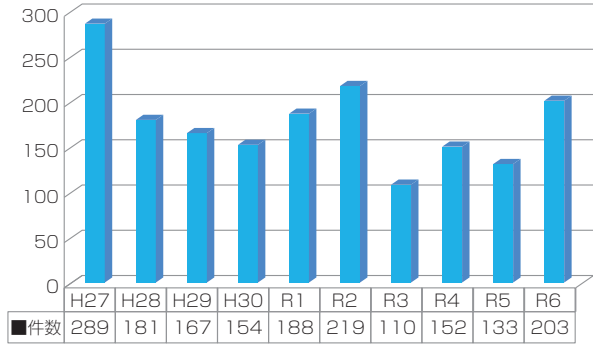
施策③ 交通安全・防犯対策の推進

■ 施策の方針

高齢者や横断歩行者に重点を置いた交通安全対策を推進するとともに、特殊詐欺などの新たな脅威に対処するため、犯罪を未然に防ぐ啓発活動の充実や、犯罪被害者を社会全体で支える体制づくりを進めます。

■ 現状と課題

- ・ 先進安全自動車^{*1}の普及や啓発活動などの取組により、交通事故の発生件数・死傷者数は減少傾向にあります。そのうち高齢ドライバーが引き起こす事故や高齢者が横断歩行中に犠牲になるケースは増加傾向にあります。高齢者対策の充実を図るとともに、交通事故の撲滅に向けた交通安全対策を進める必要があります。
- ・ 交通事故の多発箇所や通行に危険のある箇所については、引き続き、道路管理者や警察などの関係機関と連携しながら、改善に向けた取組を促進する必要があります。
- ・ 刑法犯の市内発生件数は年間100～200件程度で推移し、うち5割以上を窃盗犯が占めています。主な要因として、施錠の習慣が定着していないことが挙げられており、施錠の徹底など、防犯に対する意識の向上を図る必要があります。また、悪質化・巧妙化している匿名・流動型犯罪グループ^{*2}などによる強盗や特殊詐欺に対して、関係機関と連携した防犯対策を推進する必要があります。
- ・ 犯罪被害により、生命・身体・精神・財産など様々な面で苦難に陥る犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、社会全体で支える体制が求められています。犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らせる体制づくりに取り組む必要があります。
- ・ スマートフォンの急速な普及により、いつでも、どこでも、簡単に売買契約ができる社会環境となり、消費生活におけるトラブルはより複雑化、巧妙化しています。消費生活のトラブルを防止するため、相談窓口の充実を図るとともに、消費者教育の推進を図る必要があります。



十日町警察署管内の刑法犯発生件数（各年）



施錠の呼びかけ活動

* 1 衝突被害軽減ブレーキや車線逸脱警報など、最新の先進技術を使ってドライバーの認知・判断・操作を支援し、安全運転をサポートするシステムを搭載した自動車。
 * 2 SNSなどを利用して犯罪の実行犯を募集し、特殊詐欺や強盗などの様々な犯罪を広域的に行う集団。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 交通安全教育の充実

- ①交通安全大会やシニアカー^{*3}講習、老人クラブや地区公民館と連携した安全教育などにより、事故に遭う確率の高い高齢者や横断歩行者の安全を確保します。
- ②警察、交通安全協会、学校、事業所などと連携した講習など交通安全対策を進めます。
- ③飲酒運転の根絶に向け、飲食店への警戒活動や運転手への注意喚起に取り組みます。
- ④自転車利用者の安全を確保するため、ヘルメット装着などの啓発活動を進めます。

【主要事業】交通安全運動、交通安全教育、都市交通安全対策協議会への支援、全国交通安全運動街頭指導、飲酒運転根絶PR

2. 交通事故対策の実施

- ①事故多発箇所や通行に危険がある箇所の点検を行い、道路管理者や警察などの関係機関に対して、改善を促します。
- ②地域からの声を踏まえて、信号機や横断歩道などの道路標識等の設置を関係機関に働きかけます。

【主要事業】交通事故多発地点の点検・改善促進

3. 防犯意識の啓発

- ①犯罪傾向を踏まえ、関係機関との連携を強化するとともに、学校や地域において防犯意識の向上を図ります。
- ②警察や地域防犯組織、金融機関等と連携し、悪質化・巧妙化している特殊詐欺などの犯罪被害の防止に取り組みます。【戦2-②】

【主要事業】あんしんメール等による防犯広報、ロックの日などの街頭啓発活動

4. 犯罪被害者等への支援の実施

- ①犯罪被害者等支援条例に基づく支援の実施と支援制度の普及啓発を図ります。【戦2-②】

【主要事業】犯罪被害者等支援条例に基づく支援

5. 消費者保護対策の充実

- ①消費者問題に迅速・的確に対応するため、消費生活相談、多重債務者相談、法律相談など、市民がすぐに相談できる窓口の充実を図ります。
- ②消費生活センター相談員のスキル向上に努め、出前講座などの消費者教育を推進します。

【主要事業】消費生活トラブル防止啓発活動、消費生活講習会の開催

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
十日町警察署管内の交通事故による死傷者数	37件（R6年）	30件以下（R12年）
十日町警察署管内の刑法犯発生件数	163件 （R2～R6年平均）	130件以下 （R8～R12年平均）
消費生活講習会及び広報活動の実施回数	16回	20回

*3 高齢者向けに製造された三輪または四輪の一人乗り電動車両（バッテリーカー）。免許不要で高齢者が手軽に利用できる電動の移動補助具。



施策 32

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策2 環境にやさしく自然と調和するまち

施策① ゼロカーボンシティ^{*1}・資源循環型社会の推進

■ 施策の方針

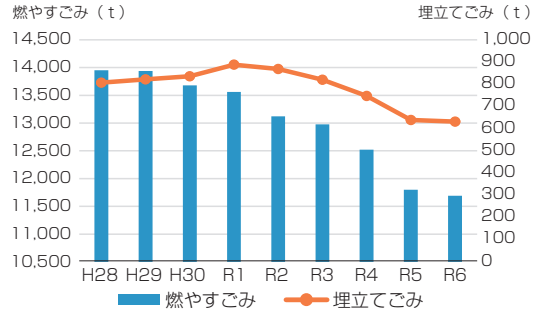
ゼロカーボンシティの実現に向けて、省エネルギーやGX^{*2}、再生可能エネルギーの地産地消を更に進めるとともに、未利用バイオマスの活用や3R^{*3}の普及促進を通じて、持続可能な資源循環型社会の形成を推進します。

■ 現状と課題

- 2050年のゼロカーボンシティ実現に向けて、これまで様々な取組を進め、2022年度の市内における二酸化炭素排出量は、基準年2013年度比で約43%減少しています。今後も省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの地産地消、市民の脱炭素意識向上、森林整備による二酸化炭素吸収量増加など、更に幅広い分野で取り組む必要があります。
- これまで12の公共施設への太陽光発電設備導入や、補助金を活用した市民・事業者への再生可能エネルギー設備の導入促進を進めてきました。また、民間事業者による松之山温泉地熱バイナリー発電所や木質バイオマス発電所が稼働するなど、着実に再生可能エネルギーの創出に結びついています。今後は、新技術の導入や再生可能エネルギーの出力変動に柔軟に対応できる蓄電池の活用など、レジリエンス^{*4}強化につながるエネルギーの地産地消を進める必要があります。
- ごみの減量化を促進するため、令和6年度に一般廃棄物処理手数料を見直しました。また、収集プラスチック類の拡充や不用食器等の無料回収品目を増やすなど、資源の再利用促進と分別意識の向上を図りました。今後も循環型社会の形成に資するため、継続的にごみの減量と資源の有効活用に取り組む必要があります。
- 令和4年度に完成した十日町市海老最終処分場では、環境に配慮し、安全で安定した処理が行われています。一方で、十日町市エコクリーンセンターは計画的な修繕により安定稼働していますが、建設から30年以上が経過し老朽化が進んでいます。今後は、人口減少に伴うごみ量の減少を見据え、広域的な連携や施設の改築・更新について検討する必要があります。



再生可能エネルギー活用促進費補助事業
(民間企業による太陽光パネル設置)



燃やすごみ・埋め立てごみ量の推移 (年度)

* 1 2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを旨とした地方自治体を「ゼロカーボンシティ」としている。十日町市は、令和2年6月8日に表明。
 * 2 「グリーントランスフォーメーション」の略で、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素（温室効果ガスの排出削減）の同時実現に向けた社会変革の取組のこと。
 * 3 Reduce (リデュース) Reuse (リユース) Recycle (リサイクル) の3つの英語の頭文字をとった言葉。リデュース（ごみの発生抑制）リユース（再使用）リサイクル（再利用）の優先順位で廃棄物を処理するのがよいという考え方。
 * 4 自然災害や市場変動などによってエネルギー供給に支障が起きても対応できる復元力や強靭さ。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 温室効果ガスの排出量削減・再生可能エネルギーの地産地消

- ①省エネルギーやGXの推進に加え、森林整備による二酸化炭素吸収を促進するなど、温室効果ガスの排出量削減に取り組みます。【戦2-②】
- ②未利用バイオマス資源や雪・水など自然エネルギーの更なる利活用と、蓄電池や新技術等の導入検討を進め、再生可能エネルギーの地産地消を推進します。【戦2-②】
- ③市民への脱炭素や再生可能エネルギーに関する情報発信・啓発活動に取り組みます。

【主要事業】再生可能エネルギー活用促進補助事業、省エネ家電等買換促進補助事業、再生可能エネルギー導入・利活用検討、脱炭素・再エネ啓発関連事業

2. ごみ減量・再資源化の推進

- ①ごみの減量に向けた啓発活動や、不用食器回収などによる3Rを推進します。【戦2-②】
- ②ごみ便利帳やホームページ、スマートフォンアプリなどを活用し、資源の分別やごみの出し方を市民にわかりやすく情報提供します。

【主要事業】3R推進事業、情報発信・啓発事業、資源物等再生処理事業

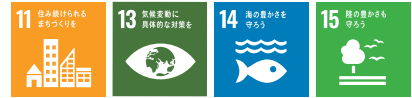
3. 持続可能なごみ処理体制の整備

- ①ごみの収集方法や焼却炉の運転方法を見直すなど、ごみ処理体制の一層の効率化に努めます。
- ②十日町市エコクリーンセンターは、人口減少に伴うごみ量の変化や近隣自治体との連携・協力を踏まえ、効率的な改築・更新の方向性を検討します。

【主要事業】一般廃棄物処理事業、十日町市エコクリーンセンター改築更新検討

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
再生可能エネルギー活用促進費補助件数（累計）	490件 （平成20～令和6年度の合計）	670件 （平成20～令和12年度の合計）
一般廃棄物の再資源化率	19.9%	22%



施策 33

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策2 環境にやさしく自然と調和するまち

施策② 自然環境の保全と気候変動への対応

施策の方針

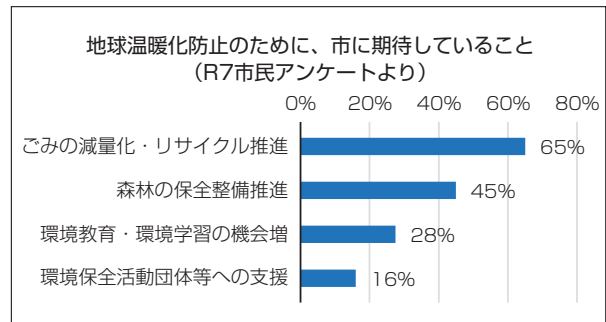
環境に優しい地域づくりに向けて、豊かな自然環境と里地里山の生物多様性を保全し、気候変動への対応とともに環境教育や美化活動など、基盤となる取組を推進します。

現状と課題

- ・美人林に代表されるブナの群生林をはじめ、多雪地に特徴的な動植物が生息する松代・松之山地域は、国の「重要里地里山^{*1}」に指定されています。また、星峠など14地区の棚田が「つなぐ棚田遺産^{*2}」に選ばれました。こうした雪や森、農の営みをもたらす豊かな自然や生物多様性を未来に引き継ぐ必要があります。
- ・豊かな自然景観や美しいまちを維持するためには、来訪者による私有地への侵入やポイ捨て等への対策が欠かせません。また、水質・騒音・悪臭などの環境公害や、散歩中のペットのマナーも課題です。これらの解決に向けて引き続き関係機関と連携し、市民が快適に暮らせる環境を守っていく必要があります。
- ・近年の気温上昇により、熱中症搬送者数が増加していることから、引き続き公共施設や市内店舗を「クーリングシェルター^{*3}」や「とおかまち涼み処^{*4}」として指定し、市民が暑さを避けられる環境を整える必要があります。
- ・環境保全や地球温暖化対策に関する市民アンケートでは、ごみ分別や3R^{*5}の意識は高まっている一方、美化活動などの市民参加への関心は変化が見られませんでした。これらの環境課題を市民と共有し、事業者や団体などと連携した幅広い環境保全活動を進めることが重要です。正しい知識を広める環境教育や講演会・セミナーなどの取組を、市民、事業者、行政が協働して推進する必要があります。



集え！ガチ棚！棚田みらい応援団の取組



地球温暖化対策に関する市民アンケート（抜粋）

* 1 さまざまな命を育む豊かな里地里山を次世代に残していくべき環境位置づけ、「生物多様性保全上、重要な里地里山」として環境省が選定するもの。
 * 2 令和4年、農林水産省が棚田地域の振興に関する取組が優れた全国271棚田を「つなぐ棚田遺産」として認定。十日町市は全国最多の14棚田が認定される。
 * 3 気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設。
 * 4 熱中症警戒アラートの発表を問わず、冷涼な場所で無料休憩ができる場所として指定し、公表している施設。
 * 5 Reduce（リデュース）Reuse（リユース）Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字をとった言葉。リデュース（ごみの発生抑制）リユース（再使用）リサイクル（再利用）の優先順位で廃棄物を処理するのがよいという考え方。

■ 施策の展開

1. 自然環境・里地里山、生物多様性保全の推進

- ①多面的機能支払交付金事業や棚田みらい応援団^{*6}の取組により、地域団体や事業者を支援し、里地里山の景観や棚田等の保全を推進します。
- ②私有地侵入対策として、啓発看板や監視カメラの設置により、廃棄物投棄を未然に防ぎ、良好な自然環境の保全を推進します。
- ③森の学校キョロロを拠点とした探鳥会や、植物・昆虫・水中生物などの観察会、里山学会等のセミナーにより、生物多様性の大切さを学ぶ機会を促進します。

【主要事業】自然観察会、市内小中学校等への講師派遣（キョロロ学芸員・研究員）、多面的機能支払交付金事業、棚田みらい応援団（県）

2. 快適な生活環境の確保、気候変動への対応

- ①騒音、悪臭、油漏れ事故等の環境公害を未然に防止するため、事業者等と協力し環境保全協定の締結を推進します。
- ②飼養犬・猫等のマナーや災害時のペット同行避難について、動物愛護協会等と連携した啓発活動を推進します。
- ③熱中症予防啓発の推進とともに、猛暑時を想定したクーリングシェルターや、事業者や関係機関との協力による暑熱対策を推進します。

【主要事業】自動車騒音測定、臭気測定、熱中症対策（クーリングシェルター、とおかまち涼み処）

3. 環境教育・環境美化活動の推進

- ①地球温暖化対策等の環境課題解決に向けて、事業者や団体等による園児や小中学生と楽しく学ぶ環境教育や環境保全活動を推進します。
- ②市民団体やボランティアによる環境美化活動を支援します。
- ③十日町市民環境会議などの市民参加型の環境保全活動、地域づくりへの支援とともに、事業者との協働による環境啓発を推進します。

【主要事業】環境美化ボランティア支援事業、十日町市民環境会議の取組支援、環境講演会・環境フェア・セミナー、市民協働調査等の開催

■ まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
環境フェア・環境講演会・セミナー・市民協働調査等への参加人数	1,021人	1,500人
環境美化活動参加人数 （環境美化ボランティア支援事業）	385人	1,000人

*6 新潟県が実施する、中山間地域の棚田の人手不足と、社会貢献活動を行う企業やボランティアをマッチングする制度。



施策 34

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策2 環境にやさしく自然と調和するまち

施策③ 水資源の確保・活用

■ 施策の方針

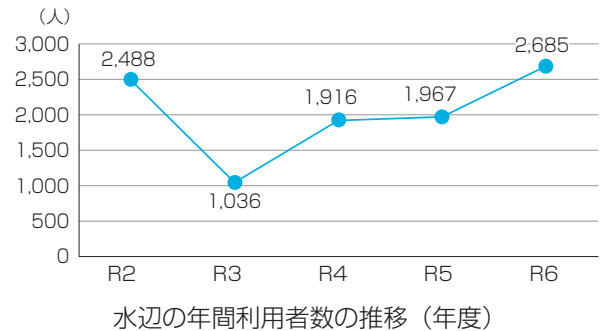
長期的に安定した水資源の利活用を図るため、適正な地下水利用と水源かん養に取り組みます。また、河川環境の保全を進めるとともに、レジャーやイベントなどによる水辺の活用を推進し、快適で賑わいのある水辺空間の創出を目指します。

■ 現状と課題

- ・十日町市では、生活用水や農業用水に加え、流雪溝や消雪パイプ用水などを地下水と河川水に依存しており、近年の異常気象に影響を受けやすい状況です。今後は、長期的に安定した水源を確保する必要があります。
- ・信濃川流域では、右岸側に比べ左岸側の中小河川の延長が短く流量に限られるため、ため池などにより、水源を確保する必要があります。
- ・市街地では、大雪時に地下水位が低下し消雪パイプが機能不全になることがあります。このため、地下水の適正利用や節水対策を継続するとともに、山林や農地の保全による水源かん養を促進する必要があります。
- ・流雪溝の水源として河川水は重要であり、安定的な取水のためには河川水の再利用や老朽化施設の更新などを行う必要があります。
- ・信濃川の発電取水による減水区間では、適正な維持流量により河川環境が保全されています。今後もJR東日本と締結した「信濃川の河川環境と水利使用の調和に関する覚書」に基づき、河川環境を維持する必要があります。
- ・水辺空間の環境維持により、信濃川ではバーベキューやキャンプ、ラフティングなどを楽しむ市民で賑わい、清津川では「さかなまつり」や「川っぺり音楽祭」などのイベントにより多くの交流が生まれています。今後も河川環境の維持や整備を継続し、水辺空間の利活用を推進する必要があります。
- ・清津川から発電のために取水された水は魚野川に放流されています。今後も清津川の河川環境改善のための試験放流を継続し、本来の流れである清津川に全量に戻すため、関係者との調整を進める必要があります。



消雪パイプと節水タイマー



※ラフティング、サケ稚魚放流、津川川っぺり音楽祭、清津川さかなまつりの利用者数

■ 施策の展開

1. 水資源の確保と有効活用

- ①地下水の適正利用を図るため、継続的に地下水観測を実施します。
- ②渇水時における水源確保のため、小規模ため池や井戸の整備を支援します。
- ③地下水位低下による機能不全を防止するため、消雪パイプへの節水タイマー設置を拡充するとともに、新技術の導入を検討します。
- ④山林や農地の保全管理に努め、水源かん養を促進します。
- ⑤流雪溝用水を有効に利用するため、河川水の再利用を推進します。
- ⑥安定的な流雪溝用水の取水に向け、関係機関と連携し、老朽化した取水施設の改修を進めます。

【主要事業】 地下水観測、消雪パイプ節水対策、流雪溝用水再利用、流雪溝取水施設改修、農林水産業総合振興事業、水利施設管理強化事業

2. 河川環境の整備と利活用

- ① 生物多様性や地域の歴史・文化との調和に配慮し、関係機関と連携して、河川環境の整備に取り組めます。
- ② 信濃川の発電取水による減水区間において、水利使用者であるJR東日本とともに、河川環境の維持・向上に取り組めます。
- ③ 市民の憩いの場や観光資源として、水辺空間を快適に利用できるよう、適正な維持管理や整備を行います。
- ④ 魚野川に放流されている清津川からの発電用水を清津川に全量戻すため、新潟県・南魚沼市と連携し、魚野川流域における水源確保に向けた抜本的解決を目指します。
- ⑤ 河川環境への理解と関心を高めるため、サケの稚魚放流活動や水辺空間を活用したイベントを支援します。

【主要事業】 河川環境整備事業、河川親水事業

■ まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
節水タイマーの設置	46か所	79か所
水辺空間の利用者数	14,141人	16,000人



施策 35

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策3 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

施策① 地域の発展と安全・安心につなげる道づくりの推進

■ 施策の方針

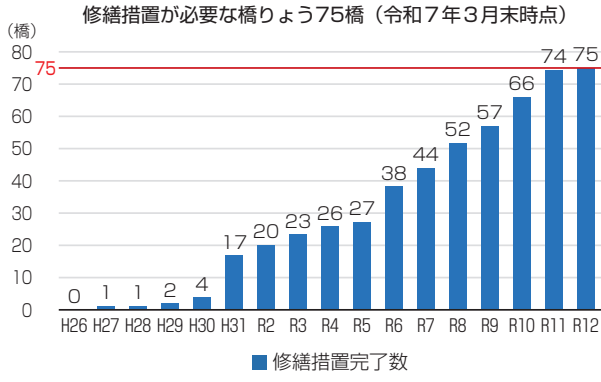
経済発展と地域振興につながる上越魚沼地域振興快速道路の早期完成を関係機関に働きかけるとともに、十日町IC（仮称）へのアクセス道の整備を推進します。また、国県道の未改良区間や危険箇所への解消に向けた整備を促進するとともに、市道整備や交通安全対策、老朽化対策を推進し、安全・安心な道路ネットワークを構築します。

■ 現状と課題

- ・「上越魚沼地域振興快速道路」は、「十日町道路」、「八箇峠道路」とともに着実に整備が進められていますが、更なる事業促進への取組が必要です。また、十日町IC（仮称）の整備に合わせた、「十日町道路」へのアクセス道となる市道高山水沢線の整備を推進するとともに、安塚～北鑑坂間の事業化を進め、全線早期開通によるネットワーク効果を図る必要があります。
- ・道路ネットワークの骨格となる国県道の整備は、着実に改良、防災工事が進められてきました。しかしながら、狭あい、急勾配、線形不良など未整備路線は多くあるため、市民が安全・安心に通行できる道路ネットワークの構築を促進する必要があります。また、小学校児童の登下校時における交通事故が全国的に絶えないことから、生活に密着する市道においても交通事故ゼロを目指し、「十日町市通学路交通安全プログラム」に基づき、対策未実施区間の整備を進める必要があります。
- ・道路施設については、定期点検の結果に基づき計画的に修繕・更新を進めてきました。今後も老朽化により補修等を必要とする施設は増加傾向にあることや、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和8～12年度）に基づき、道路施設の老朽化対策など効果的な対策を切れ目なく推進する必要があります。
- ・地域のエッセンシャルワーカー^{*1}である建設業では、高齢化や生産年齢人口の減少により、担い手不足が深刻化しています。将来の担い手を確保するため、就業環境の改善などの働き方改革や、建設DX^{*2}による生産性向上を促進する必要があります。



市道高山水沢線（イメージ）



橋りょう修繕措置完了の推移と今後の計画（年度）

* 1 人々の基本的な生活やインフラなどの維持に必要不可欠な職業の従事者。
 * 2 AI、ICT、デジタルデータなどの技術を活用し、建設分野における調査・設計・施工・維持管理といった一連のプロセスを効率化・高度化する取組。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 地域高規格道路「上越魚沼地域振興快速道路」整備の促進

- ①「十日町道路」(北鐙坂～八箇間)の早期工事着手に向けた更なる事業促進について、国・県と連携して進めます。【戦2-③】
- ②「八箇峠道路」の野田ICから関越道に直結するラストワンマイル^{*3}について、関係自治体と連携し、国に対して早期開通を強く働きかけます。
- ③調査中である安塚～北鐙坂間の早期事業化について、沿線の自治体とともに、国・県に対して強く働きかけます。

2. 国県道整備の促進

- ①災害や雪による交通の遮断、事前通行規制区間や孤立集落の解消を優先し、あわせて円滑な交通の確保や地域活力の向上を図るため、一般国道253号十日町橋及び一般県道清津公園線万年橋の架け替えや、主要地方道小千谷十日町津南線の街路事業などの早期整備を関係機関に働きかけます。

3. 市道整備の推進

- ①市道高山水沢線や市道稻荷町線など幹線道路の整備を着実に進め、道路ネットワークの強化を図ります。【戦2-③】
- ②市道浦田松之山線など山間地における道路整備については、雪対策を含め交通環境の改善を図り、計画的に整備を進めます。【戦2-③】
- ③安全・安心な歩行者空間を確保するため、引き続き歩道整備などを推進します。【戦2-③】

【主要事業】 道路整備事業

4. 道路施設の老朽化対策

- ①老朽化が進む道路施設に対し、予防保全型メンテナンスによる定期点検や修繕を実施し、安全・安心な交通の確保を推進します。【戦2-③】

【主要事業】 道路メンテナンス事業（施設の点検、橋りょう修繕、舗装修繕）

5. 建設業における担い手確保

- ①担い手確保のため、週休2日制度や適正な工期設定などにより、働き方改革を促進します。【戦3-③】
- ②AI^{*4}やBIM/CIM^{*5}などのデジタル技術の活用による生産性向上を促進します。【戦5-①】

【主要事業】 週休2日制度の促進、適正な工期設定の推進、ICT活用の促進

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
道路改良済延長（道路台帳延長）	773.1km	782.1km
歩道整備延長（延べ延長）	46.1km	47.1km
橋りょう修繕措置完了数（Ⅲ判定以上）	38橋	75橋

*3 最後の区間のこと。

*4 Artificial Intelligence（人工知能）の略で、コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。

*5 ICTを活用し、計画・設計段階から3次元モデルを導入することで、施工から維持管理まで一貫した情報を共有し、事業全体の効率化・高度化を図る取組。

施策 36

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策3 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

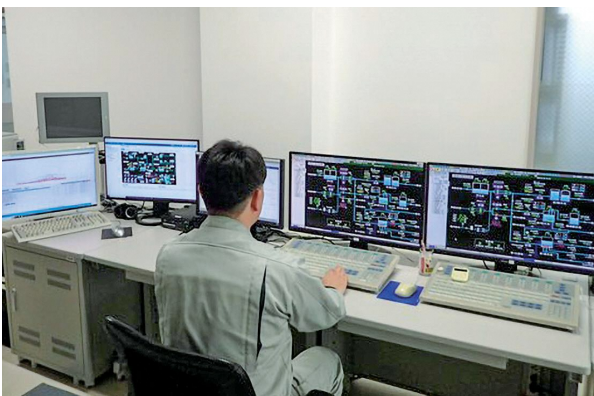
施策② 持続可能な上下水道事業の推進

■ 施策の方針

持続可能な上下水道事業を推進するため、老朽化が進む施設や管路の計画的な更新を行うとともに、施設の統合やダウンサイジングなどを進め、効率的な事業経営を行います。

■ 現状と課題

- ・水道については、老朽化施設の計画的な更新を進めるとともに、病院など重要施設をつなぐ主要管路の耐震化に取り組んできました。さらに、令和6年度には水道未普及地域であった清津峡地区の水道整備が完了しました。今後も生活用水の安全で安心な供給を行うため、継続的な浄水場の改築や主要管路の耐震化、水源の確保に加え、施設の統合に向けた検討を進める必要があります。
- ・下水道については、老朽化した処理場施設の計画的な改築・更新を進めるとともに、農業集落排水区域の上野、元町新町、鏡島地区を公共下水道区域へ統合しました。引き続き、下条地区の統合や施設の更新・ダウンサイジングを進め、維持管理コストの低減と施設管理の効率化を図る必要があります。また、全国的な課題となっている下水道管の破損による道路陥没等を未然に防止するため、定期的な点検、調査を実施し、計画的に更新を進める必要があります。
- ・経営面では、上下水道事業のすべてを公営企業会計に移行するとともに、下水熱の空調利用など未利用エネルギーの有効活用による歳出削減に取り組み、経営の健全化を進めてきました。水道事業では、給水人口の減少が続く中でも安定した供給体制の維持や施設更新を進めるため、令和4年度から段階的に平均39%増の料金改定を実施した結果、赤字経営の解消が図られました。下水道事業においても同様に独立採算が求められており、さらなる経営改善を進めていく必要があります。



DXを活用した水道施設の集中監視システム導入



耐震化した十日町市下水処理センター（管理棟）

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 水道施設の整備・更新

- ①安定した生活用水を確保するため、老朽化が進む十日町浄水場、千手浄水場の改築及び水源の施設更新を実施します。【戦2-③】
- ②災害時に生活基盤を確保するため、病院や消防署など重要施設へつながる主要管路の耐震化を進めます。【戦2-③】
- ③施設の計画的な更新や統合・ダウンサイジングを進め、ライフサイクルコスト^{*1}の縮減に努めます。【戦2-③】

【主要事業】十日町浄水場改築事業、千手浄水場改築事業、水道管耐震化事業、簡易水道施設の統合検討

2. 下水道施設の整備・更新

- ①施設の点検・診断結果に基づき、老朽化した処理場・管路施設の耐震化や機能向上を推進します。【戦2-③】
- ②下条地区の統合や施設の計画的な更新・ダウンサイジングを進めます。【戦2-③】

【主要事業】十日町市下水処理センター設備更新事業、下水道施設耐震化事業、下水道区域統合事業

3. 将来を見据えた事業経営

- ①持続可能な事業経営を行うため、料金改定を含めた経営改善と適切な資産管理を推進します。
- ②施設の運転管理や漏水対策などにAI^{*2}技術を積極的に活用し、経営の効率化を図ります。【戦5-①】

【主要事業】適切な資産管理の推進、AIを活用した経営改善、料金の適正化

まちづくり指標

※アンダーライン項目は、行革対象項目

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
<u>水道管耐震化延長</u>	156km	162km
<u>下水道経費回収率^{*3}</u> (使用料収入÷経常費用等)	81.0%	81.0%

- *1 製品、建物、設備において、企画・設計から建設、運用、修繕、廃棄に至るまでの生涯コスト（総費用）のこと。
- *2 Artificial Intelligence（人工知能）の略で、コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。
- *3 公費等で補填すべき経費を除いた本来使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかの状況を示す。経営状況を最も端的に示す指標とされており、80%以上が一部国補助金の要件となっている。



施策 37

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策3 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

施策③ 持続可能な公共交通ネットワークの構築

■ 施策の方針

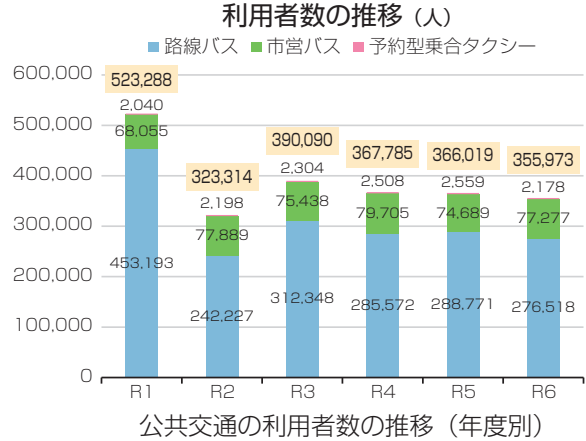
住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の実情に即した生活交通を確保します。また、新たな交通サービスの導入や交通DX^{*1}の推進など、まちづくりと連動した交通ネットワークを構築し、公共交通の充実を図ります。

■ 現状と課題

- ・民間の路線バスの運行を維持するため、国や県と協調しながら交通事業者への運行費補助を行っています。また、医療機関への直通バスの運行を開始するなど、利便性の向上に努めてきました。今後は、人材不足となっている運転手の確保と路線バスの利用促進を図る必要があります。
- ・この10年間で6つの民間路線バスが廃止となるなか、本市では市営バスや予約型乗合タクシーの運行により、生活交通の維持・確保を図ってきました。今後も人口減少等による影響が見込まれることから、運行内容の見直しのほか、地域が主体的に行う移動手段の確保に向けた取組を進める必要があります。
- ・市の中心部では複数の路線バスが運行されていますが、市街地を移動するには分かりにくい状況となっています。今後は、郊外から市街地への移動や、市街地循環など、新たな交通サービスの導入に加え、交通DXの推進により、公共交通の充実を図る必要があります。
- ・飯山線やほくほく線の活性化を図るため、沿線自治体や関係機関と連携しながら、マイレール意識の高揚や鉄道の利用促進に向けた取組を行っています。一方、人口減少により利用者は減少傾向にあり、特に北越急行(株)は、特急はくたかの廃止に伴い厳しい経営状況にあります。さらに、冬期間はJR区間において運休が頻発化し、移動手段としての機能低下が発生しています。今後は、観光客の増加に向けた取組の強化や、除雪体制の強化を働きかける必要があります。また、北越急行(株)の経営改善や関西方面からの観光流入を図るため、ミニ新幹線化^{*2}構想の実現に向けた働きかけや機運を醸成する必要があります。



ほくほく線によるサイクルトレイン実証実験



* 1 AIやICT、データなどのデジタル技術を活用し、公共交通や移動サービスの運行、利用、管理の在り方を高度化・効率化する取組。
 * 2 フル規格新幹線の線路を新規に建設することなく、既存の在来線を改軌した上で新幹線路線と直通運転（新在直通運転という）できるようにした方式で、利便性向上の一手段。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 広域交通の維持・確保

- ①国道（117号、253号、353号）や、主要地方道（小千谷十日町津南線）を運行する、広域的・幹線的なバス路線の維持・確保を図ります。
- ②公共交通を維持するため、交通事業者が行う運転手確保に向けた取組を支援します。また、高齢者などへの運賃割引や、市内店舗と連携した取組を行います。【戦3-③】

【主要事業】生活交通確保対策補助事業、地域公共交通確保維持改善事業費補助金、地域公共交通人材確保支援事業、公共交通利用アップ等推進事業

2. 各地域における公共交通の充実

- ①交通事業者と連携し、市営バスや予約型乗合タクシーの運行など、地域の実情に即した生活交通の確保を図ります。
- ②スクールバス混乗型の市営バスにより効率的な運行を図るとともに、利用状況の変化やニーズに応じて停留所や運行ダイヤなどの見直しを行います。また、地域全体の路線の見直しなど、地域に最適な公共交通ネットワークを構築します。【戦2-③】
- ③高齢者の買物や通院など、地域の移動ニーズに対応するため、地区振興会等が主体となり、地域の輸送資源を活用した移動手段を確保する取組を支援します。【戦2-③】

【主要事業】市営バス運行事業、予約型乗合タクシー運行事業、地域の輸送資源の活用

3. まちづくりと連動した公共交通サービスの充実

- ①市街地と郊外を含めたエリアにおける公共交通サービスの充実を図るため、市街地循環バスの運行など、新たな交通サービスの導入を進めます。【戦2-③】
- ②多様な利用者ニーズや利便性の向上を図るため、AIオンデマンド交通^{*3}や自動運転バスの運行など、デジタル技術の活用による交通DXを推進します。【戦5-①】

【主要事業】地域公共交通確保維持改善事業費補助金、新たな交通サービス導入事業

4. 持続可能な鉄道輸送への支援

- ①沿線地域と連携し、飯山線とほくほく線のマイレール意識を高める取組や観光振興による利用促進を図ります。【戦2-③】
- ②冬期間の安定運行のため、県・関係市町と連携し、JRに対して除雪体制の強化を働きかけます。
- ③ほくほく線の継続的な運行に向け、県・関係市町と連携し、北越急行株の自主的な取組を促しながら、持続可能な経営が図られるよう支援します。
- ④沿線地域と連携し、ほくほく線のミニ新幹線化構想の実現に向けた働きかけと、機運醸成を図ります。【戦2-③】

【主要事業】飯山線沿線地域活性化協議会、ほくほく線安全輸送設備等整備補助事業、ほくほく線沿線地域振興連絡協議会、ほくほく線経営改善・活性化協議会、高速鉄道ネットワークのあり方検討委員会

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
市民1人当たりの地域公共交通の利用回数	6.5回/年	7.4回/年
公共交通に係る収支率 (運賃収入/運行経費)	路線バス：42.4% 市営バス：3.0% 予約型乗合タクシー：7.7%	現状値を上回る

*3 AIを活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステムのこと。

施策 38



基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策3 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

施策④ 安心して暮らせる住宅・公園等の整備推進

■ 施策の方針

安全・安心に暮らせる住環境に向け、住宅対策や増加する空き家等への対策を推進するとともに、公営住宅の適切な管理を行います。また、公園・広場の再編、施設の老朽化対策やバリアフリー化を推進します。

■ 現状と課題

- ・住宅の耐震化は市民の生命・財産を守る基盤であることから、中越大震災後の平成17年度以降、木造住宅を対象とした耐震対策の支援を継続してきました。しかし、高齢化の進行等により、いまだ耐震化がされていない住宅が少なくありません。このため、今後も支援を継続するとともに、耐震対策の重要性に関する啓発を行う必要があります。
- ・年々進行する公営住宅の老朽化に対応するため、これまで住宅の点検で重大な異常や欠陥が発現する前に計画的な改修を実施し、住宅の長寿命化を図ってきました。今後も長寿命化対策を計画的に推進するとともに、将来的な需要を見据え、老朽化が著しい住宅については用途廃止を行う必要があります。
- ・管理不適切な空き家等に対しては、これまで文書等による指導を行うとともに、緊急安全措置や代執行を実施してきました。しかし、人口減少、少子高齢化、核家族化などの影響により、今後も空き家等の増加が見込まれます。管理不適切な空き家等は倒壊などによる重大な事故につながるおそれがあるため、発生を未然に防止する必要があります。
- ・多くの公園・広場は整備後、20～40年以上が経過しており、施設の老朽化が大きな課題となっています。社会情勢や市民ニーズが変化中、今後は公園・広場の利用状況を踏まえた再編を検討するとともに、「十日町市公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の更新やトイレのバリアフリー化を進める必要があります。



屋根や外壁の改修を行った「公営住宅」



新しくした遊具で遊ぶ子どもたち

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 住宅の耐震化の促進

- ①木造住宅の耐震診断や耐震改修に加え、国や県の補助事業を活用し、耐震シェルター^{*1}の設置や耐震性のない住宅の除却など幅広い対策を支援します。
- ②耐震診断の結果、対策が必要とされた木造住宅の所有者等に対し、意向調査や啓発を行います。

【主要事業】木造住宅耐震対策事業

2. 公営住宅の整備

- ①公営住宅の経過年数や点検による劣化状況を踏まえ、異常や致命的な欠陥が発現する前に計画的な改修を行い、長寿命化を推進します。
- ②将来的な需要の減少を踏まえ、老朽化が著しい公営住宅については、用途廃止を行います。

【主要事業】公営住宅の長寿命化改修等事業

3. 空き家等対策の推進

- ①法律や条例および「十日町市空家等対策計画」に基づき、管理不適切な空き家等の所有者等に対する指導を行い、適切な管理を促進します。
- ②管理不適切な空き家等の発生を予防するため、所有者等への適切な管理や、空き家となる前に住まいの整理等を行う「住まいの終活」の意識啓発を図ります。また、空き家の利活用を促進します。【戦2-③】

【主要事業】特定空家等対策事業、空家対策支援事業

4. 公園等の再編と施設の老朽化対策

- ①公園・広場の利用状況を調査し、必要に応じて再編を検討します。
- ②公園・広場を日頃から安全・安心に利用できるように、計画的に施設の老朽化対策やバリアフリー化を推進します。

【主要事業】公園施設整備事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
住宅の耐震対策実施棟数 (H21年度～累計)	29棟	44棟
公営住宅の大規模改修棟数 (H21年度～累計)	31棟	37棟
公園等の老朽施設更新数 (R6年度～累計)	3基	40基

*1 住宅の1階の一部の部屋に鉄骨や木材の強固なシェルターを設置するもの。



施策 39

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策3 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

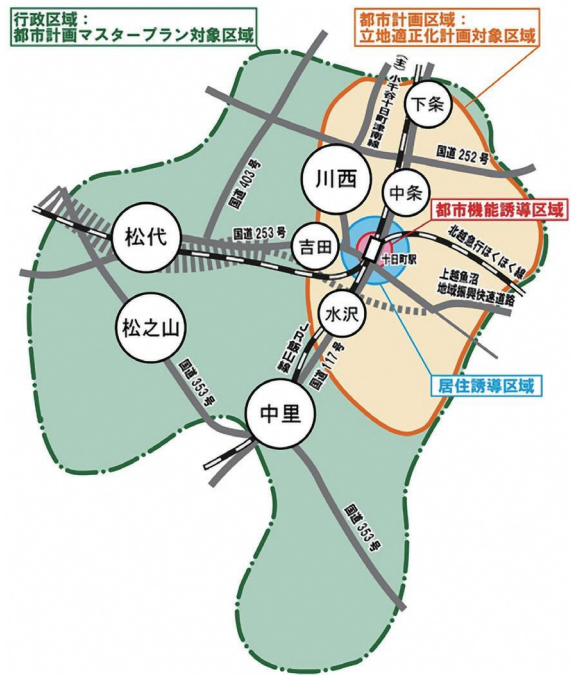
施策⑤ 計画的な土地利用の推進

■ 施策の方針

市街地、周辺地域及び中山間地域において、それぞれの地域特性を生かしながら、各種計画に基づく制度を活用した土地利用を推進します。また、適正な土地利用に必要な地籍の確定を進めます。

■ 現状と課題

- ・「十日町市都市計画マスタープラン」は、平成20年3月の策定から15年以上が経過し、その間に社会経済情勢や都市計画を取り巻く環境が大きく変化したことから、令和7年3月に同計画の改定を行いました。さらに同時期に、ネットワーク型コンパクトシティ^{*1}の実現を目指す「十日町市立地適正化計画」を新たに策定しました。今後は、両計画を指針として、地域特性を生かした持続可能なまちづくりを推進する必要があります。
- ・駅西地区の一部では、立地状況を踏まえた土地の有効活用を図るため、用途地域の見直しを行いました。また、将来の交通需要を見据え、現状に即した都市計画道路の見直しを行いました。今後は、これらの見直し結果に基づき、関連事業を推進する必要があります。
- ・上越魚沼地域振興快速道路による高速交通体系の確立や、市全体の活力増進と地域振興などを目的とした、「十日町IC（仮称）周辺土地利用基本構想」を策定し、「道の駅」整備概要（案）を作成しました。今後は道路事業の進捗に応じて、道の駅整備に関する各種計画を策定し、実施に向けた取組を進める必要があります。
- ・土地に関する施策を円滑に推進するため、地籍調査を計画的に進めてきました。市街地においては令和3年度に調査を完了し、従来わかりにくかった住所表示の明確化を図りました。また、松代、松之山地域についても、正確な地籍把握に向けて調査に着手しています。今後も、未調査地域における地籍の確定作業を計画的かつ着実に推進する必要があります。



地籍調査の実施状況（令和7年3月末時点）

地域名	計画面積(k㎡)	完了済面積(国)	進捗率(%)
十日町	203.59	80.58	39.58
川西	7273	72.73	100.00
中里	56.92	56.92	100.00
松代	87.42	0.39	0.45
松之山	83.80	0.66	0.79
市全体計	504.46	211.28	41.88

※完了済面積は、国土調査法第19条5項（区画整理・ほ場整備）を余く 都市計画マスタープランと立地適正化計画の概念図

* 1 中心市街地や各地域の拠点などに都市や生活に必要な機能を集約し、それらを利便性の高い公共交通などで連携した都市のこと。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 各種計画に基づく効果的・効率的な土地利用の推進

- ①市街地、周辺地域及び中山間地域それぞれの特性と資源を生かし、誰もが安全・安心に暮らせる持続可能なまちづくりを推進します。
- ②市街地のみならず、周辺地域や中山間地域に暮らす誰もが生活利便施設等を利用できる、「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を推進します。【戦2-③】
- ③市街地における円滑な交通を確保するため、都市計画道路事業を推進します。【戦2-③】
- ④十日町IC（仮称）周辺の「道の駅」整備について、関係機関や地元との調整を図りつつ、事業用地確保及び整備計画の策定を推進します。【戦2-③】

【主要事業】 都市計画マスタープラン・立地適正化計画関連事業、十日町IC（仮称）周辺道の駅整備事業、都市計画道路事業（街路事業）

2. 地籍調査事業の推進

- ①松代・松之山及び十日町地域の未調査地域において、地籍調査を計画的に推進します。
- ②現地調査が困難な山林については、リモートセンシング技術*²等のDX*³を活用した効率的な調査手法の導入を検討します。

【主要事業】 地籍調査事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
松代・松之山地域の地籍調査実施面積	1.1km ²	2.2km ²
十日町地域の地籍調査実施面積	80.6km ²	82.0km ²

*2 航空機や人工衛星、ドローンから高精度なセンサを用いて地表面を遠隔観測し、山間部などの土地境界や地形情報を非接触で取得・分析する技術のこと。

*3 「デジタル・トランスフォーメーション」の略で、直訳すると「デジタル変革」。「デジタル技術で人々の生活をより良いものに変革する」こと。



施策 40

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策4 雪とともに生きるまち

施策① 持続可能な除雪体制の確保

■ 施策の方針

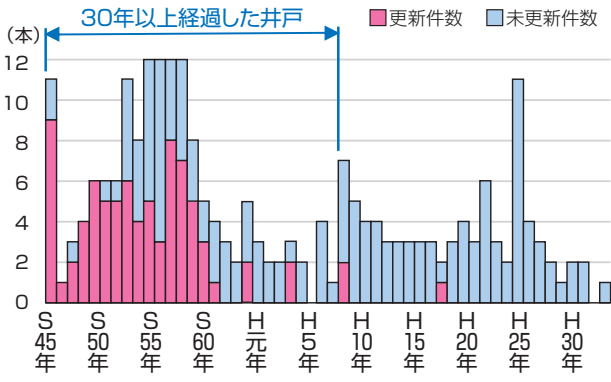
冬期間の安全・安心な交通を確保するため、持続可能な除雪体制にするとともに、消雪パイプや流雪溝の整備・更新を計画的に進めます。

■ 現状と課題

- ・市道除雪は、平成25年度に「除雪基本料金支払制度」を創設し、平成26年度から「除雪管理システム」を導入するなど、除雪体制の維持に努めてきました。一方で、除雪オペレーターの担い手不足や高齢化、労務単価や資機材価格の上昇など、多くの課題を抱えています。今後も除雪体制を維持し、冬期間の安全・安心な交通を確保する必要があります。
- ・市内約86kmの区間で整備された消雪パイプは、冬期間の安全で円滑な交通を支えています。一方、消雪用井戸の約3割が設置から30年を経過し、老朽化が深刻化しています。今後も計画的かつ効率的な更新・整備を進める必要があります。
- ・流雪溝は、令和2年度に十日町整備計画エリアの整備が完了しました。現在整備を進めている区域の整備率は、学校町区域66%、川治地区63%、川西地域69%となっています。今後も整備の進捗を図り、早期供用開始を目指す必要があります。
- ・流雪溝の管理運営を担う流雪溝運営協議会では、担い手不足や高齢化が進んでいます。今後も安定した運営を継続するため、持続可能な組織体制を構築する必要があります。
- ・中山間集落において、雪崩は生命の危険や生活への支障が大きいことから、引き続き、雪崩危険箇所のパトロールや雪庇落し、雪崩予防柵の設置及び更新などを実施する必要があります。



ロータリ除雪車による排雪



市有消雪パイプ井戸 更新・未更新 年度別箇所数

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 道路除雪の推進

- ①除雪基本料金支払制度の継続や除雪機械の計画的な更新により、持続可能な除雪体制を維持します。【戦2-③】
- ②除雪作業のワンオペレーター化やICT*¹技術の活用などによる省人化を図り、効率的な除雪作業を推進します。【戦5-①】
- ③効率的な除雪のために必要な雪出し場の確保について、引き続き市民に理解と協力を求めていくとともに、適正な除排雪作業による経費節減に取り組みます。

【主要事業】市道除排雪事業、除雪機械整備事業

2. 消雪パイプの計画的な更新・整備

- ①消雪パイプ・井戸については、新技術による長寿命化も考慮し、計画的な更新を推進します。
- ②井戸や散水管の配置全般を見直し、地域一体で散水効率を高めるための検討など、効率的な更新を推進します。
- ③家屋が連たんし、雪出し場が無い地区や交通需要が高い道路などについて、消雪パイプの整備を検討します。

【主要事業】消雪パイプ更新・整備・改修事業

3. 流雪溝の整備

- ①整備計画エリア（学校町区域、川治地区、川西地域）の整備を順次進め、供用区域を拡張します。
- ②流雪溝運営組織と連携し、人材確保と適正な管理運営を図ります。

【主要事業】流雪溝整備事業

4. 雪崩危険箇所の解消

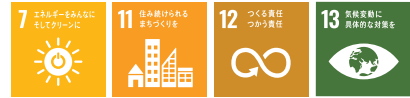
- ①雪崩危険箇所のパトロールを強化し、早期把握と事故防止を図ります。
- ②市道における雪崩予防施設の設置や段切り対策などを検討し、雪崩危険箇所の早期解消に努めます。また、国・県道の雪崩対策の計画的な実施を関係機関に働きかけます。

【主要事業】流雪溝整備事業

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
消雪パイプ更新井戸数	88本	122本
流雪溝整備率（学校町・川治・川西）	54%	72%

*1 「Information and Communication Technology」（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、「情報通信技術」のこと。



施策 41

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策4 雪とともに生きるまち

施策② 市民のくらしを支える雪処理支援の充実と利雪親雪の促進

■ 施策の方針

克雪住宅の普及促進、高齢化集落や要援護世帯への除排雪援助など、市民のくらしを支える雪処理支援の充実を図ります。また、雪は貴重な資源であることから、雪エネルギーの利用促進や雪を使ったイベントの充実を図るなど、利雪親雪の取組を進めます。

■ 現状と課題

- ・屋根雪処理対策については、「克雪すまいづくり支援事業」の継続により、新築住宅のほとんどが克雪化されています。しかし、雪下ろしが必要な住宅も約4割存在することから、引き続き克雪住宅の普及促進に向けた支援を行う必要があります。
- ・除排雪作業中の人命にかかわる事故が高齢者を中心に急増している豪雪地帯において、死傷事故防止のために制定された「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業」を活用し、安全器具購入費に対する補助や命綱固定アンカー設置済み住宅への雪下ろし作業費補助などを行ってきました。今後も事故防止のため、命綱固定アンカー等の普及促進に向けた支援や啓発を行う必要があります。
- ・地域内の人材不足により、これまでの雪処理体制の維持が困難になることから、令和3年度から冬期集落保安要員制度を見直し、個人委託に加えて集落組織や除雪ボランティアも雪処理作業の委託対象にするなど、制度の拡充を進めてきました。今後も地域の実情に応じて、雪処理に対する継続的な支援を行う必要があります。
- ・雪を貴重な地域資源として捉え、雪冷熱を利用した雪室や冬の各種イベントなど、さまざまな利活用や交流に取り組んでいます。さらなる雪の有効活用のため、利雪親雪の取組を積極的に進める必要があります。



命綱固定アンカー



克雪住宅

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 克雪住宅の普及促進

- ①冬期間でも安心して暮らせる克雪住宅の普及を図るため、補助制度を継続します。【戦2-③】
- ②屋根の雪下ろしによる転落事故を未然に防ぐため、命綱固定アンカーなどの設備に対する補助制度を継続します。【戦2-③】
- ③広報紙やホームページ、SNS*¹などにより、雪下ろし時の注意事項の周知を図るなど、事故防止に向けた啓発活動を実施します。

【主要事業】 克雪すまいづくり支援事業、すまい雪おろし安全対策支援事業

2. 雪処理支援体制の充実

- ①地域や集落内における雪下ろしや除雪作業の負担の軽減を図るため、小型除雪機導入への支援を継続します。【戦2-③】
- ②要援護世帯への支援などを継続的に行うとともに、冬でも安心して暮らせる生活環境に向けた改善に努めます。
- ③過疎化・高齢化のため、集落機能の維持に支障が生じている集落に対して、地域の実情に応じた共助による除雪作業を支援します。また、県事業と連携しながら冬期集落保安要員の配置や除雪ボランティアの受入を促進することで、冬期間の安全・安心な生活環境の維持を図ります。

【戦2-③】

【主要事業】 十日町市小型除雪機械共同導入事業、要援護世帯除排雪援助事業、集落安心づくり事業、冬期集落安全・安心確保対策事業

3. 利雪親雪の促進

- ①雪を活用した農産物の貯蔵など、高付加価値化への取組を推進します。【戦2-③】
- ②日本遺産*²に認定された「究極の雪国とおかまち-真説！豪雪地ものがたり」により、雪国の歴史と文化を積極的に発信し交流を広げるなど、利雪親雪の取組を推進します。【戦2-③】

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
既存住宅の克雪化改良棟数 (H17年度～累計)	939棟	1,000棟

*1 ウェブ上でメッセージのやり取りなど、他者とのコミュニケーションにより社会的ネットワークを構築できる、「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略称。

*2 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもの。

施策 42



基本方針4 協働と共創のまちづくり

政策1 尊重し合い協働するまち

施策① 人権尊重の推進

■ 施策の方針

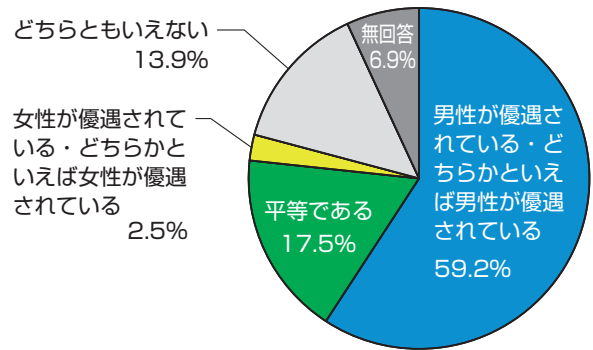
人権教育・啓発の推進により、差別や偏見を排除し、生命と尊厳を守りお互いがお互いを認め合い、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めます。また、性別や年齢、国籍にかかわらず全ての市民が活躍できる社会の実現に向けた取組を推進します。

■ 現状と課題

- ・情報化の急速な進展や個人の価値観、生き方の多様化に伴い、人権に関する問題は多岐にわたり、複雑化しています。令和7年に策定した「第3期十日町市人権教育・啓発推進計画」の基礎資料となる市民意識調査では、子ども、女性、障がいのある人の人権に加えて、インターネット上での人権侵害や性的少数者の差別に関心が高まっています。市では、インターネットのモニタリングにより発見された悪質な書込みや動画などの削除要請を法務局へ行っています。また、LGBT*¹講演会や人権映画上映なども行っています。誰もが個人として尊重され、安心して生活できる社会の実現に向けて、より一層、人権教育・啓発を推進する必要があります。
- ・少子高齢化の進行や人口減少など、社会情勢が急速に変化する中、全ての人たちが生き生きと自分らしく暮らせる社会の実現がより一層求められています。年齢や性別に関係なく、市民誰もが多様な生き方を選択でき、能力を十分に発揮できる社会を構築する必要があります。
- ・「子どもまんなか社会*²」の実現には、子どもの意見をくみ取ることが重要ですが、これまで意見を表明する機会がなかったことが課題となっています。すべての子どもが健やかに成長できるよう、子どもの権利を社会全体で擁護し、その意見を反映できる仕組みを整える必要があります。
- ・「十日町市男女共同参画基本計画」に基づき、市の審議会委員や地域団体の役員など、政策・方針決定の場への女性参画を促進してきましたが、まだ十分とは言えない状況です。市民アンケートの結果では、未だにジェンダーバイアス*³があることから、引き続き、男女平等やジェンダー平等*⁴に向けた啓発活動等に取り組む必要があります。



性のあり方と多様性について学ぶ講演会



社会全体における男女の地位の平等感
(R4年実施「男女共同参画に関する市民意識調査」抜粋)

* 1 LGBTとは、レズビアン(女性の同性愛者)、ゲイ(男性の同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時に割り当てられた性別と性自認が一致しない人)の頭文字をとった言葉で、性的指向や性自認の多様性を表す総称。
 * 2 子どもや若者の視点に立ち、子どもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する社会ビジョンのこと。
 * 3 性別に基づく偏見や固定概念のこと。
 * 4 一人ひとりが性別にかかわらず、権利や機会を平等に得られること。

施策の展開

1. 人権教育の推進

- ①様々な人権問題の解決を図るため、家庭・地域・学校・職場など社会のあらゆる場で、正しい知識の習得と共通理解の醸成を目的とした人権教育・啓発を継続的かつ長期的に推進します。

2. 広報・啓発の充実

- ①市報やホームページ、SNS^{*5}、チラシ配布などを通じて、人権教育に関する研修や講座などの情報を多くの市民が取得できるよう、啓発活動の充実を図ります。
- ②国が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、広報紙をはじめ各種媒体により、こどもの権利擁護の必要性を市民に周知・啓発します。

【主要事業】 人権教育・啓発推進に関する講演会や映画上映などの開催、広報紙等の配布、いじめ防止対策事業

3. 意見表明できる仕組みづくり

- ① こどもの基本的権利の一つである「意見表明権」を保障し、その意見を尊重するため、こども意向調査（アンケート）やワークショップなどを実施し、こどもの意見を施策に反映する仕組みを整えます。

【主要事業】 こどもへの意向調査、ワークショップの開催

4. 誰もが活躍できる社会の推進

- ①年齢や性別を問わず活躍できる社会の構築を目指し、ワーク・ライフ・バランス^{*6}の実現に向けた取組を推進します。
- ②性別による役割分担意識や偏見を解消するため、男女共同参画に関する啓発活動に取り組みます。

【主要事業】 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度登録促進、男女共同参画推進事業

まちづくり指標

※アンダーライン項目は、行革対象項目

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
各種啓発活動（団体との共催含む）	4回	6回
<u>審議会などの女性委員の割合</u>	27.6%	40%

*5 ウェブ上でメッセージのやり取りなど、他者とのコミュニケーションにより社会的ネットワークを構築できる、「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略称。

*6 一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



施策 43

基本方針 4 協働と共創のまちづくり

政策 1 尊重し合い協働するまち

施策② 地域自治の充実・集落対策の推進

■ 施策の方針

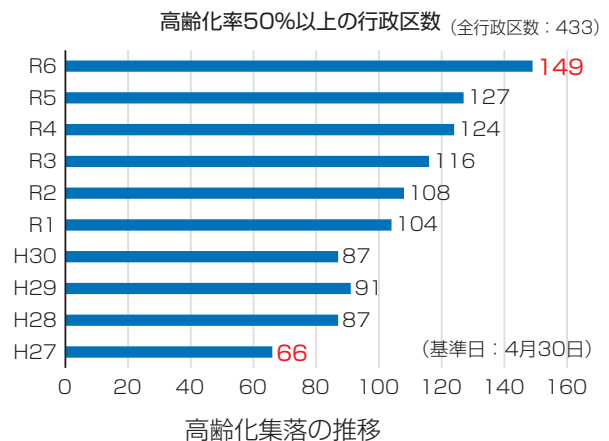
公共を支えるパートナーである地域自治組織と連携し、多様化する地域課題の解決に取り組むとともに、将来を見据えた持続可能な地域自治を推進します。
また、「地域おこし協力隊」や「地域支援員^{*1}」を配置し、集落機能の維持・活性化を図ります。

■ 現状と課題

- ・急激な人口減少や少子高齢化の進行により、一部の集落では、道普請や行事が実施できないなど、集落活動が困難な状況となっています。今後も地域自治組織と連携しながら、各地域の課題解決に取り組む必要があります。
- ・地域自治組織が行う取組を後押しするため、地域自治推進事業交付金等による支援や、地域おこし協力隊、地域支援員による人的支援を行い、特色ある地域づくりを進めています。今後も地域の実情に応じて、地域自治組織などが行う移住者を呼び込む体制づくりや、集落維持のための活動、地域コミュニティの拠点づくりなどを支援し、地域活性化を図る必要があります。
- ・高齢化集落の存続や集落機能を維持するため、都市部の意欲ある人材を「地域おこし協力隊」として積極的に配置しています。これにより、新たな活力が生まれるとともに、退任後も隊員が地域に定住し、人が人を呼ぶ好循環に繋がっている地域が多くあります。この流れを市内全体に広げる必要があります。
- ・集落点検や話し合いなど、地域の調整役として「地域支援員」を配置し、地域の維持・活性化に向けた取組や高齢化集落対策を支援しています。引き続き、地域の特性に応じたまちづくりを推進するため、地域支援員を配置し、買い物や通院の移動支援などの課題解決に取り組む必要があります。



各地区で活動する地域おこし協力隊



* 1 地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関するノウハウや知見を有し、集落の巡回や状況把握等を実施する人材（総務省の集落支援員制度を活用し、市が委嘱した人材を各地域に配置）。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 地域自治組織との連携・協働

- ①地域自治組織に対して、引き続き地域自治推進事業交付金を交付するとともに、地域支援員を配置し、各地域の特性に応じた地域自治を推進します。【戦2-④】
- ②多様化する地域課題に柔軟に対応するため、集落安心づくり事業やパワーアップ事業など、地域自治組織への支援制度の拡充や集落間で協力し合う連携体制の構築を図ります。【戦2-④】
- ③地域自治組織と連携し、「地区公民館」の「市民センター」化を推進するとともに、その活動拠点となる施設について、必要な整備・改修を進めます。【戦2-④】

【主要事業】 地域自治推進事業交付金（集落安心づくり事業、自治協働事業、パワーアップ事業）、地域自治組織活動支援交付金、地域支援員の配置、地区公民館の市民センター化、コミュニティセンターの整備・改修

2. 地域コミュニティ活動の活性化

- ①住民主体のまちづくりを図るため、地域行事・自主防災・地域文化の保全や継承など、地域活動を支援します。【戦2-④】
- ②各地区のコミュニティの活動拠点となる集会所などの整備・改修を支援します。【戦2-④】

【主要事業】 自治総合センターコミュニティ助成事業、十日町市地域集会施設建設費等助成事業

3. 多様な人材の活躍による集落対策の推進

- ①高齢化集落の活動を支援するため、地域おこし協力隊を積極的に配置するとともに、退任後の定住・定着の促進を図ります。【戦4-②】
- ②専門的な知識・機能を有するミッション型地域おこし協力隊^{*2}を配置し、多様化する地域課題の解決を図ります。【戦2-④】
- ③集落活動が困難な高齢化集落を支援するため、地域支援員を積極的に配置します。

【主要事業】 地域おこし協力隊の配置（地域密着型・ミッション型）、地域支援員（高齢化対策）の配置

まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
地域おこし協力隊の退任後定住率	73.0%	74.0%
地域自治組織活動支援交付金の原資とな るとおかまち応援寄附金の寄附金額	9,716千円	14,000千円

*2 地方自治体が募集段階で具体的な活動内容（ミッション）を定めている地域おこし協力隊の総称。



施策 44

基本方針 4 協働と共創のまちづくり

政策 1 尊重し合い協働するまち

施策③ 市民活動の推進

■ 施策の方針

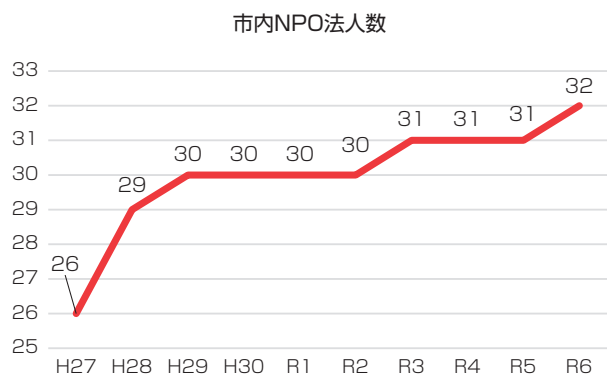
まちづくりの主役である市民が、主体的にまちづくりに参画できるように、市民や地域、NPO法人等の活動を支援するとともに、地域の活動拠点づくりを進めます。

■ 現状と課題

- ・ 地域自治組織やNPO法人、市民活動団体などの活動が着実に根付いています。人口減少が進む中、これからも地域に愛着と誇りを持って暮らし続けていくには、引き続き、まちづくりの主役である市民やNPO法人等と行政が連携し、地域の課題解決や活性化、生活環境の充実に取り組む必要があります。
- ・ 市民活動の中核を担う中間支援組織^{*1}「NPO法人市民活動ネットワークひとサポ」が、NPO法人や市民活動団体の活動を支援しています。また、公共交通や高齢者・障がい者福祉など、多様化する地域課題に対して、新たな公共の担い手として活躍するNPO法人が増えています。一方で、高齢化等により自助による生活が困難な世帯が増えていることから、今後も地域の課題解決に取り組むNPO法人の増加と、活動の場を広げていく取組を進める必要があります。
- ・ 中心市街地では、市民交流センター「分じろう」、市民活動センター「十じろう」などで行われている「とおか市」や「まちなか学園祭」、「こどもまつり」などが新たな市民活動イベントとして定着しています。今後も多様な主体が主役となったまちづくりを推進するため、各地域に「地域の拠点」を整備するなど、地域自治組織やNPO法人、市民活動団体などの活動を引き続き支援する必要があります。



こどもパーク ASOBO の日
(市民交流センター「分じろう」)



市内NPO法人数の推移 (各年3月31日現在)

* 1 行政と市民・NPO・企業などの間にとって様々な活動を支援する組織のこと。

施策の展開

※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 市民活動の支援

- ①地域自治の担い手である市民をはじめ、NPO法人や市民活動団体などを支援し、協働のまちづくりを推進します。【戦2-④】
- ②「市民活動相談窓口」をまちなかステージ市民交流センター「分じろう」に設置し、市民活動を支援・推進します。

【主要事業】 協働のまちづくり事業

2. NPO法人等の支援

- ①NPO法人の活動内容を、とおかまち応援寄附金のポータルサイトやDM（ダイレクトメール）等で広く発信することにより、NPO活動支援交付金（財源はとおかまち応援寄附金）による支援の充実を図ります。【戦2-④】
- ②市民活動の中間支援組織である「NPO法人ひとサポ」と連携し、地域や社会の課題解決に向けて取り組む市民や団体等を支援します。【戦2-④】

【主要事業】 NPO活動支援交付金

3. 市民活動の拠点づくり

- ①市民交流センター「分じろう」、市民活動センター「十じろう」などを拠点とした市民活動の支援をはじめ、地域自治組織と連携して地区公民館の「市民センター」化を図るなど、地域における市民活動の拠点づくりを進めます。【戦2-④】

【主要事業】 まちなかステージ管理運営事業、地区公民館の市民センター化
市民センターの改築

まちづくり指標

※アンダーライン項目は、行革対象項目

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
市民活動相談窓口（ひとサポ）の対応件数	44件	50件
NPO活動支援交付金の原資となるとおかまち応援寄附金の寄附額	12,335千円	18,000千円
地区公民館の市民センター化の件数	0件	3件



施策 45

基本方針 4 協働と共創のまちづくり

政策 2 持続可能な自治体経営で未来を創るまち

施策 ① 柔軟で効率的な行政運営

■ 施策の方針

行政の経営資源を最大限活用するとともに、効果的かつ効率的な行政サービスを提供するため、AI*1技術の活用など行政運営におけるイノベーションや他の自治体との広域連携を推進します。

■ 現状と課題

- ・ 人事評価制度や人事交流、各種研修などにより職員の能力向上を図るとともに、第二次総合計画から行政改革の取組を本計画に組み込み、効果的かつ効率的な行政運営に努めてきました。今後は職員数の減少を見据えながら、新たな発想やサービスで柔軟な行政運営を行う必要があります。
- ・ 社会の変化や多様化する住民ニーズに対応するため、単純な事務処理にはAI-OCR*2やRPA*3などのデジタル技術を活用し、事務処理の省力化と効率化を進めてきました。職員数の減少により人的リソースの確保が難しくなる中、今後は具体的な課題に応じて活用方法を工夫し、デジタル技術の活用能力を高める必要があります。
- ・ 市の情報を的確に伝えるため、「市報とおかまち」を毎月発行するとともに、ホームページやSNS*4など多媒体で積極的に情報発信を行っています。一方で、発信する情報量が増加しています。今後は、市が届けたい情報を確実に伝える工夫や、紙からデジタルへの移行も更に進める必要があります。
- ・ 行政事務の共同処理など、互いに利益を享受できる取組について、他の自治体と連携して行政運営を行ってきました。今後は、各自治体が有する資源を共有・共同活用するなど近隣市町村との連携を一層強化するとともに、大学などとの包括連携協定を通じて、さらなる地域活性化を図る必要があります。

行政改革項目

市民との協働			行政運営の効率化			財政運営の適正化		
取組項目	施策	まちづくり指標	取組項目	施策	まちづくり指標	取組項目	施策	まちづくり指標
市民の参画と協働の推進	42	審議会などの女性委員の割合	民間活力の導入	7	遊休教育財産の削減率	計画的な財政運営	46	財政調整基金保有額（一般会計）
	44	市民活動相談窓口（ひとサポ）の対応件数		45	協定締結した大学や企業などと新たに連携する取組の数			自主財源の確保
地域支援の充実		地区公民館の市民センター化の件数	職員の意識改革と人材育成		デジタル人材育成関連研修年間参加率（延べ参加人数／総職員数）	地方公営企業の経営健全化	36	
								下水道経費回収率（使用料収入÷経常費用等）

* 1 Artificial Intelligence（人工知能）の略で、コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。
 * 2 AI（人工知能）を活用し、紙面のテキスト部分を認識し、文字データに変換する文字認識機能のこと。
 * 3 パソコンへの入力作業など、定型業務を自動化するソフトウェアロボット技術のこと。
 * 4 ウェブ上でメッセージのやり取りなど、他者とのコミュニケーションにより社会的ネットワークを構築できる、「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略称。

施策の展開 ※【戦〇-〇】は、重点戦略に該当する施策

1. 効果的・効率的な行政サービスの推進

- ①人事交流や専門研修を継続的に実施し、適正配置や柔軟で多様な働き方を整備することで、職員一人ひとりの力を最大限に引き出し、持続可能な行政運営を推進します。
- ②効果的・効率的な自治体運営に取り組むため、行政評価の取組をまちづくり指標の項目と一体的に推進するとともに、評価結果を各種計画策定や予算編成に活用します。

【主要事業】 職員研修事業、市民アンケート、総合計画達成度

2. デジタル化、AI技術の導入による効果的で柔軟な行政運営

- ①業務課題に対応したデジタル化を推進するとともに、定期的な職員研修やトレーニングを通じてAIなどのデジタル技術や情報活用能力を高め、社会の変化や住民のニーズに対応できる組織づくりを進めます。【戦5-①】

【主要事業】 デジタル人材育成研修

3. 効果的・効率的な広報・広聴活動の推進

- ①「市報とおかまち」の掲載記事を厳選し、読みやすくするとともにデジタル化を進め、WEB上で閲覧可能とするなど、市民にタイムリーかつ的確に情報が届くよう努めます。
- ②ホームページ、SNS、防災行政無線などの多媒体を連携させ、市民が情報を取得しやすい環境の整備をさらに進めます。
- ③SNS等を活用して市民の意見を聴く仕組みづくりを進めます。

【主要事業】 市報とおかまちの発行、情報発信の多媒体連携、市民アンケート、市民WEB調査

4. 広域連携・産官学連携の推進

- ①互いに利益を享受できる事務事業を他の自治体と共同で実施し、業務の効率化を図るとともに、広域的な課題の解決に努めます。
- ②大学や企業などとの連携協定に基づき、地域課題の解決や地域活性化に資する事業の実施など、多様な分野での取組を推進します。

【主要事業】 福祉分野における審査会等の共同設置、大学等との連携協定の取組

まちづくり指標 ※アンダーライン項目は、行革対象項目

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
<u>デジタル人材育成関連研修年間参加率（延べ参加人数／総職員数）</u>	0.75	1.00
<u>協定締結した大学や企業などと新たに連携する取組の件数</u>	—	5件 (R8～12年度の合計)

施策 46



基本方針 4 協働と共創のまちづくり

政策 2 持続可能な自治体経営で未来を創るまち

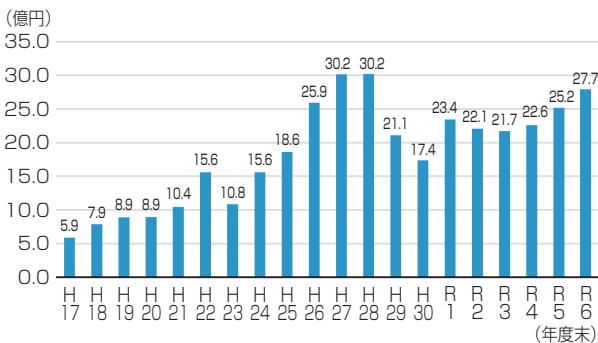
施策 ② 健全な財政運営

■ 施策の方針

本計画における各種施策の実現のため、財政状況の分析と予測により、有利な財源などを活用しながら「健全な財政運営」を継続します。また、事業予算の「選択と集中」を図ることで、将来にわたり安定した自治体経営を推進します。

■ 現状と課題

- ・これまで、時代の変化を捉えながら、市民ニーズに沿った公共投資を実現してきました。現在、その成果を民間において活用されるなど、多様な「好影響・好循環」が生まれています。今後も、こうしたプラスの効果を市民と共有しながら、様々な財源の確保と健全な財政運営を継続することが求められます。
- ・投資的な事業を実施するための財源の一つとして、有利な起債などを効果的に活用してきました。このため、実質公債費比率は、国の判断基準の範囲内で比較的高い数値で推移する見込みです。一方で、市債の新規発行額の適正管理により地方債残高は順調に減少しています。今後も計画性を持ちながら市債の発行額と償還額のバランスをコントロールしていくことが重要です。
- ・借料金は合併後のピーク時から半減しています。また、当初の役割を終えた公共施設は、解体するだけでなく、民間への譲渡や大地の芸術祭の拠点施設としても有効活用されています。今後も、公共施設全体の予防保全に努めるとともに、配置の適正化や遊休施設の活用が求められます。
- ・滞納者への早期の接触や丁寧な交渉及び租税の徴収実績の積み重ねにより、新潟県から連続して表彰を受けてきました。今後も現状の収納率を安定的に維持していくことが必要です。一方で、長年続いた不景気などにより、滞納の長期化・広域化する案件が増加傾向にあります。このため、新潟県地方税徴収機構や近隣自治体との連携を一層強化し、滞納繰越分の減少を目指すことが必要です。また、市内の小中学校、高等学校で「租税教室」を実施するなど、幅広い世代に対して納税意識の高揚を図ることも重要です。



財政調整基金残高の推移 (単位：億円)



高等学校における租税教室

施策の展開

1. 持続可能な財政運営

- ①市税やふるさと納税などによる財源の確保と財政調整基金をはじめとする各種基金の適正管理を継続しながら、持続可能な財政運営に努めます。また、特色ある事業展開を図るため、企業版ふるさと納税^{*1}やふるさと納税型クラウドファンディング^{*2}も積極的に活用します。
- ②効果的な事業実施のため、交付税措置率の高い有利債を活用するなど、市債の適切な管理に引き続き努めます。
- ③新たな財源の確保にも取り組みながら、事業予算の「選択と集中」により必要な予算措置を行うことで、本計画における各種施策の実現につなげます。

2. 公共施設等の適切な管理と借地負担の軽減

- ①公共施設等総合管理計画に基づき計画的に改修を行い、施設の機能を維持するとともに事業予算の平準化を図ります。
- ②遊休施設の売却や貸付けにより民間投資を呼び込み、税収の増加につなげます。
- ③公共施設の借地料負担を軽減するため、地権者との交渉を進め、借地の解消や借地料単価の引下げに努めます。

3. 収納率の安定的維持と納税意識の高揚

- ①引き続き、市税の適正な課税に努めるとともに、新潟県や近隣自治体と連携して滞納整理に取り組み、収納技術の向上を図ります。また、滞納処分によるインターネット公売やSMS^{*3}活用による納付の催促など、より積極的に取り組みます。
- ②税務署など関係団体と協力し、児童・生徒を対象とした「租税教室」や、市民を対象とした「出前講座」を継続的に実施します。さらに、SNS^{*4}をはじめとする多様な媒体を活用した広報活動を展開し、市民の納税意識の一層の向上を図ります。

【主要事業】 県などとの連携による収納技術の習得・向上、デジタル技術を用いた納付の催促、「租税教室」や「出前講座」の継続実施

まちづくり指標

※アンダーライン項目は、行革対象項目

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
財政調整基金保有額（一般会計）	27.7億円	30億円
地方債残高（一般会計）	397.1億円	240.2億円未満
市税（6項目）の収納率	98.0%	98.5%

- * 1 国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組み。
- * 2 自治体又は認可された団体等がプロジェクトオーナーとなり、地域の課題解決を目指して資金を募る仕組み。特定のプロジェクトに寄附することで、地域の課題解決に貢献することができる。
- * 3 携帯電話番号を使って短い文字メッセージを送受信する仕組みのこと。
- * 4 ウェブ上でメッセージのやり取りなど、他者とのコミュニケーションにより社会的ネットワークを構築できる、「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略称。